

ご説明資料

令和5年1月

1. 審査講評案に向けた認識整理について

審査講評案に向けた認識整理について

評価基準(配点)
①IR区域全体のコンセプト(30点)
②IR区域内の建築物のデザイン(30点)
③IR施設の規模(10点)
④ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード(30点)
⑤MICE施設の規模(20点)
⑥MICE施設の機能・設備等(50点)
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等(50点)
⑧魅力増進施設(50点)
⑨送客施設(50点)
⑩宿泊施設の規模(20点)
⑪レストラン等の付帯サービス(10点)
⑫宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)
⑬その他観光旅客の来訪・滞在促進施設(30点)
⑭カジノ施設のデザイン・配置(20点)
⑮IR区域への交通利便性(5点)
⑯IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等(15点)
⑰MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)
⑱地域経済への効果(50点)
⑲2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)
⑳IR事業者等の事業遂行能力(50点)
㉑財務の安定性(50点)
㉒防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)
㉓地域との良好な関係構築のための取組(50点)
㉔カジノ事業の収益の活用(50点)
㉕依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(150点)

評価基準4：審査講評案に向けた認識整理

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
4. ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード (30点)	障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点や、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレードの観点から、世界の最先端であり、模範となることが求められる。	<p>①ユニバーサルデザイン、多文化共生 (言語対応、性(従業員等の女性登用率を含む)、宗教、障害(障害者の雇用率を含む)を含む)</p> <p>②環境負荷低減</p> <p>③フェアトレード</p> <p>(SDGsの達成への寄与の観点を含む)</p>	あり ①15点 ②10点 ③5点	<p>・各方針について、以下①～③で例示する観点など、世界の最先端であり、模範となるために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、国内外の同種事例を参考とする。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1211 647 2123 1158"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 647 1597 743">①ユニバーサルデザイン、多文化共生</th> <th data-bbox="1597 647 1870 743">②環境負荷低減</th> <th data-bbox="1870 647 2123 743">③フェアトレード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 743 1597 1158"> <ul style="list-style-type: none"> 多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。 </td> <td data-bbox="1597 743 1870 1158"> <ul style="list-style-type: none"> 取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 最先端技術による工夫がみられる。 </td> <td data-bbox="1870 743 2123 1158"> <ul style="list-style-type: none"> 原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。 </td> </tr> </tbody> </table>	①ユニバーサルデザイン、多文化共生	②環境負荷低減	③フェアトレード	<ul style="list-style-type: none"> 多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 最先端技術による工夫がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。
①ユニバーサルデザイン、多文化共生	②環境負荷低減	③フェアトレード								
<ul style="list-style-type: none"> 多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 最先端技術による工夫がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。 								

<認識整理>

①ユニバーサルデザイン・多文化共生

- 庇・シェルターの設置や区域内を巡回するループバスの整備、歩行者動線と自動車動線の分離など、ユニバーサルデザインに関する基本的考え方を示している点は評価できる。他方、夢洲の長期的な地盤沈下に起因して地盤と建物の間に沈下差が生じることは确实視されるが、それを想定した歩行者等の移動に支障を生じさせない段差解消の対策の詳細が確定していないことや、夏の炎天下の移動など立地場所の気候も踏まえた検討についても、もう一步必要と見受けられる。
- 多言語対応や礼拝室の設置、様々な文化的、宗教的な要件を満たす飲食メニューの提供のほか、ハラール・ビーガンやその他のアレルギー等への配慮など、多様な国籍や文化からの来訪者を意識した取組が構想されている点は相応評価できる。なお、妊婦・女性やLGBT等への配慮を意識した取組については特段特徴的な記述は見られない。
- 雇用者及び管理職における女性比率の指標については、宿泊業、飲食サービス業界の女性比率の高さや、シンガポールIRと比較しても遜色なく、MGMやオリックスの知見を活かし、様々なライフステージの女性が快適に働ける環境と研修制度を整備するなど、女性の就労と管理職への登用の推進に積極的な姿勢がうかがえる点は相応評価できる。女性比率の目標達成のみならず、障害者雇用率の法定目標以上の達成をめざすことも含めて、掲げた目標の実現に取り組むことが求められる。

<認識整理>

②環境負荷低減

- SDGsの達成に貢献するサステナブルなIRを目指すという考え方の下、建設段階における取組として、廃棄物抑制を念頭に置いた建設資材の選定等が構想されているほか、運営時における取組として、高度なエネルギー管理システムの構築による効率的なエネルギー運用や太陽光等の再生可能エネルギーの導入など、様々な取組が構想されている点は評価できる。今後の実施設計・建設段階においては、確実な具体化が重要である。また、これらに関し、昨今、欧州等をはじめとして関心が高まっているサステナブルな観光という観点では、来訪者数へどのように訴求を図っていくかについても検討が望まれる。
- 建築物の環境配慮の促進に向け、「大阪市建築物総合環境評価制度(CASBEE大阪みらい)」に基づく建築物の環境性能効率A以上の取得が予定されており、環境負荷低減に前向きな姿勢は一定評価できる。

③フェアトレード

- 各種原材料の調達に際して、MGMのノウハウを参考にサプライヤー行動規範を策定するとともに、当該行動規範をサプライヤーが遵守しているか、また、倫理的、法的、環境的に、持続可能で社会的に責任のある方法で調達を行っているか、各調達対象産品に知見のある第三者の専門家を活用して監査するなど、フェアトレードに配慮した取組や、地域コミュニティとの共創に配慮した取組が構想されている点は、サステナブルな観光の推進の観点からも評価できるが、最後の点の第三者の専門家の監査については日常的な調達運用の中で実際に十分に実践できるものとして実現していくのか、今後注視される点と思われる。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- 庇・シェルターの設置や区域内を巡回するループバスの整備、歩行者動線と自動車動線の分離など、ユニバーサルデザインに関する基本的考え方を整理している点は評価できる。長期的な地盤沈下に起因して地盤と建物の上に沈下差が生じた場合を想定した歩行者の移動への配慮や、夏の炎天下の移動など立地場所の気候も踏まえた検討も、もう一步必要と見受けられる。

<区域整備計画 抜粋 (p.71)>

2. ユニバーサルデザイン

「ユニバーサルデザインの7原則」に則り、年齢、性別、国籍、文化、身体の状態等の違いにかかわらず、多様な来訪者の誰もが利用しやすく、快適に時間を過ごすことができる施設計画と環境整備に取り組む。

(1) 公平性

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づき、適切なエレベーターの配置等を通じて全ての来訪者が円滑に移動できる環境を整備する。

(2) 自由度

視認性が高く明快な敷地内の主要動線と回遊性の高いサブ動線の整備、区域内を巡回するループバスの整備により、複数の移動方法を選択できる環境を整備する。

(3) 単純性

多くの施設を敷地中央に配置する広場に面して設置することで、各施設間の視認性を確保し、誰にでも認知しやすい施設配置とする。

(4) 分かりやすさ

交通拠点や主要施設における案内表示並びに場内パンフレットの多言語対応及びピクトグラムを活用等により、誰でも理解しやすい明確な情報提供を実施する。

(5) 安全性

来訪者が安全に歩行できるよう、IR区域内の歩行者動線と自動車動線の分離に努める。

(6) 体への負担の少なさ

交通拠点からの動線には、必要に応じて庇・シェルターを設けることに努め、利用者が雨天時にも快適に移動できる動線を整備する。

(7) スペースの確保

大規模イベント開催時にボトルネックとなる可能性のある箇所には、十分な通路幅員や滞留空間を確保する。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

<プレゼンテーション回答(9月16日) 抜粋>

○OMGM

- 私たちの施設はラスベガスのもものも含めまして、それぞれの場所がつながっています。そして、それぞれ歩いていくところもあるのです。ラスベガスも大阪と同じように暑いところなのです。それでもやはりそこを歩いて移動されることが多いです。プロジェクトを進めるにしたがって、それを**拡張していく際にもう少し違う交通機関が必要だということになった時には、そこを検討していきたいと思っています。やはりそこでシャトルバスみたいなものでその中を移動させるようなものというの**は考えていくと思っています。
- IRの計画をするときには人の動きというのはとても重要な要素になってきます。ですので、IRのリゾートを見ていく時、その箇所をできるだけつなごうと考えています。その時に頭に入れておくのが、体験、発見というものを感じていただきたいと思っています。

先ほどもお伝えしましたように周遊バスというのも走らせていくことになると思います。**域内をもう少し早く移動したい人達のために周遊のシャトルバスは用意しようと思います**けれども、どちらかと言うと私たちはやはりその施設を楽しんでいただきたいと思うのです。ですので、実際に歩いて楽しんでいただいて、それぞれの機会を十分堪能していただきたいという意図があります。

<ヒアリング回答 抜粋>

○大阪府市

- **庇の下や、建物の中を歩いていただくということを検討している。**一方、一部、庇が無いところもあり、ここに関しては、エンターテイメントを抽出した施設であるため、開放感ということも重要になってくるので、**バランスを見ながら植栽計画を進めており、木陰を作り、木陰の下を楽しみながら歩いていただくという形を計画している。**
- さらに、施設が大きいため、徒歩だけではなく**ループバスを検討しており、例えばフェリーターミナルに行く時に荷物が大きい、少し歩くのが億劫であるという方については、ループバスを使って快適に移動していただくという手段も用意をしている。**

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- 多言語対応や礼拝室の設置、様々な文化的、宗教的な要件を満たす飲食メニューの提供のほか、ハラール・ビーガンやその他のアレルギー等への配慮など、多様な国籍や文化からの来訪者を意識した取組が構想されている点は相応評価できる。なお、妊婦・女性やLGBT等への配慮を意識した取組については特段特徴的な記述は見られない。

<区域整備計画 抜粋 (p.71)>

1. 多様な来訪者の受入れ

(1) 多言語でのサービス、案内及び情報提供

- レストランのメニュー、案内表示や看板、客室内その他主要施設での情報提供を多言語で行う。
- 経路案内等にICTやスマートテクノロジー等の高度技術を活用する。

(2) 特別なニーズを持つ来訪者への対応

- 特別なニーズを持つ来訪者には、従業員が直接対応・サポートの提供を行う。

(3) 多世代が楽しめる施設やプログラムの提供

- 幅広いエンターテインメントプログラムや五感を使って楽しめるファミリー向けコンテンツを提供する。
- 様々な価格帯と多種多様な料理、子ども向けのメニュー・椅子・食器類等を提供する。

<区域整備計画 抜粋 (p.72)>

4. 多様な文化への配慮、尊重

様々な国からの来訪者の文化やバックグラウンドを尊重し、滞在中のあらゆる場面での取組みを通じて、寛容と理解を促進するリゾートの創出をめざす。

(1) 飲食施設においては、様々な文化的、宗教的な要件を満たすメニューを提供する。ハラール、ビーガンやその他のアレルギー等にも配慮したオプションを提供するとともに、それらを分かりやすく表示する。

(2) 礼拝室の設置等、多様な文化からの来訪者が快適に過ごし、文化的・宗教的な習慣や伝統を実践できる環境を提供し、滞在の質を高める。

(3) 来訪者とのコミュニケーションや従業員研修などを通じて、多様な地域からの来訪者の文化的・宗教的祝日や伝統に対する従業員の理解を促進させる。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- 雇用者及び管理職における女性比率の指標については、宿泊業、飲食サービス業界の女性比率の高さや、シンガポールIRと比較しても遜色なく、MGMやオリックスの知見を活かし、様々なライフステージの女性が快適に働ける環境と研修制度を整備するなど、女性の就労と管理職への登用の推進に積極的な姿勢がうかがえる点は相応評価できる。女性比率の目標達成のみならず、障害者雇用率の法定目標以上の達成をめざすことも含めて、掲げた目標の実現に取り組むことが求められる。

<区域整備計画 抜粋 (p.72)>

3. 労働環境の整備、多様な人材の受入れ

女性、シニア、障がい者及び海外人材を含む多様な人材を受け入れ、活躍できる労働環境や人事制度を構築する。

また、柔軟な働き方支援、子育て支援、テクノロジーを活用した業務の自動化や負荷平準化、従業員のスキル補完、労働負荷やスキルセットに配慮した仕事の提供等の取組みにより、ベストワークプレイスとなることをめざす。

(1) 経営層、従業員等の女性登用

雇用者における女性比率55%、管理職における女性比率20%を指標として設定した上で、将来的に更なる向上をめざす。

(2) 障がい者の雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)で定められている水準以上の障がい者雇用率の達成をめざす。

(参考)シンガポールIRにおける女性雇用について

施設名	取組内容
ラスベガス・サンズ (マリーナベイサンズを運営)	• 全従業員のうち、女性の比率は約50%(役員の約27%)
ゲンティン・シンガポール (リゾートワールドセントーサを運営)	• 全従業員のうち、女性の比率は約47%(役員の約17%)

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

<質問回答 抜粋 (8月22日提出)>

- 雇用者における女性比率の指標55%は、オリックスグループの国内宿泊事業における女性雇用者の割合(雇用者のうち■■■■)、およびMGMにおける女性雇用者の割合(約50%)を基に設定しています。また、管理職における女性比率の指標20%は、厚生労働省が公表する「令和元年度雇用均等基本調査」に係るデータから、課長相当職以上の管理職に占める女性の割合11.9%および産業別女性管理職割合として宿泊業、飲食サービス業の16.9%をベンチマークとし、開業時期までの上昇も考慮して設定しています。
- 女性比率の指標は積極的な設定ですが、MGM・オリックスの実績、宿泊業、飲食サービス業界における女性比率の高さなどを踏まえると、実現可能な水準であると考えています。
- MGMでは、管理職の約43%を女性が占めており、多くの女性が活躍しており、Forbes誌より「America's Best Employers for Women(2018年)」やWBENC (Women's Business Enterprise Nationals Council)より7年連続で「America's Top Corporation for Women Business Enterprise (WBE)」に選定されるなど、女性にとっての雇用主として大変高い評価を得ています。
- またオリックスは、厚生労働省より「えるぼし」認定の最高位取得や経済産業省・東京証券取引所より「準なでしこ銘柄(2019年～2021年)」に選定されており、MGM・オリックスともに女性が働きやすい企業として認知されています。
- 大阪IRにおいても、MGM・オリックスの知見を活用し、様々なライフステージの女性が快適に働ける環境と、キャリアアップを実現するための研修制度等を整備し、女性の就労と管理職への登用を推進していきます。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- SDGsの達成に貢献するサステナブルなIRを目指すという考え方の下、建設段階における取組として、廃棄物抑制を念頭に置いた建設資材の選定等が構想されているほか、運営時における取組として、高度なエネルギー管理システムの構築による効率的なエネルギー運用や太陽光等の再生可能エネルギーの導入など、様々な取組が構想されている点は評価できる。また、これらに関し、昨今、欧州等をはじめとして関心が高まっているサステナブルな観光という観点では、来訪者数へどのように訴求を図っていくかについても検討が望まれる。

<区域整備計画 抜粋 (p.72~73)>

②スマートなまちづくり(環境負荷低減等)

「未来社会の実験場」という大阪・関西万博のコンセプトを継承し、社会課題の解決及び府民の生活の質(QOL)向上につながるまちづくりを進める。広大で多くの交流人口を生む夢洲の特性を活かして最先端技術の実証・実装の場を設けるとともに、**SDGsの達成に貢献するサステナブルなIRをめざす。**

1. 施設整備(建設)時における取組み

(1) 建設資材

- 再利用や再資源化しやすい建設資材の選定等により、将来的な廃棄物抑制に努める。**

(2) 工事作業員通勤車両、施設関連車両

- 工事作業員の通勤にパークアンドライド方式を採用し、通勤車両台数を低減する。
- 施設関連車両について、**低公害車の活用**、国土交通省指定の排出ガス対策建設機械の採用等により、大気汚染物質の排出量低減に努める。

2. 運営時における取組み

(1) 日々の運営で消費するエネルギー、水、燃料の消費の継続的な低減

- 高度なエネルギー管理システムを構築し、効率的なエネルギー運用を行う。**
- 雨水の再利用、節水型器具の採用等により、水使用量の削減を図る。
- 海水熱・太陽光等、クリーンで再生可能なエネルギーの導入**に取り組む。
- 高効率の設備機器及びエネルギー平準化設備等の先端技術を導入する。

(2) **最先端技術及びICT技術の活用によるスマートなまちづくり**

- 顧客体験、ウェルネス、観光等の分野において、最先端技術、キャッシュレス決済等のICT技術を積極的に活用することで、来訪者・従業員等にとって安全・安心、快適で楽しいスマートなまちづくりを行う。

評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- 建築物の環境配慮の促進に向け、「大阪市建築物総合環境評価制度(CASBEE大阪みらい)」に基づく建築物の環境性能効率A以上の取得が予定されており、環境負荷低減に前向きな姿勢は一定評価できる。

<区域整備計画 抜粋 (p.73)>

3. 取得予定の認証

IR施設のうち、延床面積が2,000㎡以上の全ての建築物について、「大阪市建築物総合環境評価制度(CASBEE大阪みらい)」に基づく建築物の環境性能効率(BEE)のサステナビリティランキングA以上を取得する。

(参考)CASBEE大阪みらい

- 建築物の環境への配慮を促進するため、「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づき、一定規模以上の建築物の環境品質・性能と環境負荷の低減等に係る計画書の届出を求め、その概要をホームページ等で広く市民に公表を行う制度。
- 評価項目は、「Q：建築物の内部や敷地内における環境の品質・性能(Quality)」、「L：エネルギー消費をはじめとした建築物による外部への環境負荷(Load)」であり、5段階で格付け。

ランクと評価の対応

ランク	評価		BEE 値ほか	ランク表示
S	Excellent	素晴らしい	BEE=3.0 以上、Q=50 以上	赤★★★★★
A	Very Good	大変良い	BEE=1.5 以上 3.0 未満	赤★★★★★
B+	Good	良い	BEE=1.0 以上 1.5 未満	赤★★★★
B-	Fairly Poor	やや劣る	BEE=0.5 以上 1.0 未満	赤★★★
C	Poor	劣る	BEE=0.5 未満	赤★



評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- 各種原材料の調達に際して、MGMのノウハウを参考にサプライヤー行動規範を策定するとともに、当該行動規範をサプライヤーが遵守しているか、また、倫理的、法的、環境的に、持続可能で社会的に責任のある方法で調達を行っているか、各調達対象産品に知見のある第三者の専門家を活用して監査するなど、フェアトレードに配慮した取組や、地域コミュニティとの共創に配慮した取組が構想されている点は、サステナブルな観光の推進の観点からも評価できるが、最後の点の第三者の専門家の監査については日常的な調達運用の中で実際に十分に実践できるものとして実現していくのか、今後注視される点と思われる。

<区域整備計画 抜粋 (p.73)>

③フェアトレード等

2. 各種原材料の調達についてのフェアトレードに関する取組み

- 各種原材料の調達に際しては、各調達対象産品に知見のある専門家によって、各業界の慣習や事業者のポリシー等の調査を行い、品質基準や人権原則に則した調達を行う等、フェアトレードに配慮する。
- 開発途上国のサプライヤーからの調達に当たっては、ESGの観点から、商品の製造が適正な労働環境で行われているか等を確認の上、公正な取引を行う。

<質問回答 抜粋 (8月22日提出)>

- 大阪IRにおいては、MGMが採用しているサプライヤー行動規範に準じた行動規範を策定し、サプライヤーが当該行動規範を遵守していることを監査します。例えば、コーヒー、リネン・タオル、特定の食品、中国で製造された業務用品・機器などの調達において、各調達対象産品に知見のある第三者の専門家を活用して、サプライヤーが倫理的、法的、環境的に、持続可能で社会的に責任のある方法で事業を行っていることを確認するための調査を行うことを想定しています。
- MGMでは、「世界人権宣言」や「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言 (ILO Declaration of Fundamental Principles and Rights at Work)」等を参照し、開発途上国のサプライヤーからの調達等、より詳細な調査を行う必要のあるリスク領域を特定する取組みを行っており、前述の原材料等がその対象項目とされています。

評価基準14: 審査講評案に向けた認識整理

評価基準14 カジノ施設のデザイン・配置

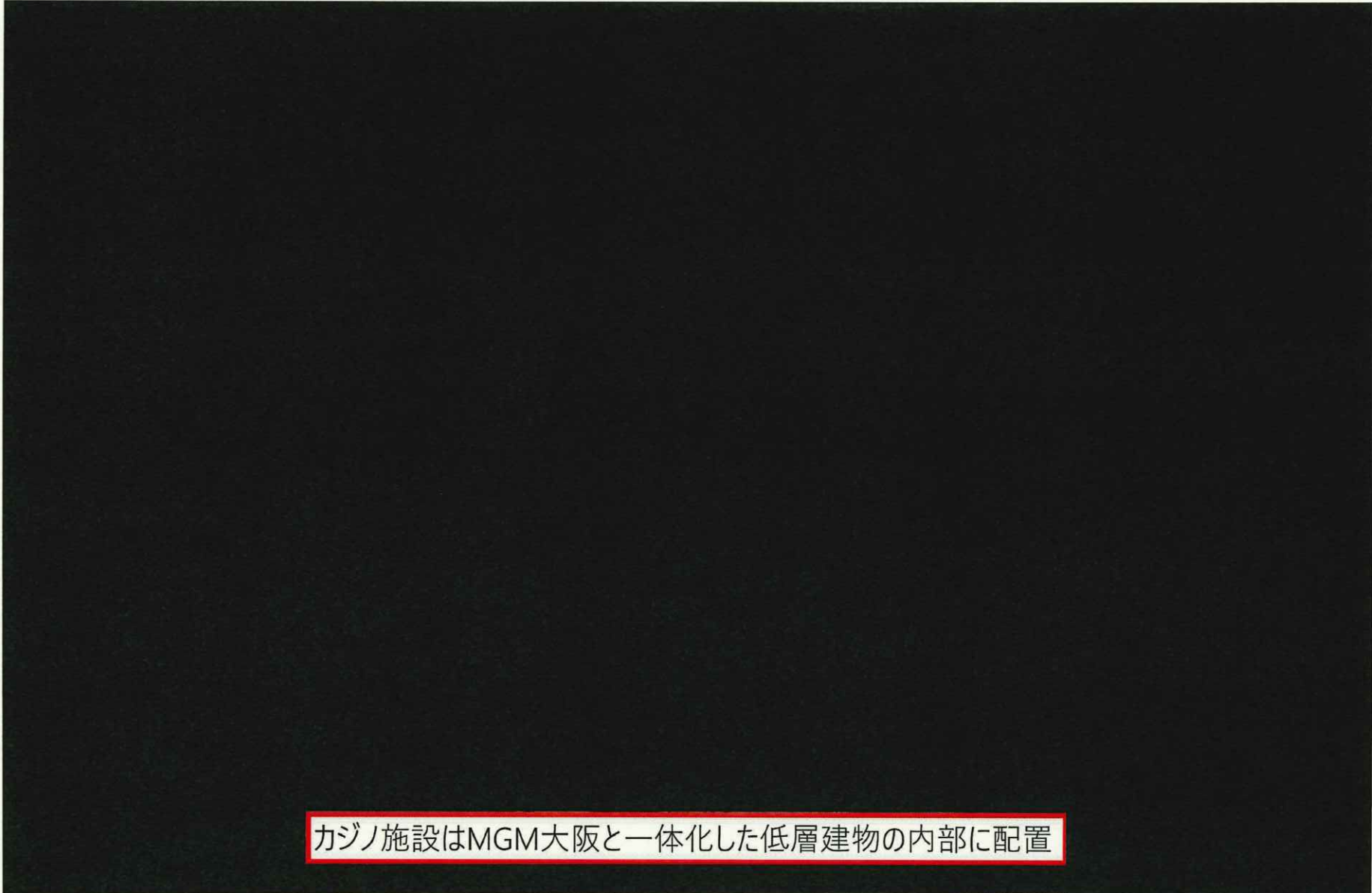
項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
14. カジノ施設のデザイン・配置 (20点)	IR区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置となっていることが求められる。	<p>①カジノ施設の種類、機能、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針(カジノ施設周辺の動線、カジノ施設を利用しないIR利用者への配慮等を含む)</p> <p>②カジノ施設の数、規模</p>	なし	<p>・方針について、以下①、②で例示する観点など、IR区域全体のコンセプトとの調和や、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、IRの基本方針及びカジノ管理委員会施行規則の関連記述を参考とする。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1223 735 2139 1002"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 735 1688 791">①カジノ施設のデザイン</th> <th data-bbox="1688 735 2139 791">②各施設の配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 791 1688 1002">・カジノ施設が「IR区域全体のコンセプト(評価基準①)、IR区域内の建築物のデザイン(評価基準②)」と調和しており、華美なものとなっていない。</td> <td data-bbox="1688 791 2139 1002">・カジノ施設を経由せず各施設にアクセス可能な配置となっている。</td> </tr> </tbody> </table>	①カジノ施設のデザイン	②各施設の配置	・カジノ施設が「IR区域全体のコンセプト(評価基準①)、IR区域内の建築物のデザイン(評価基準②)」と調和しており、華美なものとなっていない。	・カジノ施設を経由せず各施設にアクセス可能な配置となっている。
①カジノ施設のデザイン	②各施設の配置							
・カジノ施設が「IR区域全体のコンセプト(評価基準①)、IR区域内の建築物のデザイン(評価基準②)」と調和しており、華美なものとなっていない。	・カジノ施設を経由せず各施設にアクセス可能な配置となっている。							

＜認識整理＞ ※下線は特に御議論いただきたい箇所

- カジノ施設のデザインについて、現時点で示されているのはイメージ図1種類(内観・外観ごと)のみであり、これをもってデザインの考え方の詳細を汲み取り、評価することは難しい。
- その前提の下、内観については、吹き抜けにより開放的な空間演出が企図されているが、天井から差し込む光は、自然光は想定されておらず、ゲーム没入感抑止の観点から昼夜の時間把握の面で優れているとの評価までは難しい。
- なお、MGM大阪やMUSUBIホテルの外観において取り入れている曲線がこのイメージ図内にも描かれていることや、水と親和性のある内装を取り入れるアイデアについて一応確認できたことから、IR区域全体のコンセプトとの調和や他のIR施設とバランスを図る検討がなされているとして一定の評価はできる。
- 施設の配置について、カジノ施設を通過せず、他の施設との行き来が可能となるよう動線が工夫されており、カジノ施設を利用しない者への配慮がなされている点について評価できる。
- カジノ施設の入退場口(エントランス)部分について、計画上では外部から目立たない配置とすることが示されているが、イメージ図からはそれを具体的に読み取ることはできない。
- 特に内観イメージ図については、そのデザイン・計画熟度の面で、このイメージどおりに実現するのか確証を持たせるものとは言い難いため、外観も含めて、今後具体的な設計がなされていくに当たっては、ここで提示したものを含めて私達審査委員会の意見を十分に汲み取ったデザイン等となるよう適切に設計・建設が進められていくことを求める。

評価基準14 カジノ施設のデザイン・配置

カジノ施設 外観



カジノ施設はMGM大阪と一体化した低層建物の内部に配置

※中央上部にある階段状の施設（MGM大阪）の山型形状の段数については、5段から4段に変更を行う計画。

評価基準14 カジノ施設のデザイン・配置

- カジノ施設のデザインについて、現時点で示されているのはイメージ図1種類(内観・外観ごと)のみであり、これをもってデザインの考え方の詳細を汲み取り、評価することは難しい。
- その前提の下、内観については、吹き抜けにより開放的な空間演出が企図されているが、天井から差し込む光は、自然光は想定されておらず、ゲーム没入感抑止の観点から昼夜の時間把握の面で優れているとの評価までは難しい。
- なお、MGM大阪やMUSUBIホテルの外観において取り入れている曲線がこのイメージ図内にも描かれていることや、水と親和性のある内装を取り入れるアイデアについて一応確認できたことから、IR区域全体のコンセプトとの調和や他のIR施設とバランスを図る検討がなされているとして一定の評価はできる。

＜大阪ヒアリング(1月20日) 抜粋＞

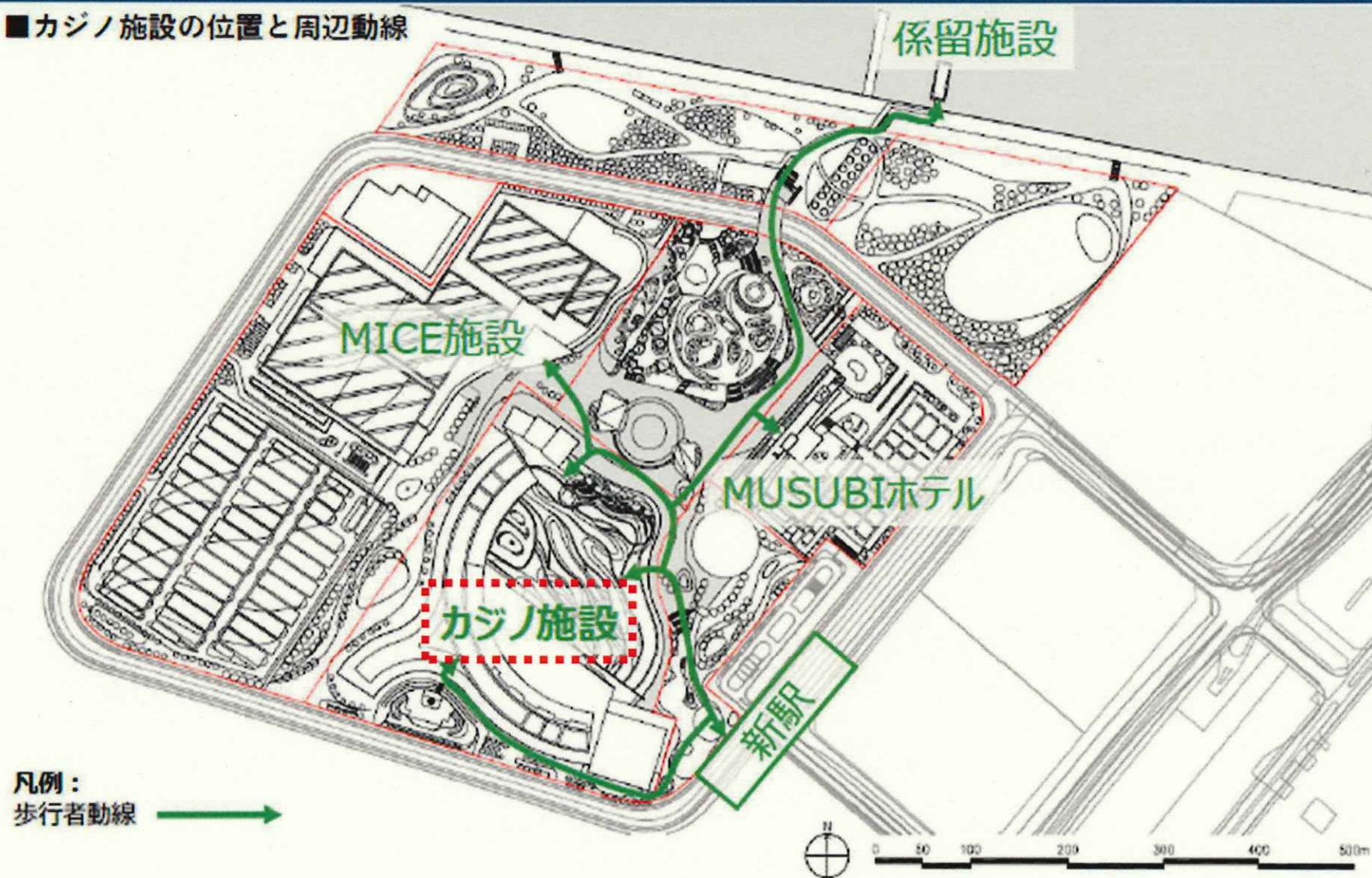
カジノ施設に差し込んでいる光は、太陽光ではなく人口のライティングである。カジノ施設に窓はあるが、天井から太陽光が差し込むような窓ではない。絵について補足すると、**コンセプトの調和としては、曲線や水と親和性のある光を反射する内装材等を取り入れている。**また、木調の仕上げを取り入れてあたたかみのある空間や、**天井を高くし、ふきぬけを設けてスケール感のある空間を演出している。**
(オリックス)

評価基準14 カジノ施設のデザイン・配置

- 施設の配置について、カジノ施設を通過せず、他の施設との行き来が可能となるよう動線が工夫されており、カジノ施設を利用しない者への配慮がなされている点について評価できる。

カジノ施設の位置と周辺動線

■カジノ施設の位置と周辺動線



評価基準14 カジノ施設のデザイン・配置

- カジノ施設の入退場口(エントランス)部分について、計画上では外部から目立たない配置とすることが示されているが、イメージ図からはそれを具体的に読み取ることはできない。
- 特に内観イメージ図については、そのデザイン・計画熟度の面で、このイメージどおりで実現するのか確証を持たせるものとは言い難いため、外観も含めて、今後具体的な設計がなされていくに当たっては、ここで提示したものを含めて私達審査委員会の意見を十分に汲み取ったデザイン等となるよう適切に設計・建設が進められていくことを求める。

<区域整備計画 抜粋 (p.110)>

3. カジノ施設の配置

(1) **カジノ施設を利用しないIR利用者への配慮として、カジノ施設への入退場ゲートを限定し、外部から目立たない配置・デザインとする。**

4. カジノ施設の外観及び内装の特徴

(1) 外観

- **景観の調和を実現するため、周辺施設のコンセプトやデザインに親和するデザインとする。**
- **カジノ施設のエントランスは8か所とし、カジノ施設が目立たない配置とするほか、本人確認区画をスクリーン壁によって隔て、外部からは本人確認区画等のカジノ施設内が見えない外観とする。**

評価基準15: 審査講評案に向けた認識整理

評価基準15 IR区域内の交通利便性

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
15. IR区域 内の交通 利便性 (5点)	IR区域は、国際空港、国際港湾、鉄道ターミナル駅等から現地までの公共交通機関の所要時間、運行頻度、輸送力等から見て、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域であることが求められる。	①国際アクセス ②国内アクセス ③域内アクセス(混雑が想定される場合の対策含む)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・方針について、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域という観点から十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、地域によりIR施設とは直接関連のない所与の条件(最寄空港の発着便数等)があることや、域内アクセスにおいて記載される混雑が想定される場合の改善方策、及び当該方策の説得力にも留意する。

<認識整理>

- 国内外の主要都市を結ぶ国際空港、鉄道ターミナル駅等からの域内アクセスについて、既存の大阪の繁華街・中心部から離れた臨海部に立地する大阪IR所在地は、現状では鉄道最寄り駅はやや遠く、また夢洲への主要アクセス道路も1本(2方向)のみであるところ、地下鉄新駅の設置、既存アクセス道路の改築等のインフラ整備が計画され、鉄道、車といった複数の交通アクセスを有することとしており、また、富裕層・VIPを主なターゲットとしたリムジンサービスの提供や近傍でのヘリポート拠点の確保を検討していることも含め、多様な交通手段により交通の利便性が確保されることが計画されている。
ただし、これら新駅等の整備後も、IR所在地へのアクセスルート(交通手段ごとの)については、その複線性といったリダンダンシーについては限られる面がある。
- 所要時間については、関西国際空港からは大阪IRまで鉄道で約70分、車で約40分と若干距離が離れているが、シンガポールIR施設と比べて大きく見劣りしない交通利便性を有しているものと考えられる。
- また、交通事業者と連携した混雑対策について検討を進めることとされているが、当該混雑対策も含む近隣エリアのアクセス改善・交通改善については、その計画委具体化は今後に委ねられる面もあることから、例えばチェックアウト時間に集中する交通需要量の処理などイグレスについても今後、検討を進めることが重要である。

評価基準15 IR区域への交通利便性

- 国内外の主要都市を結ぶ国際空港、鉄道ターミナル駅等からの域内アクセスについて、既存の大阪の繁華街・中心部から離れた臨海部に立地する大阪IR所在地は、現状では鉄道最寄り駅はやや遠く、また夢洲への主要アクセス道路も1本(2方向)のみであるところ、地下鉄新駅の設置、既存アクセス道路の改築等のインフラ整備が計画され、鉄道、車といった複数の交通アクセスを有することとしており、また、富裕層・VIPを主なターゲットとしたリムジンサービスの提供や近傍でのヘリポート拠点の確保を検討していることも含め、多様な交通手段により交通の利便性が確保されることが計画されている。ただし、これら新駅等の整備後も、IR所在地へのアクセスルート(交通手段ごとの)については、その複線性といったリダンダンシーについては限られる面がある。

大阪は、大量な輸送力を持つ空路、鉄道、高速道路、航路と全ての主要交通網が接続している交通の要衝である。大阪IRは、大阪湾の人工島「夢洲」に設置される。夢洲の半径30km以内には全ての主要交通拠点が集積し、国内外の主要都市から利便性の高いアクセスが可能である。

③域内アクセス

- 大阪IRは、大阪市街地から西方約10kmに位置する夢洲に設置され、夢洲への交通アクセス強化に係る各種整備計画が進められている。大阪メトロ中央線延伸による大阪IR直結の新駅整備によって、大阪市内の主要駅からのアクセスが確保されるほか、夢洲への主要道路として、夢咲トンネル、夢舞大橋の2ルートが確保されている。また、夢舞大橋では6車線化工事(現在は4車線)等が事業中である。
- IR区域に直結する新駅、IR事業者がIR区域内に整備する大規模なバスターミナル及び駐車場、また、大阪市及びIR事業者が夢洲北側護岸に整備する係留施設により、各種交通ネットワークの利用者が円滑にIR区域にアクセス可能となる。
- 大阪は我が国有数の人口・経済集積地であり、経済活動や社会活動を支える公共交通機関や道路ネットワークが十分整備されており、大量輸送を実現する質の高い交通サービスが利用可能である。
- 更なる交通サービスの質向上としてリムジンによる送迎サービスを提供し、来訪者の大阪IRへの円滑な往来を促進する。また、IR区域内のバスターミナルとIRの主要施設を定期的に周回するループバスを運行し、IR施設間のシームレスな移動を実現する計画である。

【図表1：広域アクセス拠点】



評価基準15 IR区域への交通利便性

<質問回答 抜粋>

<リムジンサービスの提供>

- プライベートジェットやファーストクラス等を利用して来訪する富裕層・VIPを主なターゲットとして、空港や主要交通拠点等と大阪IRの間で、利便性が高く、ラグジュアリーかつプライベートな移動を実現するリムジンサービスを提供します。
- 関西国際空港には、リムジン利用者専用のラウンジ及び乗降所を設置する検討を進めています。また、IR区域内の主要な施設の出入り口付近にはリムジンの乗降所を確保する計画であり、リムジンサービスに関する環境整備を同時に進めることで、富裕層・VIPのIR来訪者にとってシームレスでストレスフリーな移動環境を実現します。

<ヘリポート拠点の確保>

- 上記のリムジンサービスに加えて、より特別で効率的な移動を求める、一部の富裕層・VIPのお客様の輸送のため、大阪IR近傍でのヘリポート拠点の確保を検討しています。具体例としては、大阪IRが立地する夢洲の隣島(舞洲)で運営されている「大阪ヘリポート」等既存アクセス拠点の活用を想定しています。
- ヘリコプターを利用して、関西国際空港や神戸空港から大阪IR周辺のヘリポート拠点へ到着したお客様は、ヘリポートに待機させたリムジンにて大阪IRへ送迎します。

評価基準15 IR区域への交通利便性

- 所要時間については、関西国際空港からは大阪IRまで鉄道で約70分、車で約40分と若干距離が離れているが、シンガポールIR施設と比べて大きく見劣りしない交通利便性を有しているものと考えられる。

1. 航空ネットワーク

＜区域整備計画 抜粋 (p.113)＞

- 関西国際空港は、世界75都市(週1,433便)の国際線ネットワークを有するとともに、国内17都市(日70便)を結び[2019年夏期実績]、国際線では年間約2,493万人、国内線では年間約698万人が利用している[2019年実績]。関西国際空港には、南海電気鉄道とJR西日本の2社による鉄道ネットワークが構築され、また、高速道路とも直結しており、バスや車での利便性の高いアクセスが可能。**大阪IRまでは車で約40分、鉄道で約70分でのアクセスが可能である。**

＜シンガポールIRにおける交通利便性の状況＞

IR	交通機関	所要時間	運行頻度 (便/時)	輸送力 (人/時)	運行時間
マリーナ・ベイ・サンズ	タクシー	約20分	—	—	—
	電車	約34分	7:00～9:00: 約24	約46,080	午前5時半頃～深夜0時頃
			上記以外: 約12	約23,040	
	バス	約60～70分	8:30以前: 約7	約630	午前6時頃～深夜0時頃
			8:30～19:00: 約6	約540	
			19:00以降: 約5	約450	
リゾート・ワールド・セントーサ	タクシー	約28分	—	—	—
	電車	約66分	7:00～9:00: 約24	約46,080	午前5時半頃～深夜0時頃
			上記以外: 約12	約23,040	
	バス	約90分	8:30以前: 約7	約630	午前6時頃～深夜0時頃
			8:30～19:00: 約6	約540	
			19:00以降: 約5	約450	

(誤)出所)各IRのHP、交通情報機関等⇒(正)出典)各IR及び交通機関のHP等を基に事務局作成

出所)各IRのHP、交通情報機関等

評価基準15 IR区域への交通利便性

- また、交通事業者と連携した混雑対策について検討を進めることとされているが、当該混雑対策も含む近隣エリアのアクセス改善・交通改善については、その計画委具体化は今後に委ねられる面もあることから、例えばチェックアウト時間に集中する交通需要量の処理などイグレスについても今後、検討を進めることが重要である。

<区域整備計画 抜粋 (p.114)>

5. 交通アクセスの現状と渋滞対策

- 夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、2024年度末までの供用開始をめざし、**地下鉄や外周道路・高架道路の整備、既設道路等の改良等、交通インフラ整備を行う予定**であり、さらに、**IR事業者は交通基盤整備(バス及び海上アクセス拠点)、駐車場の確保等のハード対策及び自動車利用の抑制、ピーク時需要の削減等のソフト対策を実施予定**である。

6. 交通事業者等との連携について

- バスアクセス拠点(バスターミナル)の整備について、安全で走りやすいバスターミナルのレイアウト、設備及び運営方法等について、IR事業者は関西交通事業者等と協議を開始しているところである。
- IR区域内に整備するバスターミナルを拠点に発着するバスネットワークの充実に、IR事業者は関西交通事業者等と連携して取り組む。関西交通事業者が主体となり、夢洲と大阪の主要拠点等をつなぐ、実効性のある、かつ効率的なバス路線網の形成をめざす。
- 海上アクセスについては、IR事業者は関西交通事業者等と連携し、大阪・関西の玄関口として魅力ある国際観光拠点の形成に取り組む。関西国際空港や大阪の臨海部などにつながる、水都大阪にふさわしい海上交通ネットワークの構築をめざす。

<質問回答 抜粋>

自動車利用の抑制、及びピーク時需要の削減に関する考え方は以下のとおりです。

<自動車利用の抑制>

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- 大規模イベントを開催する際には、事前に、ウェブサイトなどによりイベント情報等を告知するとともに、来訪者の公共交通機関の利用を促します。
- 経営層以外の従業員は公共交通機関での通勤を原則とします。

<ピーク時需要の削減>

- [REDACTED]

評価基準16: 審査講評案に向けた認識整理

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
16.IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等 (15点)	都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ実施する交通アクセスの改善、インフラ整備、MICE誘致、観光振興などの施策が、優れたIR区域を整備するために効果的であるとともに、それらが円滑に実施されることが求められる。	<p>①IR区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策、当該施策の実施のために必要な体制の整備その他のIR区域の整備の推進に関する施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)</p> <p>②MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)</p>	あり ①10点 ②5点	<ul style="list-style-type: none"> 方針について、自治体が行う施策(交通アクセスの改善、インフラ整備、MICE誘致、観光振興等)が優れたIR区域を整備するために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、国内外の事例を参考にしつつ、カジノ事業の収益の適切な公益還元の観点や、整備するインフラの長期的な維持管理が適切に図られているかという観点にも留意する。

<認識整理>

- 行政の既存のまちづくり構想との整合性をとりつつ、立地市や関係機関が連携し、先行する大阪万博の開催に合わせての鉄道・道路・海上といった複数の交通アクセスのインフラ整備など、必要となる交通環境の改善が計画されている点、その上で、地下鉄の整備についてIR事業者が一部費用として202億5,000万円を負担するなど公共インフラ整備に協力している点については評価できる。その上で、インフラ整備後の長期的な視点での、IR営業に支障を来さない維持管理の適切な実施や、当該インフラを用いた運行主体のあり方に関する交通事業者間(異種交通機関間を含む。)の利害調整等の調整についても円滑かつ余裕をもって進めていくことが重要である。
- MICE誘致の取組について、大阪府・市、経済団体、大阪観光局及びIR事業者が一体的に連携し、オール大阪として円滑な実施体制を構築していくという一般的に見られる姿勢はうかがえる。他都市のMICE誘致に係る競合関係の分析とIRでのMICE誘致戦略をどのように考えて取組を進めるか、MICEアンバサダーの任命など「大阪MICE推進委員会」、「食創造都市大阪推進機構」を立ち上げて取り組む各種取組をどのように活かしていくのか、具体性に欠けており、首長レターでの誘致といった従来型の取組のみではない、誘致強化に向けた具体的施策の検討が求められる。
- 観光振興の取組について、大阪観光局が様々な観光資源を活かして行う様々な取組との連携を行っていくことは着目できるが、これらの取組でIRがどのように被益するのか具体性に欠けており、検討の具体化が求められる。

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

- 行政の既存のまちづくり構想との整合性をとりつつ、立地市や関係機関が連携し、先行する大阪万博の開催に合わせての鉄道・道路・海上といった複数の交通アクセスのインフラ整備など、必要となる交通環境の改善が計画されている点、その上で、地下鉄の整備についてIR事業者が一部費用として202億5,000万円を負担するなど公共インフラ整備に協力している点については評価できる。その上で、インフラ整備後の長期的な視点での、IR営業に支障を来さない維持管理の適切な実施や、当該インフラを用いた運行主体のあり方に関する交通事業者間(異種交通機関間を含む。)の利害調整等の調整についても円滑かつ余裕をもって進めていくことが重要である。

<区域整備計画 抜粋 (p.115~116)>

1. 周辺地域の開発及び整備

(1) 夢洲のめざすべき姿

大阪府、大阪市、経済界で、国際観光拠点の形成に向けて、夢洲のまちづくりのめざすべき方向性について「夢洲まちづくり構想」にとりまとめ、その後、具体的にまちづくりを進めるための方向性について「夢洲まちづくり基本方針」としてとりまとめた。

a. 夢洲まちづくり構想(平成29年8月4日策定)

- 夢洲ではスマートリゾートシティをコンセプトにIRを中心として大阪・関西・日本観光の要となる新たな国際観光拠点の形成をめざす。
- IR区域を含む中央部を「観光・産業ゾーン」と位置づけ、世界中の人が訪れてみたいと憧れるエンターテインメント機能やレクリエーション機能を中心に先進技術等が体験できる空間の創出等、北側から南側へ第1期から第3期と段階的に開発を進めて、まちの価値を連鎖的に高める。

b. 夢洲まちづくり基本方針(令和元年12月18日策定)

- 第1期はIRを中心としたまちづくりを行う。
- 第2期は万博の理念を継承し第1期の導入機能との連続性を確保するとともに最先端の取組み等を進め国際観光拠点機能の更なる強化を図る。
- 第3期は第1・2期の取組みを活かした長期滞在型の上質なリゾート空間を形成する。
- 夢洲でしか体験できない「非日常」を演出する空間デザインの実現をめざすとともに、水とみどりを身近に感じられる豊かな水辺環境を創出する。

(2) 法定計画

- 大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針: 夢洲において関西・大阪の活力をけん引する国際観光拠点の形成をめざす。
- 大阪港港湾計画: 夢洲中央部を都市機能及び交流厚生用地、西部・北部を緑地とする。(IR区域北側の臨港緑地はIR開業までに整備予定)
- 大阪市景観計画: 臨海部について景観形成方針及び基準を定め、水辺らしい開放的な景観を誘導。
- 用途地域等: 夢洲中央部は商業地域で特別用途地区「国際観光地区」を指定。

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

<区域整備計画 抜粋 (p.115~116)>

2. 交通環境の改善

(1) 夢洲へのアクセス整備

大阪市は、夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、**鉄道や外周道路・高架道路の整備、既設道路等の改良等、交通インフラ整備を2024年度末までに行う予定である。なお、IR事業者は、これらインフラ整備費用の一部として、202億5,000万円を負担する。**

a. 鉄道アクセス

- 大阪市及び鉄道事業者において、**大阪メトロ中央線の延伸(南ルート(北港テクノポート線))及び新駅の整備**を行う(約610億円(地下通路整備含む。))。

b. 道路アクセス

- 阪神高速道路湾岸線の舞洲ランプから夢洲へのルート上にある**此花大橋や夢舞大橋の車線数を4車線から6車線に増やす等、現有道路機能を強化する。(約73億円)**
- 新駅駅前には地下駅との連続性に配慮し、夢洲内外からのアクセス拠点となるよう路線バス及びタクシーの受入施設として、大阪市において、交通広場を整備する。

c. 海上・航空アクセス

- **関西国際空港**や神戸空港及び近傍の集客施設とを結ぶ小型旅客船等、船によるアクセスができるように、**浮棧橋(ポンツーン)等を整備する。(約10億円)**
- **関西国際空港等からの航空アクセスは、舞洲ヘリポート等既存アクセスポイントの活用を想定する。**

(2)交通環境の改善に係る施策の実施体制

・ 夢洲 (IR区域) へのアクセス及びIR区域周辺の交通環境改善

	役割分担
大阪府	・ 大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、その他の関係機関等との連絡・調整等
大阪市	・ 市域における交通環境対策の実施
大阪府公安委員会及び大阪府警察	・ 大阪市が実施する道路交通環境の整備に併せた適正な交通規制・管制の実施
鉄道事業者	・ 鉄道施設の整備

・ IR区域内の交通環境施策

	役割分担
大阪府	・ IR事業者の管理監督等 ・ 大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、IR事業者、その他の関係機関等との連絡・調整等 ・ IR事業者が実施する交通環境施策への指導・助言等
大阪市	・ IR事業者が実施する交通環境施策への指導・助言等
大阪府公安委員会及び大阪府警察	・ IR事業者が実施する交通環境施策への指導又は助言
IR事業者	・ IR区域における交通環境施策等の実施 ・ 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、その他の関係機関等との情報共有や緊密な連携 ・ 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、その他の関係機関等が実施する施策等への協力

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

- ……地下鉄の整備についてIR事業者が一部費用として202億5,000万円を負担するなど公共インフラ整備に協力している点については評価できる。

<質問回答 抜粋>

- IR事業者は**、日本型IR及び大阪IRの目的を実現するため、IR区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に関して**大阪府・市が実施する施策及び措置に主体的に協力することを約し**、その一つとして、大阪府が実施を予定している夢洲地区への訪問者の増加等に対応するために行う**北港テクノポート線のコスモスクエアから夢洲への延伸整備**(以下「北港テクノポート線延伸事業」という。)、夢洲内観光外周道路や高架道路の整備、既設道路等の改良その他のインフラ整備(以下「公共インフラ整備」という。)に**要する費用の一部として202億5,000万円**(以下「インフラ負担金」という。)を負担し、基本協定及び実施協定に定めるところに従い、これを大阪府に対して支払うこととしています。
- インフラ負担金の額は、かかる公共インフラ整備のうち、北港テクノポート線延伸事業の事業費を基に算定しており、具体的には、鉄道事業許可取得時に見込んでいた当該事業の全体事業費約540億円のうち、埋立者・開発事業者として、**大阪府が港営事業会計から負担する部分(202億5,000万円)に相当する額**をIR事業者の負担金額として設定しています。

「北港テクノポート線延伸事業の事業スキーム」

全体事業費 540億円 ※北港テクノポート線南ルート(残事業費)							
インフラ部 残事業費 250億円				インフラ外 事業費 290億円			
港湾整備事業 (補助事業) 127.5億円		埋立事業者 分担経費 ②	開発者 負担金 ③	市 出資金 ④	民間 出資金 ⑤	転貸債 (市からの借入金) ⑥	借入金 ⑦
国	市						
① 63.75億円	① 63.75億円	122.5億円	40億円	40億円	10億円	160億円	40億円

国	一般会計	港営事業会計 202.5億円	鉄道事業者負担 210億円
---	------	----------------	---------------

①、①' : 港湾整備事業として国庫補助金を活用して整備する部分(補助率 5/10)

②、③、④ : 埋立・開発事業者により負担する部分(IR事業者によるインフラ負担金相当額)

⑤、⑥、⑦ : 鉄道事業者が鉄道事業として運賃収入により負担する部分

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

- MICE誘致の取組について、大阪府・市、経済団体、大阪観光局及びIR事業者が一体的に連携し、オール大阪として円滑な実施体制を構築していくという一般的に見られる姿勢はうかがえる。他都市のMICE誘致に係る競合関係の分析とIRでのMICE誘致戦略をどのように考えて取組を進めるか、MICEアンバサダーの任命など「大阪MICE推進委員会」、「食創造都市大阪推進機構」を立ち上げて取り組む各種取組をどのように活かしていくのか、具体性に欠けており、首長レターでの誘致といった従来型の取組のみではない、誘致強化に向けた具体的施策の検討が求められる。

<区域整備計画 抜粋 (p.117)>

- ② MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)

【費用の見込み:約5億円※】

大阪・関西の新たな都市魅力となる大阪IRの立地により、更なる集客効果が期待されるため、大阪・関西が持つ様々な観光魅力と合わせて一体的に情報発信を行うとともに、魅力増進施設や送客施設の機能を十分に発揮して、大阪・関西のみならず、日本全体の訪日外国人旅行者数や旅行消費額の増加を図り、「観光先進国」日本の実現に寄与する。

また、滞在型観光の実現に向けて、大阪の観光事業推進の司令塔を担う地域連携DMOの大阪観光局を中心とし、大阪府・市の施策等とも連携を図りながら、IR事業者の経験・ノウハウを活かして効果的な施策等を実施していく。

1. MICE誘致のための施策及び措置

(1) 大阪におけるMICE推進に係る戦略及び体制

新たなMICE推進に係る戦略に基づき、大阪府・市、経済団体及び大阪観光局等が一体となり、IR事業者とも緊密に連携し、IR事業者が強みを有する海外とのネットワークや人材面での協力も得ながら、オール大阪で国内外のMICEの戦略的な誘致を推進する。

(2) 主要MICE拠点の役割分担及び連携

大規模な国際会議場と展示等施設が一体となったMICE施設を整備することにより、これまで国内で開催されてこなかった世界規模のMICEや都市格向上につながる政府系会議等、経済波及効果が強く見込まれるMICEを誘致・開催するとともに37に、各主要MICE拠点の役割分担及び連携を行う。

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

- MICE誘致の取組について、大阪府・市、経済団体、大阪観光局及びIR事業者が一体的に連携し、オール大阪として円滑な実施体制を構築していくという一般的に見られる姿勢はうかがえる。

<質問回答 抜粋>

- 大阪府・市では、平成29年3月に、大阪府、大阪市、経済団体、大阪観光局が一体となり、「大阪におけるMICE推進方針」(以下「MICE推進方針」という。)を策定し、MICE推進体制の構築や誘致活動の方向性等を定めるとともに、大阪のMICE拠点の役割分担・機能強化の方向性を定め、戦略的にMICE誘致を推進し、大阪の経済活性化や都市魅力の向上に取り組んでいます。
- 現在、大阪MICE推進委員会のもとに実務者会議を設置し、MICE施設等も交えて、大阪全体でのMICE誘致活動に向けた具体的な手法や連携方法の検討や、関係者でのMICE誘致等に関する情報共有等を進めているところですが、区域認定後には、当該会議にIR事業者も参加し、一体で情報共有や検討等を行うことを予定しています。
- 各MICE拠点間の調整については、長期的な観点や競合が生じた場合の調整も含めて、MICE推進方針を踏まえて、前述の会議の場やMICE推進体制の中で取り組むこととなりますが、各MICEクラスターが、その強みやエリアの特性を活かして切磋琢磨しながら、大阪全体のMICE誘致競争力を向上・底上げしていくことが重要であり、その中で、緊密な水平連携による相乗効果が図られるよう取り組んでいきます。
- この点、例えば、IR事業者による、次のような取組みによって、各MICE拠点間の円滑な連携・調整、MICE誘致に関する官民のノウハウの融合、大阪観光局が持つネットワークの深化などが図られ、大阪全体のMICE誘致競争力の向上・底上げに寄与するものと考えています。
 - 大阪府下のMICE施設の空き状況について、国内外の主催者より大阪府・市及び大阪観光局(以下「大阪観光局等」という。)に問い合わせがあった際に、大阪IRのMICE施設・ホテルの予約状況や、提案書等のセールスツールをタイムリーに提供し、大阪でのイベント開催の獲得に貢献
 - 大阪として戦略的に誘致したいMICEターゲットや、誘致におけるキーマンなどの情報を共有し、一体となって主催者にアプローチ
 - 大阪府・市及び大阪観光局との連携により、国際会議や国際展示会開催のキーマンとの人脈構築を推進
 - MICE開催の希望日程が、大阪IRの既存予約と重複した場合には、開催に向けて最大限の調整実施(調整ができなかった場合でも、飲食施設やエンターテイメント・コンテンツの提供等により、大阪での開催をバックアップ)
 - 主催者からの各種要望に対しては、大阪観光局等と連携して積極的に対応

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

- 他都市のMICE誘致に係る競合関係の分析とIRでのMICE誘致戦略をどのように考えて取組を進めるか、MICEアンバサダーの任命など「大阪MICE推進委員会」、「食創造都市大阪推進機構」を立ち上げて取り組む各種取組をどのように活かしていくのか、具体性に欠けており、首長レターでの誘致といった従来型の取組のみではない、誘致強化に向けた具体的施策の検討が求められる。

<ヒアリング回答(オリックス)>

- 具体的な活動について、大阪IR、そして大阪を知っていただくという観点から、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 大阪府市との役割分担について、我々(事業者)は、国際的なネットワークを活かしてしっかり誘致活動をしていく。大阪府市に関しては、既存の民間の施設との連携や大阪府市が運営している色々な施設との連携の仲介役として大阪府市に担っていただく、さらに大きなMICEには(誘致する際には)トップセールスという形でセールスをかけていただき招聘レターを作っていただく、そのような形でバックアップをしていただく。このような役割分担を考えている。

<ヒアリング回答(大阪府市)>

- 大阪府市では、国内外の都市に互する競争力を備えたMICE都市を目指すなど、MICE誘致の推進を重要な取り組みと位置付けている。大阪府市では、大阪府市経済団体、大阪観光局、これが一体となり、大阪MICE推進委員会といったものを立ち上げており、その中で大阪におけるMICE推進方針というものを策定して、MICE推進体制の構築や誘致活動の方向性、こういったものを定めるとともに大阪のMICE拠点の役割分担、機能強化の方向性を定め戦略的にMICE誘致を推進しております。今回、世界水準の規模・質を備えたオールインワンMICE施設の実現は大阪さらには日本にとって更なるMICEの誘致に大きく寄与するものと考えている。そういった中で、大阪府市としても、個別の国際会議や展示会等の案件が出てきた場合には必要に応じて誘致委員会等を立ち上げ、首長の誘致レターの作成などの誘致活動や広報PR公共用地の活用に係る規制緩和など、こういった各種の開催支援にも積極的にバックアップしながら、大阪IRのMICE、そして大阪関西、日本全体のMICEの向上に繋がっていきたいと考えている。

評価基準16: 質問回答に対する補足資料「大阪都市魅力創造戦略2025(令和3年3月大阪府・大阪市)」

<概要版> 大阪都市魅力創造戦略2025

めざす姿

魅力共創都市・大阪 ～新たな時代を切り拓き、さらに前へ～

難局の先にある新たな時代を切り拓くため、住民・企業をはじめ、あらゆるステークホルダーとともに、大阪が持つ豊かな歴史・文化や人々の多様な魅力、都市のポテンシャルを生かし、チャレンジし続けることにより、大阪を元気にし、府民・市民が誇りや愛着を感じることで、世界に誇る魅力あふれる都市を創り上げることがめざす。

【策定の背景】

○大阪府・市では、2012年より、世界的な創造都市の実現に向けた観光・国際交流・文化・スポーツ分野の共通の戦略として「大阪都市魅力創造戦略」を策定し、一体となって各種プロジェクトを着実に推進することにより、好調なインバウンド需要を取り込み、大阪の賑わいを創り出した。

○2025年の大阪・関西万博に向けて高まる発信力やインパクトを生かして、都市魅力のさらなる向上や世界への発信をオール大阪で進めていく必要がある。

○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新たな生活様式の浸透や消費行動、働き方が変化している中、観光分野においても旅行者のニーズが変容しており、こうした潮流をとらえた施策が求められている。

【本戦略の位置づけ】

新型コロナウイルス感染症の影響・状況を踏まえ、観光需要の回復を担う国内旅行の促進や新たな潮流に対応した魅力の創出・強化、インバウンド回復後を見据えた基盤整備などを着実に推進するとともに、大阪・関西万博の開催さらには開催後に向けて、国際都市大阪の新たな大阪の賑わいを創り出し、活力を高めていくための施策の方向性を示すものである。

◆計画期間◆ 2021 (R3) ～2025 (R7) 年度

※ 新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて柔軟に戦略を見直す。

◆基本的な考え方◆

大阪・関西万博のインパクトを生かした都市魅力の創造・発信

安全・安心で持続可能な魅力ある都市の実現

多様な主体が連携し、大阪全体を活性化

持続可能な開発目標 (SDGs) 達成への貢献

10の都市像で施策展開

◆めざすべき都市像◆

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1 安全で安心して滞在できる24時間おもてなし都市 | 2 大阪ならではの賑わいを創り出す都市 |
| 3 多様な楽しみ方ができる周辺・観光都市 | 4 世界水準のMICE都市 |
| 5 大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市 | 6 あらゆる人々が文化を享受できる都市 |
| 7 世界に誇れるスポーツ推進都市 | 8 健康と生きがい創出するスポーツに親しめる都市 |
| 9 大阪の成長を担うグローバル人材が活躍する都市 | 10 出会いが新しい価値を生む多様性都市 |

◆重点取組み◆

大阪・関西万博を見据えた魅力づくり、新型コロナウイルス感染症による影響、これまでの取組みにより明らかになった課題への対応などの観点から、次の項目について重点的に取組む。

世界第一級の文化・観光拠点の進化・発信	・大阪・関西万博を契機とした世界に向けた大阪の魅力発信 ・水都大阪、百舌鳥・古市古墳群、万博記念公園等の魅力強化 ・IR誘致、大阪中之島美術館や市立美術館リニューアルの推進 など
大阪の強みを生かした魅力創出・発信	・食、歴史、文化芸術、エンタメなど大阪の強みを生かした魅力の置き上げ・発信 ・博物館や美術館の文化資源の鑑賞・体験など文化観光の推進 など
さらなる観光誘客に向けた取組み	・AI、ICT等を活用した新たな観光コンテンツの開発・発信や受入環境整備 ・国内観光の需要喚起、マイクロツーリズム・府域周遊の促進 ・欧米圏をはじめ幅広い国・地域からの誘客、プロモーション展開 ・ウェルネスや特別感・上質感ある体験など多様なニーズへの対応 など
戦略的なMICE誘致の推進	・MICE開催支援、WEB等を活用した新たな展示会等の支援 ・ニューノーマルに対応した新たなMICE戦略の策定、官民一体の誘致 など
文化・芸術を通じた都市ブランドの形成	・文化芸術活動の回復や賑わい創出の取組み ・文化芸術の担い手や支える人材の育成、鑑賞機会の創出 など
スポーツツーリズムの推進	・在阪スポーツチームとの連携等によるスポーツツーリズムの推進 ・大規模スポーツイベントの開催 など
大阪の成長・発展につながる国内外の高度人材の活躍推進	・海外進学支援等によるグローバル人材育成や活躍促進 ・外国人留学生の就職支援 など

最優先取組み

- ▶ 食、歴史、文化芸術、エンタメなど大阪の強みを生かした新しい時代に相応しい価値や魅力の創出
- ▶ マイクロツーリズムを起点とする国内からの誘客強化
- ▶ 来阪外国人の75%を占める東アジアからの旅行者をコロナ前の水準に戻すための施策展開

◆フェーズに応じた取組み推進の考え方◆

※ 本戦略に基づく取組みは、新型コロナウイルスによる社会への影響に鑑み、計画期間中においてフェーズ1、フェーズ2という段階に分けて、状況に応じ推進していく。

フェーズ1 (ウィズコロナ)

- 感染防止対策を最大限に講じつつ、国内の観光需要喚起等に向けた取組みを推進
- ウィズコロナに対応した新たな都市魅力の創出、反転攻勢に向けた準備、基盤固め、受入環境整備等を着実に実施

フェーズ2 (ポストコロナ)

- ウィズコロナ期における取組みを土台に、国内に加え、インバウンドも対象とした誘客を促進するなど、2025年に向け取組みを加速度的に推進し、大阪の賑わいを創出

◆戦略の進捗管理◆

内外からの誘客に関する数値目標 感染症発生前の水準(2019年実績)を上回ることを当面の目標として設定

指標	目標値	達成をめざす時期
日本人延べ宿泊者数(大阪)	2,950万人泊	2022年
来阪外国人旅行者数	1152.5万人	入国規制解除から2年後

- 大阪府市都市魅力戦略推進会議において年度ごとに評価・検証を実施
- 参考指標を設定、その内容や個々の施策の達成状況、社会経済情勢等を総合的に判断し状況を把握

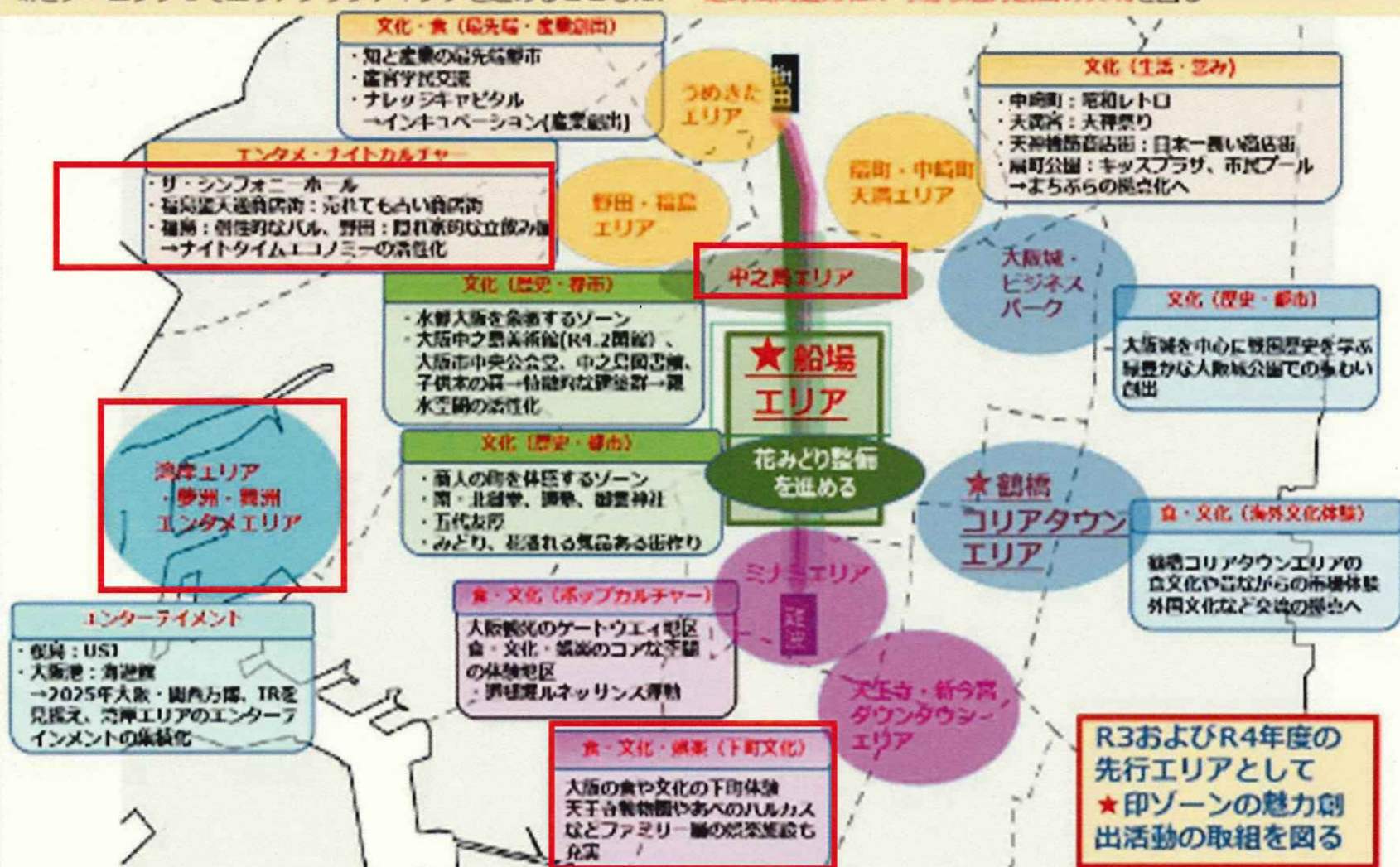
※ 社会経済情勢等の変化に応じ、目標値、達成をめざす時期等について、必要に応じて柔軟に見直しを行う

府域内事業<大阪市域ブランド構築に向けたゾーニング> ～エリアブランディングの確立～



《エリアゾーニングを推進する意義》

大阪・関西万博、IRを迎えるにあたり、大阪の新旧「文化・歴史・芸術」を主要なテーマとし、核となる有形・無形資産のある地域をゾーニングしてエリアブランディングを進めるとともに、一定時間滞在滞在が可能な魅力創出の実現を図る





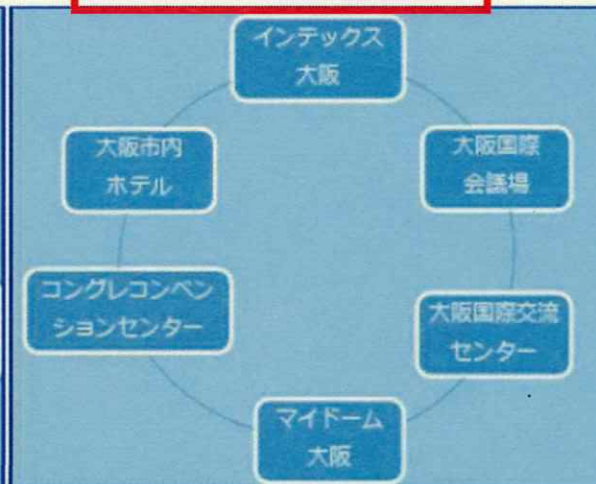
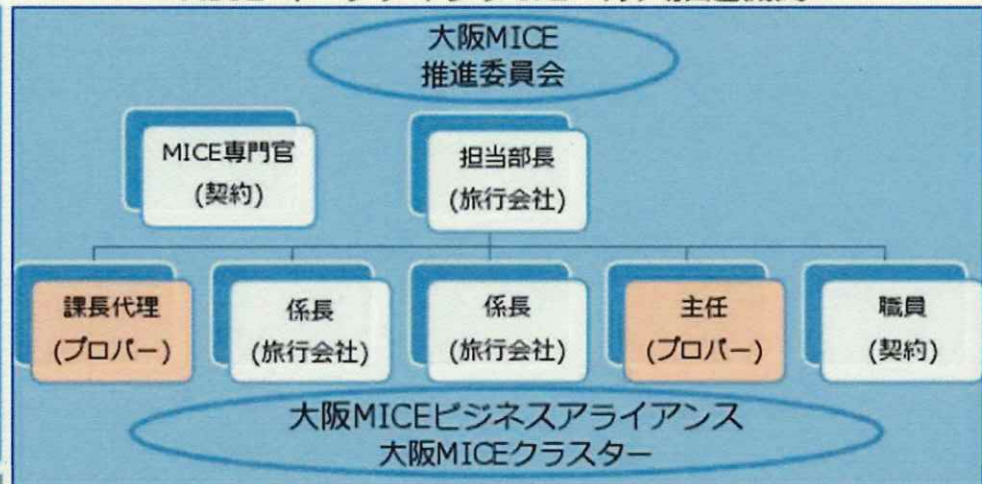
世界有数の「高付加価値経済MICE戦略都市」の実現に向けて ④

大阪MICE推進体制及び施設間連携強化

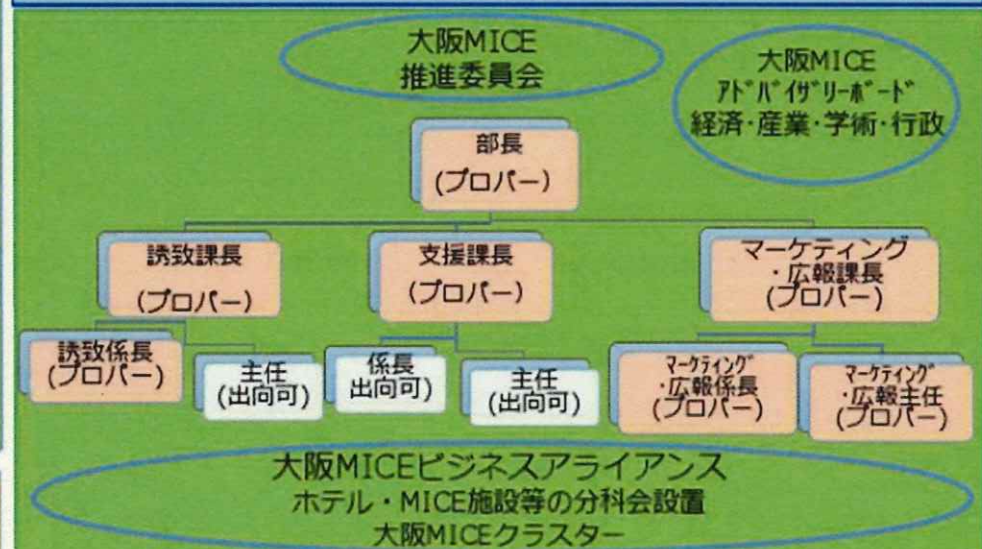
<MICE マーケティング&セールス推進機関>

<MICE 施設間連携>

2019
現在



2022
頃までの
早い
時期



2025

大阪観光局から独立したMICE専門機関設置の検討も視野に推進

IR内MICE施設の規模や機能を考慮して
公設施設の再編成も視野に入れる

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

◆「大阪MICE推進委員会」

○概要

- 「大阪におけるMICE推進方針(平成29年3月策定)」に基づき、大阪の経済成長及び都市格向上に資する国内外からのMICE誘致を戦略的に行うとともに、大阪のMICE拠点の役割分担及び機能強化について検討を行い、もって大阪の経済活性化や都市魅力の向上を図るため設置。

○構成員

- 大阪府、大阪市、大阪商工会議所、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会、公益財団法人大阪観光局

○開催実績

第1回	平成 29 年(2017)5 月 24 日
第2回	平成 29 年(2017)12 月 24 日
第3回	平成 30 年(2018)12 月 11 日
第4回	令和 元年(2019)7 月 24 日(水)
第5回	令和 元年(2019)10 月 30 日
第6回	令和 2年(2020)7 月 20 日

◆「大阪MICEビジネス・アライアンス」

○概要

- MICEビジネスに携わる幅広い分野の人々が、連携、協力、協調し、MICE事業を誘致し、成功に導くために、MICE主催者にワン・ストップ・サービスを提供していく基盤として2013年に設置。
- 世界の先進事例等の情報収集・情報共有、人材育成、世界に向けた大阪・関西のPR、個別MICE事業の誘致活動・開催準備・運営等への支援・協力、行政施策・施設整備・運営等への提言・支援・協力等に取り組む。

○構成員

- 事務局は、大阪観光局。
- 設立趣旨・活動目的に賛同する企業・個人を会員とする。(報道によれば、ホテルニューオータニ大阪、リーガロイヤルホテル、近ツリ、日旅、JTB西日本、新関西空会社などが参加。大阪府・市、大阪商工会議所、関経連がアドバイザー参加)

○活動内容(例)

- 大阪MICEビジネス・アライアンスセミナー&ネットワーキング(2022年2月24日)

定員	150名
内容	SDGsをテーマにセミナーやプロジェクトの紹介、ネットワーキングの機会を提供。

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

◆「食創造都市 大阪推進機構」概要

- 2020年1月、大阪の食のブランディング活動を通じて、「食のまち・大阪」を世界にアピールし、大阪の都市ブランド向上を進めるために、大阪商工会議所と公益財団法人 大阪観光局が共同で設立。辻調理師専門学校(大阪市)の辻芳樹校長らがアドバイザーとして参加。
- 下記の3点を主たるミッションとして、「世界における大阪の食のブランディング」にオール大阪で取り組んでいく。
 - ① 多様性のある大阪の食の魅力発信
 - ② ハイエンドな食に焦点を当てた取り組みの推進
 - ③ 料理人、料理店、美食家などと連携したプログラムの実施

◆「食創造都市 大阪推進機構」活動例

○「困ったときほど美味しいものを！」プロジェクト

- コロナ禍で厳しい状況に置かれている医療従事者と飲食店の両方を支援する取組で、2020年7月に開始。
- 法人・団体からの協賛金だけでなく、個人からの寄付をクラウドファンディングで募ることで、活動資金を確保。
- 協賛金をもとに飲食店からミシュラン星付きシェフらによる食事を買い取り、大阪コロナ重症センターの医療従事者を中心とする医療従事者に対し無料で提供する(週1回)。



(出典)READYFOR

○ガストロノミー・ツーリズムの展開

- 西日本JRバス、大阪府、河内長野市と連携し、大阪の食と文化を楽しむバスツアー商品を造成。

○シンポジウム等の開催

- 世界のトップシェフによる、講演・シンポジウムやポップアップレストランを企画。
- 2020年7月、府知事・市長も来場し、外食促進を呼び掛けるPRイベント「大阪の食を守ろう『食のまち・大阪』再始動」を道頓堀で実施。



(出典)なんば経済新聞

評価基準16 IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等

- 観光振興の取組について、大阪観光局が様々な観光資源を活かして行う様々な取組との連携を行っていくことは着目できるが、これらの取組でIRがどのように被益するのか具体性に欠けており、検討の具体化が求められる。

<区域整備計画 抜粋 (p.117)>

- ② MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)
【費用の見込み:約5億円※】

大阪・関西の新たな都市魅力となる大阪IRの立地により、更なる集客効果が期待されるため、大阪・関西が持つ様々な観光魅力と合わせて一体的に情報発信を行うとともに、魅力増進施設や送客施設の機能を十分に発揮して、大阪・関西のみならず、日本全体の訪日外国人旅行者数や旅行消費額の増加を図り、「観光先進国」日本の実現に寄与する。

また、滞在型観光の実現に向けて、大阪の観光事業推進の司令塔を担う地域連携DMOの大阪観光局を中心とし、大阪府・市の施策等とも連携を図りながら、IR事業者の経験・ノウハウを活かして効果的な施策等を実施していく。

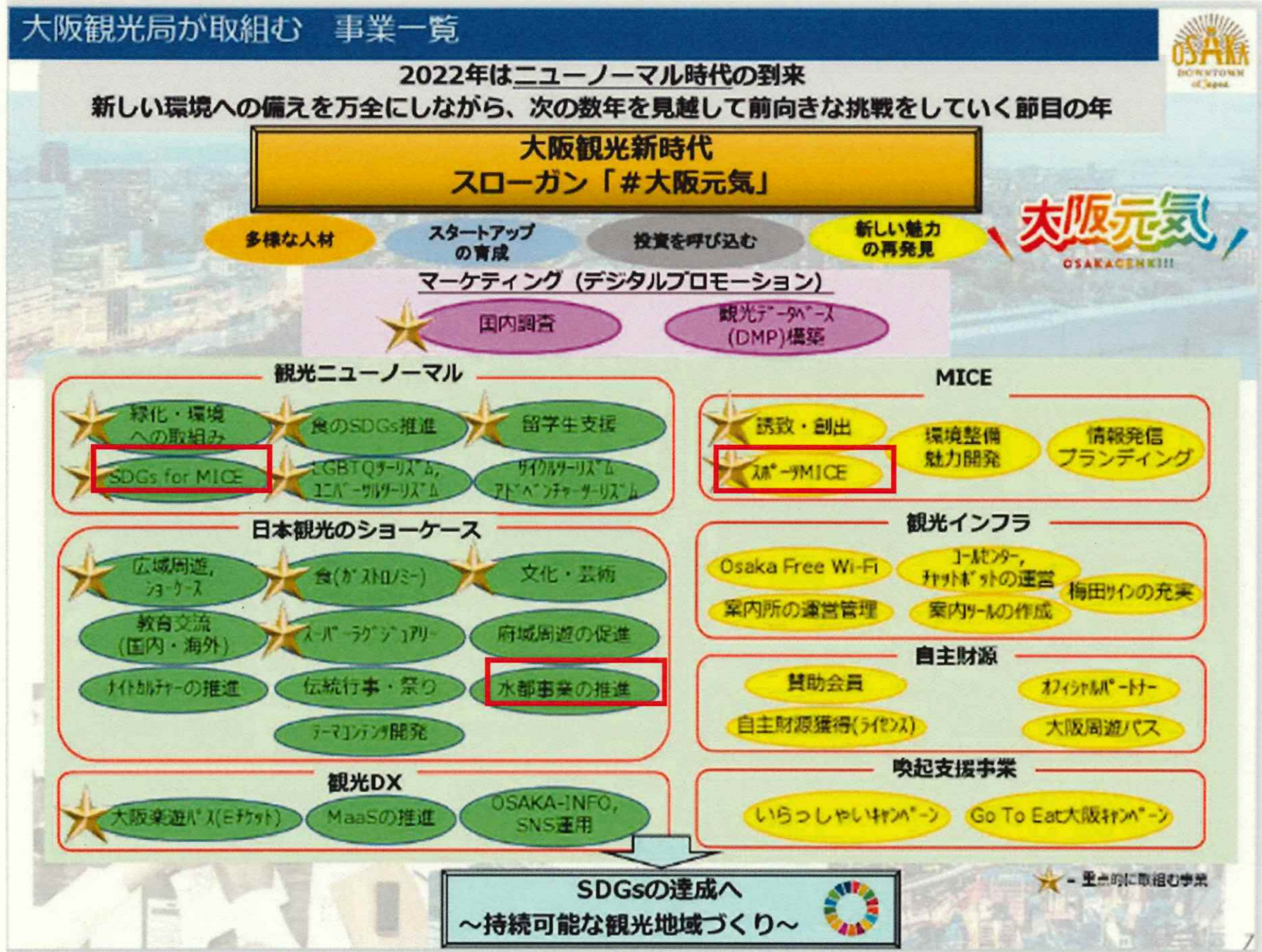
2. インバウンドの促進のための施策及び措置等

(1) 周辺地域及び全国各地の観光地等と連携した広域的な観光ルートの設定

府内の魅力的なコンテンツを磨き上げるとともに、世界と日本各地をつなぐ交流のハブとして、**IR事業者や各地の自治体、DMO等との連携**を図り、世界を魅了する**上質な広域観光ルートを開発**することにより、観光客を大阪府域や関西・西日本・日本各地へと周遊させる。

(2) IR区域を含めた地域における観光の魅力に関するプロモーション

国内外観光客のニーズ分析等マーケティングの強化や、ニーズ・ターゲットに応じた戦略的プロモーションを実施する。また、海外向けプロモーションを強化するとともに、IRのショーケース機能も活用し、**食、歴史、文化芸術、エンターテイメント等大阪の強み**を活かした魅力を世界に向けて発信する。



広域連携事業<日本観光のショーケース>
~日本のゲートウェイ「大阪」を起点とした周遊コースを創出~



テーマで各地を結ぶ
モデルコース

関西観光圏の魅力向上
(関西観光本部と連携)

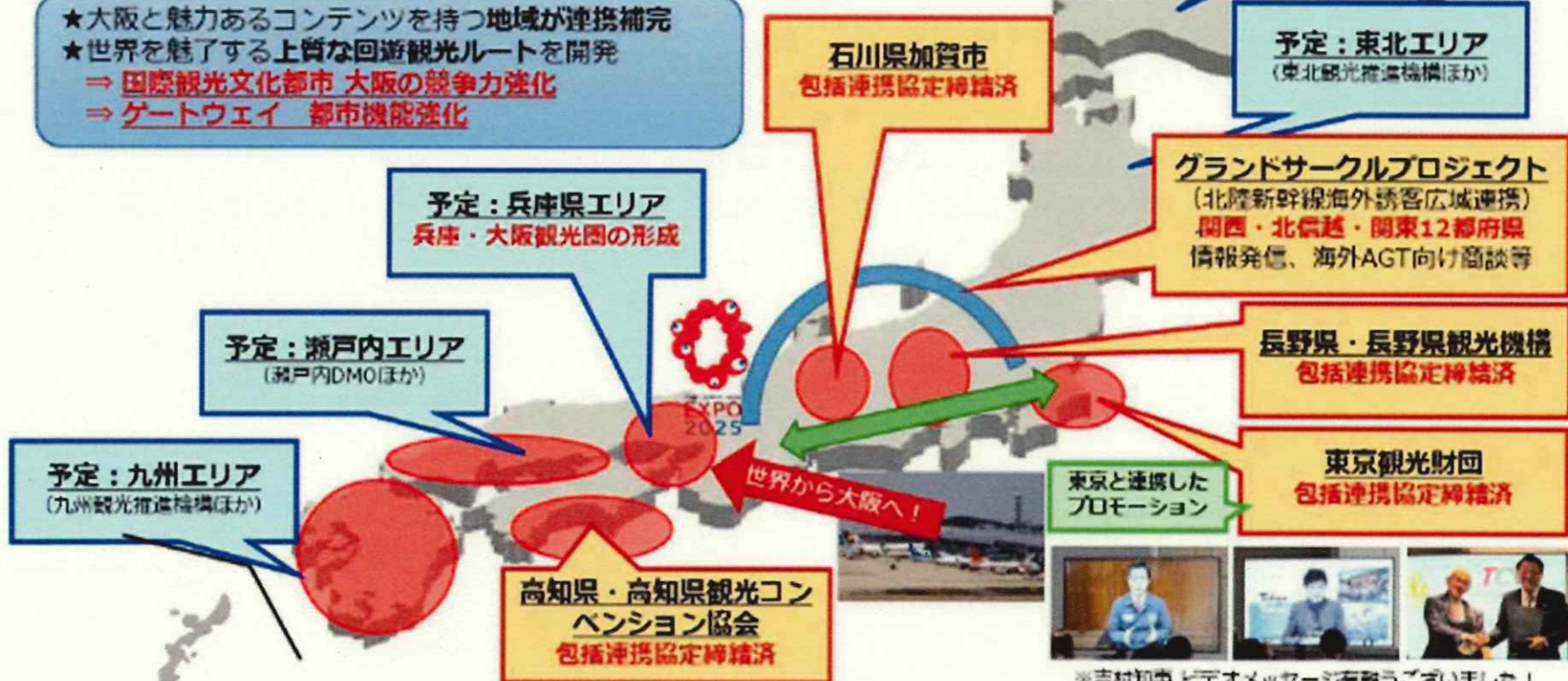
ファムトリップと
検証



取組内容

- 2021年度①大阪~加賀市~長野県 (日本の自然とみどり・癒し) 温泉・食事・森林浴など
②大阪~四国(高知県) (伝統工芸・アート・景観) 大塚美術館・直島など
- 2022年度①大阪~瀬戸内(広島・岡山など) (海、島の景観・アート・食など)
②大阪~東京 (ゲートウェイ機能を活かした双方向流動・地方への送客)

- ★大阪と魅力あるコンテンツを持つ地域が連携補完
- ★世界を魅了する上質な回遊観光ルートを開発
 - ⇒ 国際観光文化都市 大阪の競争力強化
 - ⇒ ゲートウェイ 都市機能強化



※吉村知事 ビデオメッセージを贈りました!

評価基準21: 審査講評案に向けた認識整理

評価基準21 財務の安定性

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
21. 財務 の安定性 (50点)	財務面から みて安定的 であり、業績 が下振れし た場合にも 適切に対応 し、長期的に 事業を継続 できることが 求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ① IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額 ② 収支計画及び資金計画(収入等の前提となる指標やその設定条件含む) ③ 財務の状況が悪化した場合の措置(想定リスクと対処方針) 	なし	<p>・以下①～③について、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、財務面からみて安定的かつ長期的に事業を継続できるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、申請者が想定する事業期間における財務の安定性に係る考え方や、国内外の類似事例にも留意するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="960 523 2152 1508"> <thead> <tr> <th data-bbox="960 523 1223 651">①収入等の前提となる指標やその設定条件</th> <th data-bbox="1223 523 1805 651">②収益性と安全性 (財務三表より確認)</th> <th data-bbox="1805 523 2152 651">③財務の状況が悪化した場合の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="960 651 1223 1508"> <ul style="list-style-type: none"> ・IRを構成する各施設毎の来訪者数や、収入等の単価の算出根拠について、具体性・実現性があるか確認する </td> <td data-bbox="1223 651 1805 1508"> <ul style="list-style-type: none"> ・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する <p><確認する指標> (収益性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) <p>(安全性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ </td> <td data-bbox="1805 651 2152 1508"> <ul style="list-style-type: none"> ・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する <p>(※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む</p> </td> </tr> </tbody> </table>	①収入等の前提となる指標やその設定条件	②収益性と安全性 (財務三表より確認)	③財務の状況が悪化した場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・IRを構成する各施設毎の来訪者数や、収入等の単価の算出根拠について、具体性・実現性があるか確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する <p><確認する指標> (収益性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) <p>(安全性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する <p>(※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む</p>
①収入等の前提となる指標やその設定条件	②収益性と安全性 (財務三表より確認)	③財務の状況が悪化した場合の措置								
<ul style="list-style-type: none"> ・IRを構成する各施設毎の来訪者数や、収入等の単価の算出根拠について、具体性・実現性があるか確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する <p><確認する指標> (収益性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) <p>(安全性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する <p>(※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む</p>								

評価基準21 財務の安定性

<認識整理>

- 事業期間は区域整備計画の認定後35年間とされており、開業2年目にはフリーキャッシュフローが黒字化し借入金の返済を開始、以降は、IR施設の修繕やコンテンツ更新といった再投資等に充てられる計画となっている。一方で、長期に渡ってIR収益全体におけるカジノ収益の割合が高い水準で維持する計画となっており、カジノ事業への集中度が高いことによって、社会的なリスクを伴い、長期的な不安定要因となり得る点が懸念される。
- 業績が事業計画を下回る想定として、ショックケースとダウンケースのシミュレーションを実施し、それぞれで想定される事象が発生しても事業存続が可能であると確認しており、具体的な検証を行っていることが十分にうかがえる。【論点①】

<委員会として求める事項案>

- 全体収益の約8割をカジノ事業が占めており、中長期的にみても、その割合が大きく変わらないことが見受けられるところ、長期的に安定した事業実施を行う観点から、カジノ事業以外における収益増加に向けた取組がなされるよう、改善が求められる。

評価基準21 財務の安定性

<添付資料(大阪IR計画に関する融資確約書) 抜粋>



<添付資料(35年分の事業計画) 抜粋>

【有利子負債・支払利息推移】

	2023/3	2024/3	2025/3	2026/3	2027/3	2028/3	2029/3	2030/3	2031/3	2032/3	2033/3	2034/3	2035/3	2036/3	2037/3	2038/3	2039/3
	FY1	FY2	FY3	FY4	FY5	FY6	FY7	FY8	FY9	FY10	FY11	FY12	FY13	FY14	FY15	FY16	FY17
シニアローン 期末残高																	
期中借入額																	
期中返済額																	
金利 (%)																	
当期支払利息																	
アレンジメントフィー																	
コミットメント手数料																	
消費税ローン 期末残高																	
期中借入額																	
期中返済額																	
金利 (%)																	
当期支払利息																	
アレンジメントフィー																	
コミットメント手数料																	
運転資金用コミットメントライン 期末残高																	
期中借入額																	
期中返済額																	
金利 (%)																	
当期支払利息																	
アレンジメントフィー																	
コミットメント手数料																	



評価基準21 財務の安定性

- 事業期間は区域整備計画の認定後35年間とされており、開業2年目にはフリーキャッシュフローが黒字化し借入金の返済を開始、以降は、IR施設の修繕やコンテンツ更新といった再投資等に充てられる計画となっている。…

<区域整備計画 抜粋 (p.142)>

1. 収支計画

(4) 予定キャッシュ・フローの見通し

- 建設期間は、建設コスト及び開業準備費の支出を株主からの出資及び金融機関からの借入で調達。
- 運営開始後は、営業キャッシュ・フローが黒字化する開業2年目から金融機関に対する借入返済を本格化。
- 開業2年目に営業キャッシュ・フロー及びフリーキャッシュ・フローが黒字化。事業から創出したキャッシュは、金融機関からの借入の返済に充てると同時に、IR施設の経常修繕・大規模修繕、コンテンツ更新・開発等への投資を行うことを想定。

評価基準10: 審査講評案に向けた認識整理

評価基準10 宿泊施設の規模

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
10. 宿泊施設の規模 (20点)	諸外国のIRにおける宿泊施設と比較して、客室の広さ、構成、設備が国際競争力を有するとともに、IR区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模を持つことが求められる。	①宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ②宿泊施設の機能 ③宿泊施設の規模(客室のうち最小のもの床面積、スイートルームの最小のもの床面積、客室の総数に占めるスイートルームの割合含む)	なし	<ul style="list-style-type: none"> 客室の広さ(一般・スイートルームの最小のもの床面積)、構成(施設・客室構成)、設備(外観・内装等)、及び施設全体の規模(構成別の客室数)について、シンガポールIRや同種事例を参考としつつ、来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模が十分に見込まれる計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、IRの基本方針や、観光立国推進基本計画の関連記述にも留意する。

(参考)「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定)(抄)

第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項

1 IR施設の在り方

(1)～(4) (略)

(5) 宿泊施設

日本型IRにおける宿泊施設では、MICE施設等の他のIR施設への来訪者の需要に対応するだけでなく、誘客施設の一つとして、高度化及び多様化する国内外の旅行者の需要に対応し、新たな宿泊需要を生み出すことを目指している。

このため、IR整備法では、宿泊施設は、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したものであって、政令で定める基準に適合するものであることが要件とされている。

(6)・(7) (略)

評価基準10 宿泊施設の規模

<認識整理>

- 宿泊施設の規模に関し、総客室面積約167,000㎡については政令要件(約10万㎡)を上回る規模を有していることから、相応に評価できる。総客室数約2,500室については、来訪者数規模(平均1日約5万人)や周辺地域での宿泊施設の規模を踏まえた設定収容力の水準適正については余り説明がなく、十分な評価をすることは難しい。
- 客室の広さについて、客室全体での最小面積30㎡~45㎡(その中間値37.5㎡)、スイートルーム全体での最小面積65㎡~85㎡(その中間値75㎡)となっており、シンガポールをはじめとする諸外国のIR施設と比較しても見劣りはしない程度の広さとなっている。また、スイート比率は全客室数の約20%以上と、シンガポール等のIR施設の宿泊施設は上回っている。なお、「大阪MGMヴィラ」は全客室がスイートであり、最小部屋面積が400㎡~490㎡と、富裕層の宿泊需要やハイエンドの顧客向けの企業の需要にも対応した計画と考えられ、諸外国のIR施設と比較して訴求力を有することがうかがえる点は評価できる。
- 現状の平面図等からは一部日本風のデザインが見受けられ、富裕層に配慮した客室構成も見られるが、計画段階では、内装や設備については定性的な表現にとどまる部分もあるため、設計段階においては、日本・関西の文化の取り入れ、ラグジュアリーさ、動線等を含むVIP対応など、多くの訪日外国人を呼び込めるような訴求力の高いものとなるような十分な具現化や工夫が必要である。

(誤)大阪MGMヴィラ→(正)MGM大阪ヴィラ

評価基準10 宿泊施設の規模

- 宿泊施設の規模に関し、総客室面積約167,000㎡については政令要件(約10万㎡)を上回る規模を有していることから、相応に評価できる。総客室数約2,500室については、来訪者数規模(平均1日約5万人)や周辺地域での宿泊施設の規模を踏まえた設定収容力の水準適正については余り説明がなく、十分な評価をすることは難しい。

<区域整備計画 抜粋 (p.94~97)>

①宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1. 宿泊施設の概要

利用者需要の高度化・多様化に対応した総客室数約2,375~2,760室を有する3つの宿泊施設を整備し、大阪IR全体のブランド価値や集客力の向上、滞在長期化の促進に貢献する。

2. 宿泊施設の種類

宿泊施設名	MGM大阪	MGM大阪ヴィラ	MUSUBIホテル
ブランド	MGM	MGM	新ブランド
グレード	ラグジュアリー	スーパー・ラグジュアリー	アッパー・アップスケール
特徴	エンターテイメントホテル	VIP向け最高級ホテル	多世代型アクアリゾートホテル

評価基準10 宿泊施設の規模

- 客室の広さについて、客室全体での最小面積 $30\text{m}^2\sim 45\text{m}^2$ （その中間値 37.5m^2 ）、スイートルーム全体での最小面積 $65\text{m}^2\sim 85\text{m}^2$ （その中間値 75m^2 ）となっており、シンガポールをはじめとする諸外国のIR施設と比較しても見劣りはしない程度の広さとなっている。また、スイート比率は全客室数の約20%以上と、シンガポール等のIR施設の宿泊施設は上回っている。なお、「大阪MGMヴィラ」は全客室がスイートであり、最小部屋面積が $400\text{m}^2\sim 490\text{m}^2$ と、富裕層の宿泊需要やハイエンドの顧客向けの企業の需要にも対応した計画と考えられ、諸外国のIR施設と比較して訴求力を有することがうかがえる点は評価できる。
- 現状の平面図等からは一部日本風のデザインが見受けられ、富裕層に配慮した客室構成も見られるが、計画段階では、内装や設備については定性的な表現にとどまる部分もあるため、設計段階においては、日本・関西の文化の取り入れ、ラグジュアリーさ、動線等を含むVIP対応など、多くの訪日外国人を呼び込めるような訴求力の高いものとなるような十分な具現化や工夫が必要である。

(誤)大阪MGMヴィラ→(正)MGM大阪ヴィラ

②宿泊施設の機能

1. 宿泊施設の機能

(1) 客室ごとの機能・客室構成

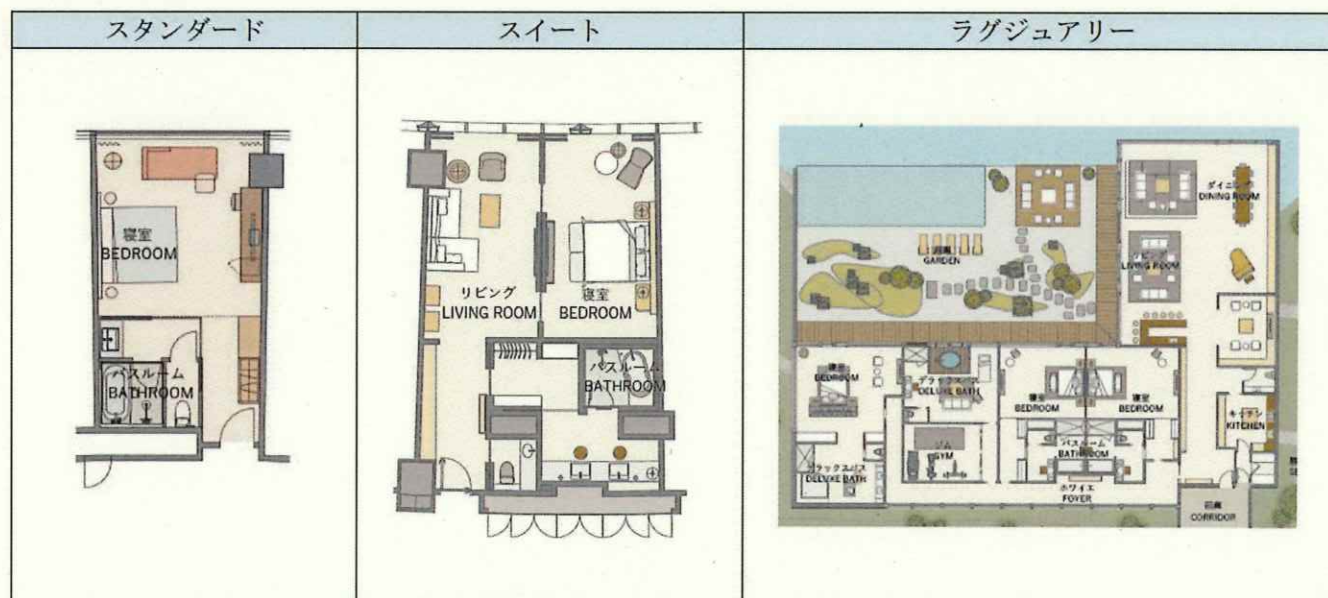
・来訪者の多様なニーズに対応し、リピーターに対しても常に新しい体験価値を提供できるよう、様々なタイプの客室を用意する。スイートルームは全体客室数の20%以上を確保する。

・あらゆる顧客層に対応できる国際競争力の高い客室を揃えることで、集客力の向上及び来訪者の滞在長期化をめざす。

・世界中から訪れる富裕層の需要にも対応できるよう、スーパー・ラグジュアリーといった最高級クラスの客室も整備し、大阪IR全体のブランド価値向上に貢献する。

(2) 客室タイプごとの間取図のイメージ

<区域整備計画に基づき事務局作成 (p.94~97)>



※代表的な客室タイプのイメージ(現時点での想定イメージであり今後の設計の進捗に伴い、変更が生じる可能性がある。)

評価基準10 宿泊施設の規模

- 客室の広さについて、客室全体での最小面積 $30\text{m}^2\sim 45\text{m}^2$ （その中間値 37.5m^2 ）、スイートルーム全体での最小面積 $65\text{m}^2\sim 85\text{m}^2$ （その中間値 75m^2 ）となっており、シンガポールをはじめとする諸外国のIR施設と比較しても見劣りはしない程度の広さとなっている。また、スイート比率は全客室数の約20%以上と、シンガポール等のIR施設の宿泊施設は上回っている。なお、「大阪MGMヴィラ」は全客室がスイートであり、最小部屋面積が $400\text{m}^2\sim 490\text{m}^2$ と、富裕層の宿泊需要やハイエンドの顧客向けの企業の需要にも対応した計画と考えられ、諸外国のIR施設と比較して訴求力を有することがうかがえる点は評価できる。

②宿泊施設の機能

1. 宿泊施設の規模、客室ごとの収容人員、スイート比率

宿泊施設	部屋タイプ	最小床面積(m ²)	スイート比率
MGM大阪 (約1,830室)	スタンダード	約45～60	約20%以上
	スイート	約70～85	
	ラグジュアリー	約185～230	
MGM大阪ヴィラ (約10室)	ラグジュアリー	約400～490	100%
MUSUBIホテル (約660室)	スタンダード	約30～45	約2%以上
	スイート	約65～85	
	ラグジュアリー	約100～125	
合計 (約2,500室)	スタンダード全室平均(約60～75) スイート全室平均(約105～135) 総床面積約167,018		平均約20%以上

(誤)スタンダード全室平均⇒(正)全室平均

<区域整備計画に基づき事務局作成
(p.96～97)>

評価基準10 宿泊施設の規模

- なお、「大阪MGMヴィラ」は全客室がスイートであり、最小部屋面積が400㎡～490㎡と、富裕層の宿泊需要やハイエンドの顧客向けの企業の需要にも対応した計画と考えられ、諸外国のIR施設と比較して訴求力を有することがうかがえる点は評価できる。

<質問回答 抜粋>

- MGM大阪は、ダイナミックでアイコンックな形状の外装デザインと非日常を感じられる内装によって来訪者に感動と興奮を提供し、「エンターテイメント」を特徴とするホテルを計画します。MGM大阪は、エンターテイメント性に富んだ機能を提供することによってビジネス客からレジャー客まで幅広い層をターゲットとし、スタンダードからラグジュアリーまで国際競争力の高い客室を計画します。
- MGM大阪ヴィラは、MGM大阪の低層部に位置し、MGM大阪と調和する外観とします。最もハイエンドの富裕層をターゲットとし、それに相応しい上質でラグジュアリーな内装とともに、「結びの庭」に面するように配置することで大阪IRを一望できるビューを確保しながらプライベート感のある空間を備えることにより、「VIP向け最高級ホテル」を特徴とするホテルを計画します。MGM大阪ヴィラの客室については、最もハイエンドな富裕層に対応できるように国内最大級の客室面積を有するスーパー・ラグジュアリーな最高級クラスの客室を計画します。
- MUSUBIホテルは、「多世代型」のリゾートホテルとして多様な宿泊者に対応することから、幅広い宿泊者が楽しめるリゾート空間となるような外観を計画します。内装についても、多様な宿泊者に受け入れられるよう、日本の伝統や文化も感じられるようなものを取り入れ、癒しと安らぎをもたらす快適な滞在環境を計画します。また、「アクアリゾートホテル」を特徴づけるため、大阪IRの開発コンセプト「結びの水都」と親和性のある大浴場など、水を活用した附帯施設を計画します。MUSUBIホテルは、客室についても「多世代型」として、ビジネス・ファミリー・富裕層・長期滞在などの幅広い宿泊ゲストに対応できるよう、スタンダード、スイート、ラグジュアリーまで様々なタイプを計画します。

(誤)大阪MGMヴィラ→(正)MGM大阪ヴィラ

【参考資料】 評価基準10 宿泊施設の規模

- 客室の広さについて、客室全体での最小面積30㎡～45㎡(中間値37.5㎡)、スイートルーム全体での最小面積65㎡～85㎡(中間値75㎡)となっており、シンガポールをはじめとする諸外国のIR施設と比較しても見劣りしない広さとなっている。また、スイート比率は全客室数の約20%以上と、シンガポール等のIR施設の宿泊施設は上回っている。なお、「大阪MGMヴィラ」は全客室がスイートであり、最小部屋面積が400㎡～490㎡と、富裕層の宿泊需要やハイエンドの顧客向けの企業の需要にも対応した計画と考えられ、諸外国のIR施設と比較して訴求力を有することがうかがえる点は評価できる。

表：諸外国の宿泊施設等の現状分析

		世界的なブランドの宿泊施設※1	諸外国のIRの宿泊施設※1※2	日本を代表する宿泊施設※3	日本の大規模な宿泊施設
最小客室面積 (㎡)	スイートルームの最小客室面積の平均	67.0	65.6	58.7	64.1
	最小客室面積の平均	39.7	40.0	29.0	17.7
客室数	総客室数の平均	273	2,495	930	1,554
	スイートルーム数の平均	35	617	47	28
	スイートルーム割合※4の平均 (%)	14.8	19.2	5.3	2.3

※1：直近10年間（2009年以降）で整備されたものの平均。 ※2：IRの立地する国・地域ごとに平均を算出した上で、全体の平均を算出。

※3：「帝国ホテル東京」、「ホテルオークラ東京」、「ホテルニューオータニ東京」の3施設の平均

※4：上記の「スイートルーム数」を「総客室数」で除したのではなく、スイートルームの客室数が判明している宿泊施設の割合を平均したもの。

（出典）各施設HPやシンガポールを基に事務局において作成。

(誤)大阪MGMヴィラ→(正)MGM大阪ヴィラ

出所：特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ

【参考資料】 評価基準10 宿泊施設の規模

シンガポールIR及び大阪IR施設の宿泊施設の客室数、最小客室面積

施設名	入場者数 (開業3年目)	ホテル名	客室数			最小客室面積	
			総客室数	スイートルーム	総数の内スイートルームの割合	全体	スイートルーム
マリーナベイサンズ (開業時)	約509万人	マリーナベイサンズ	2,561	264	10.3%	39m ²	97m ²
リゾートワールドセン トーサ (開業時)	約243万人	合計	1,612	197	12.2%	32m ²	66m ²
		ビーチヴィラ	22	22	100%	—	76m ²
		クロックフォードタワー	121	121	100%	—	66m ²
		エクアリアスホテル	183	10	5%	51m ²	96m ²
		フェスティブホテル	447	0	0%	32m ²	—
		ハードロックホテルシン ガポール	364	9	2%	40m ²	76m ²
		ホテルマイケル	464	24	5%	37m ²	80m ²
		オーシャンスイート	11	11	100%	—	93m ²
大阪IR	約1987万人	合計	2,500	—	約20%以上	約30~45m ² その中間値37.5m ²	約65~85m ² その中間値75m ²
		MGM大阪	1,830	—	約20%以上	約45~60m ²	約70~85m ²
		MGM大阪ヴィラ	10	10	100%	約400~490m ²	約400~490m ²
		MUSUBIホテル	660	—	約2%以上	約30~45m ²	約65~85m ²

【参考資料】 評価基準10 宿泊施設の規模

諸外国のIR施設の宿泊施設の客室数、最小客室面積

国・地域名	IR施設名 (開業年)	ホテル名	客室数			最小客室面積	
			総客室数	スイートルーム	スイートルーム 割合	スイートルーム	全体
シンガポール	Marina Bay Sands (2010)	Marina Bay Sands	2,561	264	10.3%	97	39
		合計	1,612	197	12.2%	—	—
	Resort World Sentosa (2010)	Beach Villas	22	22	100%	76	—
		Crockfords Tower	121	121	100%	66	—
		Equarius Hotel	183	10	5%	96	51
		Festive Hotel	447	0	0%	—	32
		Hard Rock Hotel Singapore	364	9	2%	76	40
		Hotel Michael	464	24	5%	80	37
	Ocean Suite	11	11	100%	93	—	
米国 ネバダ州	City Center (2009)	合計	5,884	2,114	35.9%	—	—
		Aria resort & casino	4,004	568	14.2%	78	48
		Waldorf Astoria	389	55	14.1%	60	47
		Vdara Hotel & Spa	1,491	1,491	100%	54	—
マカオ	Sands Cotai Central (2012)	合計	6,279	764	12.2%	—	—
		Conrad Macau	654	192	29.4%	104	52
		Holiday INN	1,224	65	5.3%	75	37
		Sheraton Grand	4,001	361	9.0%	65	42
		The ST. Regis	400	146	36.5%	103	51
	The Parisian(2016)	The Parisian	2,541	774	30.5%	72	33
	MGM Cotai(2018)	MGM Cotai	1,390	142	10.2%	87	43
	City of Dreams (2009)	合計	2,179	614	28.2%	—	—
		Grown Towers(Nuwa)	290	88	30.3%	78	47
		The Countdown	326	70	21.5%	49	31
		Grand Hyatt	791	288	36.4%	64	52
		Morpheus	772	168	21.8%	73	58
	Studio City (2015)	合計	1,598	113	7.1%	—	—
Celebrity Tower		996	19	1.9%	85	42	
	Star Tower	602	94	15.6%	62	62	
			総客室数	スイートルーム	スイートルーム 割合	スイートルーム	全体
平均			3,006	623	18.3%	77.0m ²	44.4m ²

※ 平均についてはIRの立地する国・地域ごとに平均を算出した上で、全体の平均を算出。

(出典) 事業者へのヒアリングを基に作成

(誤)事業者へのヒアリングを基に作成⇒(正)事業者へのヒアリング及び事務局調査を基に事務局作成

評価基準11: 審査講評案に向けた認識整理

評価基準11 レストラン等の付帯サービス

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
11. レストラン等の付帯サービス(10点)	レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティが、国際競争力の高い、優れたものであることが求められる。	①宿泊施設の飲食サービス (レストラン等の概要(想定する規模、ターゲット、予算水準、ジャンル)のほか、国際競争力の高さや、MICE参加者の利用者ニーズへの対応の考え方を記載) (ルームサービス等のレストラン以外での飲食サービスの提供方針を記載) ②宿泊施設のその他付帯サービス	なし	<p>・方針について、以下①、②で例示する観点など、国際競争力の高い、優れたものとなるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1245 571 2123 879"> <thead> <tr> <th data-bbox="1245 571 1688 627">①飲食サービス</th> <th data-bbox="1688 571 2123 627">②その他付帯サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 627 1688 879"> <ul style="list-style-type: none"> ・バラエティ(ジャンル、予算水準)が豊富 ・国際競争力がある ・MICE参加者の利用者ニーズへの対応について十分考えられている </td> <td data-bbox="1688 627 2123 879"> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なサービスを有している </td> </tr> </tbody> </table> <p>・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、宿泊施設以外の飲食サービスに関する記載内容(評価基準⑬「その他観光旅客の来訪・滞在促進施設」等で提案がなされることを想定)にも留意するものとする。</p>	①飲食サービス	②その他付帯サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・バラエティ(ジャンル、予算水準)が豊富 ・国際競争力がある ・MICE参加者の利用者ニーズへの対応について十分考えられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なサービスを有している
①飲食サービス	②その他付帯サービス							
<ul style="list-style-type: none"> ・バラエティ(ジャンル、予算水準)が豊富 ・国際競争力がある ・MICE参加者の利用者ニーズへの対応について十分考えられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なサービスを有している 							

<認識整理>

- 飲食サービスについて、独自性のある高付加価値な「食」やその空間の提供と多様なサービスを提供しようとする姿勢がうかがえる点は一定評価できる。例えば、国内外の有名シェフ・地元ゆかりの企業との連携やMGM大阪ヴィラでの高品質なルームサービスの提供は、ラインナップやクオリティについて工夫がうかがえる。他方、様々な客層が楽しめる価格帯や多様なジャンルについては、具体的なイメージを抱くことができる説明は十分には見られなかったと思われる。例えば、「和・洋・中」や「ビジネス・ファミリー層」といった区分だけでなく、昨今は客層としても無視できない若年層を念頭においた飲食サービスやハラル・ベジタリアン・ヴィーガンといった食のジャンルを意識している記述は見られない。
- その他の付帯サービスについても、それぞれの客層のニーズに応じた多様なサービスを一定有していると考えられる。しかしながら、VIP向けホテルであるMGM大阪ヴィラにおいては、通常のVIPサービスとは差別化されたラグジュアリー感や国際競争力をもう一步意識し、ディスティネーションとして選択されるような工夫がさらに必要である。

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

- 飲食サービスについて、独自性のある高付加価値な「食」やその空間の提供と多様なサービスを提供しようとする姿勢がうかがえる点は一定評価できる。例えば、国内外の有名シェフ・地元ゆかりの企業との連携やMGM大阪ヴィラでの高品質なルームサービスの提供は、ラインナップやクオリティについて工夫がうかがえる。他方、様々な客層が楽しめる価格帯や多様なジャンルについては、具体的なイメージを抱くことができる説明は十分には見られなかったと思われる。例えば、「和・洋・中」や「ビジネス・ファミリー層」といった区分だけでなく、昨今は客層としても無視できない若年層を念頭においた飲食サービスやハラル・ベジタリアン・ヴィーガンといった食のジャンルを意識している記述は見られない。

①宿泊施設の飲食サービス

<区域整備計画 抜粋 (p.98)>

【図表1：宿泊施設に付帯する飲食施設※1】

宿泊施設名	ジャンル	ターゲット	予算水準	規模※2 (延床面積)	延床面積 (暫定計画値)	
MGM大阪	バーラウンジ	宿泊者、MICE参加者	2,000円前後	約1,800～ 2,800㎡	720㎡	合計 2,312 ㎡
	カフェ	スパを利用する宿泊者	1,000円前後		102㎡	
	レストラン	富裕層を中心とした 大阪IRの全ての来訪者	16,000円前後		1,065㎡	
	クラブラウンジ	宿泊者	4,000円前後		425㎡	
MUSUBI ホテル	バーラウンジ	大阪IRの全ての来訪者	2,000円前後	約1,700～ 2,700㎡	481㎡	合計 2,246 ㎡
	ブッフェ	大阪IRの全ての来訪者	4,000円前後		743㎡	
	軽食レストラン	大阪IRの全ての来訪者	1,000円前後		134㎡	
	レストラン	大阪IRの全ての来訪者	9,000円前後		450㎡	
	クラブラウンジ	大阪IRの全ての来訪者	2,000円前後		438㎡	

※1 飲食施設のジャンル、ターゲット、予算水準は、上記のコンセプトを踏まえつつ、今後の設計・施工過程及び来訪者ニーズや流行の変化を踏まえて一定変更する可能性がある。

※2 飲食施設のジャンル別の延床面積については、今後の設計の進捗に伴いMGM大阪の飲食施設の合計（約1,800～2,800㎡）及びMUSUBIホテルの飲食施設の合計（約1,700～2,700㎡）それぞれの範囲で変更が生じる可能性がある。

1. 設置予定の飲食施設

(1) 宿泊施設に付帯する飲食施設

- MGM大阪及びMUSUBIホテルの施設内に、下表のとおり、**ビジネス・ファミリー・富裕層・長期滞在など国内外からの多様な来訪者ニーズに対応した複数の飲食施設を導入する。**

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

<区域整備計画 抜粋 (p.98~99)>

①宿泊施設の飲食サービス

1. 設置予定の飲食施設

(2) 国際競争力の高さ

- 国内外の有名シェフやレストランと連携し、世界的に高い評価を得られるような飲食施設を展開することで、独自性と創造性のある高付加価値な「食」の体験を提供する。
- MGM大阪及びMUSUBIホテル内は、ウォーターフロント空間を最大限楽しめるように、レストランやバーラウンジの配置を工夫する。

(3) MICE参加者の利用者ニーズへの対応

- 来訪者の飲食ニーズに対応した幅広いサービスを提供することで、MICE開催地としての大阪IRの優位性を確立する。
- MICE利用者が大阪IRでの飲食をより快適に楽しめるよう、大人数のグループに対応できる飲食施設を用意するだけでなく、その予約・手配を行う専任スタッフを配置することで円滑にサービスを提供する。
- 国内外のパートナーとの連携を通じて大阪IRを世界有数の「食」のデスティネーションへと昇華させることに取り組み、MICE参加者の長期滞在を促進するとともに再訪率の向上を図る。

(4) レストラン以外での飲食サービスの提供方針

- VIP向け最高級ホテルであるMGM大阪ヴィラやMGM大阪及びMUSUBIホテルには、ルームサービス用のキッチンを設置の上、客室において、多様な飲食ニーズを満たす高品質なルームサービスを提供する。
- その他、宿泊者が客室内で手軽に飲食を楽しめるよう、軽食レストラン等ではテイクアウトに対応したサービスを提供する。

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

<質問回答 抜粋>

- 評価基準11記載のMGM大阪に付帯する高級レストランについては、MGMの既存施設の実績をベースに、**1食あたりの平均予算水準として16,000円を設定**しています。
- 当該レストランのターゲットは富裕層を中心とした全ての来訪者としていますが、さらにハイエンドの客層にターゲットを限定した飲食施設として、**平均予算水準が■■■■以上の本格的な割烹料理やフランス料理の飲食施設を設置することも検討**しています。参考として、MGMのラスベガスの既存施設では、最低単価が5万円以上の飲食施設も設置されています。
- ラスベガスでは、さらに限られたVIP向けに、高級レストランのなかでも、一般のゲストは入ることができない特別な空間で最高級の料理を楽しむことができるサービス等を提供しています。**大阪IRにおいても、よりラグジュアリーな体験を求めるVIPゲストに満足頂くことができるように、単価が■■■■以上あるいはさらに高価格帯の飲食施設の設置や飲食サービスの提供を検討**していきます。
- バーラウンジを除くレストラン等の飲食施設のうち、概ね■■■■以上の店舗はハイエンドの客層向けの高級な飲食施設を設置する予定です。

<質問回答 抜粋>

- **各飲食施設の和・洋・中などのジャンル**に関しては、宿泊施設内だけではなく、**IR全体における飲食施設の配置バランスを加味しながら、開業時の時流を踏まえつつ今後決定する**予定です。
- 国内外の多様な来場者の飲食ニーズに対応するため、**いずれかのジャンルのみ**に偏ることなく、**幅広いジャンルの飲食施設を展開**していきます。

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

- その他の付帯サービスについても、それぞれの客層のニーズに応じた多様なサービスを一定有していると考えられる。しかしながら、VIP向けホテルであるMGM大阪ヴィラにおいては、通常のVIPサービスとは差別化されたラグジュアリー感や国際競争力をもう一步意識し、ディステーションとして選択されるような工夫がさらに必要である。

<区域整備計画 抜粋 (p.98~99)>

②宿泊施設のその他付帯サービス

- 大阪IRでしか得られない滞在体験を国内外の多様な来訪者に提供し、リピート率の向上、来訪者の滞在の長期化を促す。
- 客室や飲食施設のほかにも滞在促進に寄与するスパ、ジム、プール等の付帯サービスを提供するとともに、大阪IR内のエンターテイメント、アート、ウェルネス等の様々なコンテンツと連携することで快適性や満足度を高める。

【図表2：その他付帯サービスの概要】

宿泊施設	付帯サービス	運営方針	サービスの質の高さに 関する客観的根拠等
共通	送迎サービス	利用者のセグメント（VIP、プレミアムマス、マス）やニーズに合わせて、空港や主要駅からの送迎サービスを提供	<ul style="list-style-type: none"> • チェックイン、チェックアウト時間に応じた送迎サービス • 多様なニーズに応えるコンシェルジュサービスを提供し、滞在の長期化を促進
	IR施設内の各種コンテンツの予約手配	各種コンテンツの魅力や営業時間等の基本情報の提供、予約手配や各施設までのルート等を案内	<ul style="list-style-type: none"> • 幅広い顧客の満足を獲得しているMGMの既存施設（米国・マカオ）での運営ノウハウを活用

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

MGM大阪	Luxuryリテール	MGM大阪の下層階に世界トップクラスのハイブランドをアジア有数の規模で集積させ、非日常的なショッピング体験を提供	MGMがラスベガスで開発した、高級ショッピングモールと同等水準の施設を整備
	その他リテール	大阪・関西の土産物や日用品等を取り扱い、来訪者の多様なニーズに対応	500品目以上の土産物・日用品等を用意
	スパ	上質なリラクゼーションを体験できる高級スパを宿泊施設内に設置	MGMがスパ事業でフォーブス5つ星を獲得した実績を活かし、地域の嗜好や需要に合わせたトリートメントを高級ホテルに相応しいサービス水準で提供
	ジム、プール	スパに併設し、上質な滞在体験を提供	健康志向の高い来訪者ニーズ、国内外の長期滞在者のニーズに対応できるラグジュアリーホテルに相応しいサービスを提供
	コンサバトリー	何度訪れても飽きないよう、季節ごとにテーマを変えた展示物や様々なアート作品を展示	<ul style="list-style-type: none"> ・アトリウムを活用した展示施設において、多くの来訪者に非日常感のある空間を提供 ・MGMがラスベガスで運営するコンサバトリーは1日に約1万5,000人が訪れる人気施設
MGM大阪 ヴィラ	プライベートプール、 プライベートガーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・全客室にプライベートガーデン及びプライベートプールを設置 ・宿泊ゲストのプライバシーを保ち快適な滞在環境を提供 	完全なプライベート空間の中で、VIPゲストのあらゆるニーズに応えるため専属スタッフ（バトラー）が待機し、大阪IRならではの最高のおもてなしを提供
	専用ロビー	宿泊ゲストのみが利用できる完全なプライベート空間を提供	最高級ホテルに相応しいサービスを提供
MUSUBI ホテル	その他リテール	大阪・関西の土産物・日用品等を取り扱い、滞在者の多様なニーズに対応	思わず買いたくなるような土産物や滞中に便利な商品を販売
	ジム、大浴場等	快適な滞在環境を提供	ビジネス・ファミリー・富裕層・長期滞在等国内外からの多様な来訪者を想定した幅広い付帯サービスを提供

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

<質問回答 抜粋>

- ラスベガスのベラージオのコンサバトリーでは、春、夏、秋、冬、そして春節の特別展示と、年に5回、季節に応じた見応えのある展示が行われています。(中略)ラスベガスを代表する「インスタグラム・モーメント」となっており、展示の様子は全世界に効果的に発信されています。
- 大阪IRのコンサバトリーも同様に、年間を通じて、一定期間ごとにディスプレイや展示内容を変化させることで、来場者を惹きつけ再来訪させることをめざします。

<質問回答 抜粋>

- MGMヴィラは、よりプライベートな空間を求め、特別な体験を好むVIPゲストをもてなすための専用ロビーを計画します。
- 専用ロビーでは、通常のフロントデスクやホテルロビーとは異なる、より上質なサービスを提供し、到着からチェックインまでのプロセスをサポートします。
- MGMヴィラの宿泊者は、専用ロビーからMGMヴィラフロアへ直結している専用エレベーターを使って、 専用車寄せからダイレクトに到着・出発が可能となります。
- MGMヴィラでは、VIPゲストのニーズに合わせてカスタマイズされた一対一のサービスも提供されます。それぞれのゲストには、通常、その顧客のニーズ、要求、好み、そして何が顧客にとっての「WOW」であるかについて熟知しているバトラー(執事)がついており、ゲストのためにカスタマイズされた体験を可能とします。
- 専用ロビーでは、到着時に軽食なども提供します。

評価基準11 レストラン等の他付帯サービス

< 10/28 ヒアリング 質問 >

- MGM大阪ヴィラはすごく広いお部屋で、ハイエンドの富裕層をターゲットとしているようなのですが、その人たちはこの区域内に何日ぐらい滞在して、どういうことをして過ごすようなことを想定されているのか。

< 回答 抜粋 >

- MGM大阪ヴィラに宿泊するのは、主にVIPのカジノ客になります。これらのお客様はIR滞在中は主にゲーミング、施設内の高級レストランでの食事、高級ブランドでのショッピング、エンターテインメントイベントなどを楽しまます。そのほかにも大阪や日本国内で開催されるF1やゴルフトーナメントといった特別で、いわゆるチケットが入手が難しいスポーツイベントなどにお客様を招待することもございます。VIPコンシェルジュサービスによって、それぞれのお客様のニーズに合わせてテーラーメイドされた日本国内の周遊旅行も提供されます。(中略)大阪IRだからできる、ラグジュアリーで、プライベートな空港送迎を含め、日本に到着した瞬間から出発までのワンストップサービス、IRの様々なサービスやアトラクションを目当てに、ゲーミングをしない超富裕層やセレブリティがMGM大阪ヴィラに宿泊を希望することも考えられます。(中略)滞在期間になりますが、それぞれのお客様にもよると思うのですが、

評価基準12: 審査講評案に向けた認識整理

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク		
12. 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)	来訪者の満足につながる質の高いサービスが提供されるとともに、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法	なし	<p>・方針について、以下で例示する観点など、来訪者の満足につながる質の高いサービスを提供するよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1294 587 2063 826"> <thead> <tr> <th data-bbox="1294 587 2063 651">体制及びノウハウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1294 651 2063 826"> 運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している </td> </tr> </tbody> </table> <p>・評価に当たっては、シンガポールIRや国内の先進事例を参考にしつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。</p>	体制及びノウハウ	運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している
体制及びノウハウ						
運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している 						

<認識整理>

- 宿泊施設の運営については、十分な運営実績を有するMGMやオリックスを中核株主に持つIR事業者の直営であり、そのノウハウを活かしつつ、「IR事業者内に宿泊部門を統括する責任者を配置した上で、各宿泊施設においても、各宿泊施設の運営を統括するゼネラルマネージャーを配置する」ことが計画されており、多様な来訪者の満足につながるようきめ細やかなサービス提供を実施しようとする姿勢がうかがえる。なお、前掲のゼネラルマネージャー等の配置といった体制論のほかには、MGM大阪ヴィラなどにおける一部の特徴的な記述を除いては、宿泊施設ごとのブランディングに応じて具体的にどのような特徴の質の高いサービスを提供しようとしているか、イメージを抱くことができる説明はあまり見られなかったと思われる。
- また、人材確保の方針については、「開業の約2年前から主要幹部を中心に採用活動を開始し、早期に部門体制を構築する」ことが提案されており、早期の段階から宿泊施設の運営に必要な体制を備えようとしているほか、専門学校等の育成機関と連携した大阪・関西の人材基盤の強化を含めて前向きな姿勢がうかがえるが、観光・ホスピタリティ産業において、長引くコロナ禍とそこからの回復期をたどる中で人手不足・人材不足が広く深刻になる中、宿泊施設のサービスの質を確保する上で重要である優秀な人材の確保とそれに相応する競争力がある給与水準の確保等について、継続的な努力が必要である。

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

- 宿泊施設の運営については、十分な運営実績を有するMGMやオリックスを中核株主に持つIR事業者の直営であり、そのノウハウを活かしつつ、「IR事業者内に宿泊部門を統括する責任者を配置した上で、各宿泊施設においても、各宿泊施設の運営を統括するゼネラルマネージャーを配置する」ことが計画されており、多様な来訪者の満足につながるようきめ細やかなサービス提供を実施しようとする姿勢がうかがえる。なお、前述の統括するゼネラルマネージャー等の配置といった体制論のほかには、MGM大阪ヴィラなどにおける一部の特徴的な記述を除いては、宿泊施設ごとのブランディングに応じて具体的にどのような質の高いサービスを提供しようとしているか、イメージを抱くことができる説明はあまり見られなかったと思われる。

①宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法 <区域整備計画 抜粋 (p.100～102)>

1. 宿泊施設の運営体制及び運営方法

(1) 各宿泊施設での共通方針

MGM及びオリックスが有する様々な知見・ノウハウを活かすとともに、宿泊施設以外の他の事業部門や関西企業をはじめとするパートナーと連携し、強固な組織・実施体制を築き、大阪IR全体として、また、各宿泊施設が最適に運営できる体制を構築する。

- 全ての宿泊施設の所有・経営はIR事業者が行う。附帯施設の運営については、IR事業者又はMGM及びオリックス等への委託等により行う。
- IR事業者内に宿泊部門を統括する責任者を配置した上で、各宿泊施設においても、各宿泊施設の運営を統括するゼネラルマネージャーを配置する。これにより、施設ごとにきめ細やかで充実したサービスを迅速に利用者に行き届けながら、全宿泊施設の運営を一体的に統括し、大阪IR全体として、宿泊施設にかかる業務・サービスの最適化が図られる効率的・効果的な体制を構築する。

(2) MGM大阪の運営体制及び運営方針

- MGM大阪の運営は、IR事業者が行う。
- 飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの運営は、IR事業者の直営或いは外部の専門業者への運営委託、附帯施設の賃貸等の活用により、提供するサービス内容に応じた最適な方法により運営する。
- MGM大阪の飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの担当部門は、ゼネラルマネージャーの統括下で相互に連携し、利用者に対して利便性の高いシームレスなサービス提供が可能となる運営を行う。

①宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法 <区域整備計画 抜粋 (p.100～102)>

(3) MUSUBIホテルの運営体制及び運営方針

- MUSUBIホテルの運営は、IR事業者が行う。
- 飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの運営は、IR事業者の直営或いは外部の専門業者への運営委託、附帯施設の賃貸等の活用により、提供するサービス内容に応じた最適な方法により運営する。
- MUSUBIホテルの飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの担当部門は、ゼネラルマネージャーの統括下で相互に連携し、利用者に対して利便性の高いシームレスなサービス提供が可能となる運営を行う。

(4) MGM大阪ヴィラの運営体制及び運営方針

- MGM大阪ヴィラの運営は、IR事業者が行う。
- **MGM大阪ヴィラは、客室ごとに専属スタッフ(バトラー)を配置し、ゲストひとりひとりの嗜好や行動パターンに合わせたサービスをいつでも提供できる体制を構築する。**
- ルームサービスやバトラーサービス等の運営は、IR事業者の直営或いは外部の専門業者への運営委託の活用により、提供するサービス内容に応じた最適な方法により運営する。
- MGM大阪ヴィラのルームサービスやバトラーサービスの担当部門は、ゼネラルマネージャーの統括下で相互に連携し、利用者に対して利便性の高いシームレスなサービス提供が可能となる運営を行う。

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

MGMとオリックスの実績

(1) MGMリゾート・インターナショナルの主な実績※1

施設	場所	客室数	補足
ARIA Resort & Casino	ネバダ州 ラスベガス	4,004室	<ul style="list-style-type: none"> バリエーション豊かな客室を整備しており、中でもARIA Sky Suitesが「U.S ニュース・アンド・ワールド・リポート」による「ベストホテル・ランキング」において、ラスベガスで第1位、ネバダ州で第1位、米国で第32位にランクイン(2019年)したほか、10年連続で「フォーブス」の5つ星ホテルに選ばれ、世界のベストホテルの1つにランクインしている。
MGM Grand Las Vegas	ネバダ州 ラスベガス	6,071室	<ul style="list-style-type: none"> Skylofts at MGM Grandが「フォーブス」で5つ星(2010～2021)、「U.S ニュース・アンド・ワールド・リポート」(2021)のGold Badge、AAA(American Automobile Association:アメリカ自動車協会)の4つ星ダイヤモンド(2019～2021)を得る等、富裕層から高い評価を獲得している。 また、The Signature at MGM GrandもAAAの4つ星ダイヤモンド(2007～2021)を獲得している。 29室のプライベートヴィラはRobb Reportより「“Best of the Best” Hotel」の評価を獲得している。
Bellagio Resort and Casino	ネバダ州 ラスベガス	3,933室	<ul style="list-style-type: none"> Mandalay Bay、Delano Las Vegas(オールスイート施設)、Four Seasons Hotel Las Vegas、の3つの異なるスタイルの宿泊施設を整備している。 AAAの4つ星ダイヤモンド(2000～2021)を受賞した。AAAの5つ星ダイヤモンドを受賞した。
Mandalay Bay Resort and Casino	ネバダ州 ラスベガス	4,750室	<ul style="list-style-type: none"> Mandalay Bay、Delano Las Vegas(オールスイート施設)、Four Seasons Hotel Las Vegas、の3つの異なるスタイルの宿泊施設を整備している。 AAAの4つ星ダイヤモンド(2000～2021)を受賞した。
その他	-	-	<ul style="list-style-type: none"> Vdara Hotel & Spa(ネバダ州ラスベガス、1,495室)やMGM Macau(マカオ特別行政区、582室)でも、「フォーブス」の4つ星から5つ星を獲得した。

※1 IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者は合同会社日本MGMリゾートになるが、本項においては宿泊施設の運営実績の状況については100%親会社であるMGMリゾート・インターナショナルの実績について記載する。合同会社日本MGMリゾートは日本におけるMGMリゾート・インターナショナルの特定複合観光施設の開発等を目的とした100%子会社である。

Bellagio Resort and Casino

(誤)

- Mandalay Bay、Delano Las Vegas(オールスイート施設)、Four Seasons Hotel Las Vegas、の3つの異なるスタイルの宿泊施設を整備している。
- AAAの4つ星ダイヤモンド(2000～2021)を受賞した。AAAの5つ星ダイヤモンドを受賞した。

⇒

(正)

- AAAの5つ星ダイヤモンドを受賞した。

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

MGMとオリックスの実績

(2)オリックスの主な実績

施設	場所	客室数	補足
別府温泉 杉乃井ホテル	大分県別府市	647室	・1944年開業、九州最大級の温泉リゾート。TripAdvisorにて顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
箱根・芦ノ湖 はなをり	神奈川県 足柄下郡箱根町	154室	・TripAdvisorにて顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
USJオフィシャルホテル ①ホテルユニバーサルポート ②ホテルユニバーサルポート ヴィータ	大阪府大阪市	①600室 ②428室	・両宿泊施設ともに高稼働を維持している。特に、①はTripAdvisorにて「トラベラーズチョイス2019年」を受賞した。また、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
ハイアット リージェンシー 京都	京都府京都市	189室	・オリックスグループが過半を出資するSPCが事業主体で、ホテル運営はハイアットへ委託、オリックスグループがホテルを運営している。 ・高稼働を維持しており、TripAdvisorにて「トラベラーズチョイス2019年」を受賞した。また、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
ハイアット セントリック 銀座	東京都中央区 銀座	164室	・オリックスグループが100%出資するSPCが事業主体で、ホテル運営はハイアットへ委託、オリックスグループがホテルを運営している。 ・高稼働を維持しており、TripAdvisorにて、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
北谷町フィッシャリーナ地区開発 ①ヒルトン沖縄北谷リゾート ②ダブルツリー by ヒルトン 沖縄北谷リゾート	沖縄県中頭郡 北谷町	①346室 ②160室	・オリックスグループが100%出資するSPCが事業主体で、ホテル運営はヒルトンへ委託、オリックスグループがホテルを運営している。 ・両宿泊施設ともに高稼働を維持している。 ・①はTripAdvisorにて「トラベラーズチョイス2019年」を受賞。また、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。 ・②もTripAdvisorにて顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

- また、人材確保の方針については、「開業の約2年前から主要幹部を中心に採用活動を開始し、早期に部門体制を構築する」ことが提案されており、早期の段階から宿泊施設の運営に必要な体制を備えようとしているほか、専門学校等の育成機関と連携した大阪・関西の人材基盤の強化を含めて前向きな姿勢がうかがえるが、観光・ホスピタリティ産業において、長引くコロナ禍とそこからの回復期をたどる中で人手不足・人材不足が広く深刻になる中、宿泊施設のサービスの質を確保する上で重要である優秀な人材の確保とそれに相応する競争力がある給与水準の確保等について、継続的な努力が必要である。

<区域整備計画 抜粋 (p.100～102)>

3. 従業員の確保・育成方針

(1) 基本的な考え方

- フロント業務は高度な接客が求められ、加えて、海外からの来訪者対応等において外国語能力も重要になるため、語学力・接客力・洞察力・提案力に優れ、ウェルカムマインドを持った人材の雇用・育成をめざす。

(2) 人材確保の方針

- **開業の約2年前から主要幹部を中心に採用活動を開始し、早期に部門体制を構築する。**
- また、フロントスタッフ、コンシェルジュ、レストランサービス、調理スタッフなど多岐にわたる人材募集を行い、宿泊施設の運営に必要となる人材を確保する。
- 採用活動に際しては、MGM及びオリックスグループの持つ採用ノウハウを活かし、人材確保に向けて次のような取組みを行う。
 - 新卒採用については、国内のホテル専門学校や調理専門学校とのコネクションを活用して大阪IRの宿泊施設についてPRを行い、人材募集にかかる告知を展開する。
 - 中途人材については、人材紹介会社や求人情報サイト等の幅広いネットワークを活かし、採用活動を実施する。
 - 海外人材については、MGMが保有する米国やマカオ等の海外ネットワークの活用等により人材確保を行う。

(3) 人材育成の方針

- **従業員の一部は、開業前からMGM及びオリックスグループが運営するホテル等施設において実際に働きながらトレーニングを行うことで、十分なスキルを備えた人材を育成する。**
- 開業後は、段階に応じて各種業務を幅広く経験することで、キャリアのステップアップが可能な人材育成計画と労働環境を整備する。
- 一定のスキルを身に付けたスタッフには、米国やマカオの富裕層向け宿泊施設での実地研修等を行い、新たなスキルやグローバルな視点を身に付ける機会を提供し、サービス産業の高度化に資するグローバルで高度な人材育成を図る

評価基準12 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制

- また、人材確保の方針については、「開業の約2年前から主要幹部を中心に採用活動を開始し、早期に部門体制を構築する」ことが提案されており、早期の段階から宿泊施設の運営に必要な体制を備えようとしているほか、専門学校等の育成機関と連携した大阪・関西の人材基盤の強化を含めて前向きな姿勢がうかがえるが、観光・ホスピタリティ産業において、長引くコロナ禍とそこからの回復期をたどる中で人手不足・人材不足が広く深刻になる中、宿泊施設のサービスの質を確保する上で重要である優秀な人材の確保とそれに相応する競争力がある給与水準の確保等について、継続的な努力が必要である。

<質問回答 抜粋>

- 宿泊施設の**主要幹部等の人材**については、人材紹介会社や求人情報サイト等の幅広いネットワークの活用、リファラルリクルーティングのような紹介活動などとおした求人によって確保を図る一方、**地域との共存共栄、高度な観光・ホスピタリティ人材の育成の観点から、教育機関や業界・民間団体などの育成機関と連携し、大阪・関西の人材基盤の強化及び研修等による人材育成に取り組めます。**
- 加えて、日本人を含む海外人材や、宿泊施設運営にかかる経験を有するものの、出産・育児などで一時的に職場を離れた女性など、**潜在的労働力を掘り起こし**、確保できるような広報・PR活動、研修や職場環境の整備等により、人材の就労機会拡大につなげ、**人材基盤強化に貢献**することを考えています。
- なお、MGMでは、大阪・関西の教育機関と連携し、観光・ホスピタリティ業界のリーダー層の育成をめざすエデュケーションプログラムを複数回実施してきました。今後も、同様の取り組みをとおして、**若年層から観光人材の底上げに寄与していきます。**

評価基準17: 審査講評案に向けた認識整理

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
17. MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)	大規模な国際会議をはじめとするMICEの開催件数や、国内外からIR区域への来訪者数、送客施設の機能による他地域への観光客数の増加件数・人数や伸び率が大きく見込まれることが求められる。また、このような観光への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	<p>①MICEの開催件数(その増加件数・伸び率を含む。)</p> <p>②国内外からIR区域への来訪者数(その増加人数・伸び率を含む。)</p> <p>③送客施設の機能による他地域への観光客数</p> <p>④各事項に関する推計方法</p>	なし	<p>・以下①～③について、シンガポールIRや同種事例を参考にしつつ、MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果に関し十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>①MICE開催件数の増加</p> <p>②国内外からIR区域への来訪者数の増加人数</p> <p>③送客施設の機能による他地域への観光旅客の増加人数</p> <p>・評価に当たっては、効果を最大化するための取組の内容を確認しつつ、各数値の伸び率や推計方法にも留意するものとする。</p>

<認識整理>

- MICE開催件数の推計に際し、平均参加者規模等の算出にあたっては、事業者の知見や近隣MICE施設等の実績をベースに現実的な数値を採用している点は1つの手法として理解できるが、他方で、計画上の事業・営業戦略に関する記述ではオールインワンMICEというこれまでにない手法・商品力であることを強調している点との関係では、この推計手法(大阪内の既存実績値に依拠)は、当該強調されている営業戦略とは親和性は余り感じられない。
- また、需要サイドの分析の観点では、ヒアリング等に基づく定性的な説明は多少あるものの、広く市場動向の分析や他の近隣類似施設の存在を十分意識した需要競合の整理、日本・世界ワイドで見ての大阪の相対競争力の織り込みについては殆ど分析が見られず、推計値の妥当性に関し十分な評価を行う材料に欠ける面がある。
- その上で、数字としては、合計531件のMICE開催が見込まれる計画は、我が国のMICEに対する貢献が見込まれるものと評価できる。ただし、大阪IRにおける国際会議の開催件数(開業3年目:約29件)については、パシフィコ横浜といった同種大規模施設との比較では必ずしも多くはなく、件数増加に向けた取組努力が求められる。
- また、推計実施以降、新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化、夜の外出など生活スタイルの変化、MICEをめぐる情勢の変化(ハイブリッド開催等)や、他都市での意欲的な国際MICE都市構想(例:東京)の動きが見られるため、今後、これら環境・情勢の変化や国内・大阪内の他の有力類似施設との競合、オールインワンMICEに相応しい新たな取り込み需要といった要素も取り込んだ手法での推計値の精緻化が求められる。

<認識整理>

- 来訪者数の推計では、主たる集客要素となるカジノ施設への来訪者数の推計を中心とし、MGMやゲーミングコンサルタントの知見も活用しつつ、国内旅行者、訪日外国人といったセグメント別の推計が、実績あるとされる手法に従ってなされていることは一定の理解を示せるが、細部の設定数値の中には公証力ある根拠提示に欠けるものも見られ、例えば、カジノ来訪者数の推計の前提となる「性向」の設定値の妥当性については、その根拠が明確でなく、十分な評価は困難である。他の来訪者部分の予測の計算過程についても、同様の細部設定や根拠の不明瞭さが一部見られ、算出数値の水準について一般的知見での感覚からは必ずしも同感とは至らないものもある。
- その上で、来訪者数値自体は、開業3年目に約1,987万人が見込まれている。このうち訪日外国人は約629万人とされており、シンガポールIRと比較しても遜色ないものと評価できる。なお、上述した細部の不明瞭さに関連し、推計値は、証左等の裏打ち以上に意欲的な数字となっている面が見受けられる。今後は、上述した観点を踏まえた手法での推計値の精緻化とともに、この推計値が実現されるよう、高い目標に取り組む意識で大阪IRの魅力の増進に最大限取組が続けられることが求められる。日本に立地するため国内来訪者の割合が多くなっていることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客が重要である。
- 送客施設により他地域への観光客増加を図る機能とその送客数の推計について一定の取組が見られる。一層の送客数実現のため今後も継続的な検討と取組が期待される。

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

(参考)大阪開催の国際会議の件数(事務局試算)

- 2021年12月26日にTechnavio.comが発表した世界のMICE市場の成長予測では、Conventions(国際会議)の世界での市場規模は、2019年から2024年の間、平均年間成長率 0.94%で推移すると予測されている。
- これをもとに、2032年の日本・大阪の会議開催件数(ICCA基準)を予測。

(計算過程)

- ・ 市場規模の成長率(2019~2024年)を便宜的に開催件数の成長率と置き換え
- ・ 2024年以降も平均年間成長率 0.94%で推移すると仮定。
- ・ 日本・大阪についても世界全体と同様の成長率となると仮定。

(結果)

- ・ 日本開催の国際会議の件数は、**2032年:595件**(2019年:527件)
- ・ 大阪開催の国際会議の件数は、**2032年:24件**(2019年:21件)

市場規模/単位:\$ billion

年	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
対前年比	—	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%	100.94%
開催件数(世界)	13254	13379	13504	13631	13759	13889	14019	14151	14284	14418	14554	14691	14829	14968
開催件数(日本)	527	532	537	542	547	552	557	563	568	573	579	584	590	595
開催件数(大阪)	21	21	21	22	22	22	22	22	23	23	23	23	23	24

<区域整備計画 抜粋(p.120) >

4. MICE開催件数等の推計方法

(2) コンベンション

- ・ 日本における2019年度のICCA基準の国際会議の開催件数は527件であり、2010年度から2019年度で約51%の増加(2010年度の開催件数は349件)であった一方、大阪市における2019年度のICCA基準の国際会議の開催件数は21件であり、同期間で約11%の増加(2010年度の開催件数は19件)に留まることから、開業初年度までは、当該件数(21件程度)が継続するものと想定した。
- ・ 2010年度から2019年度において、**大阪市におけるICCA基準の国際会議の開催件数は**、2016年度の31件が最大であったことを踏まえ、**開業3年目期の大阪IRを含めた大阪全体での開催件数は約30件を目標**とし、大阪IRでの開催件数は、30件から「大阪の他施設」で開催される件数(21件)を差し引いて9件程度と見込んだ。

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

- MICE開催件数の推計に際し、平均参加者規模等の算出にあたっては、事業者の知見や近隣MICE施設等の実績をベースに現実的な数値を採用している点は1つの手法として理解できるが、他方で、計画上の事業・営業戦略に関する記述ではオールインワンMICEというこれまでにない手法・商品力であることを強調している点との関係では、この推計手法(大阪内の既存実績値に依拠)は、当該強調されている営業戦略とは親和性は余り感じられない。

<解説資料 抜粋> 解説-評価17-1_MICE開催件数の設定根拠

国際会議

1. ミーティング・インセンティブツアー

(1)年間開催件数(485件(開業3年目期)。内、ミーティング・インセンティブツアーが456件、コンベンションが29件)

(2)平均参加者規模(750人)

- 国内で開催されているミーティング・インセンティブツアーは、種別がセミナー、新商品発表、プライベートショー、及び研修等と多岐に渡り、規模も小規模(500人以下)から大規模(10,000人以上)まで幅広く存在している。当然ながら、規模が大きくなるに連れ、その回数は減る傾向にある。大阪IRでは設置される会議場の規模や、誘致対象とする開催件数等を考慮し、MGMの事業経験等を踏まえた上で、平均規模で750人とした。

<質問回答 抜粋>

(回答)

1. 国際会議場施設の稼働率について

- 大阪IRの国際会議場施設の稼働率は、

-
-
-
-

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

- また、需要サイドの分析の観点では、ヒアリング等に基づく定性的な説明は多少あるものの、広く市場動向の分析や他の近隣類似施設の存在を十分意識した需要競合の整理、日本・世界ワイドで見ての大阪の相対競争力の織り込みについては殆ど分析が見られず、推計値の妥当性に関し十分な評価を行う材料に欠ける面がある。

<質問回答 抜粋>

(回答)

1. 国際会議場施設で開催する催事

(1) ミーティング及びインセンティブ

① 大阪IRにおける開催件数(開業3年目期:約456件)

- ミーティング・インセンティブについては、私企業が主催者となり開催されるものが一般的であり、企業の内部イベントとして、対外的に公開されない情報も多いことから、正確な市場規模の推計は困難な状況にあります。

(略)

(2) コンベンション

① 大阪IRにおける開催件数(開業3年目期:約29件)

(略)

➤

これらをもとに、大阪府立国際会議場でのコンベンションの開催件数の約半数を開催し、全国でも代表的な国際会議会場の1つとなることを目標に※5、開業3年目期のコンベンションの開催見込みを29件と設定しています。

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

- その上で、数字としては、合計531件のMICE開催が見込まれる計画は、我が国のMICEに対する貢献が見込まれるものと評価できる。ただし、大阪IRにおける国際会議の開催件数(開業3年目:約29件)については、パシフィコ横浜といった同種大規模施設との比較では必ずしも多くはなく、件数増加に向けた取組努力が求められる。

<区域整備計画 抜粋(p.118)>

【図表1：国際会議の開催件数（年間見込み）】

催事種別	催事タイプ	開催件数	平均参加者規模	平均参加日数
M、I	日本国外の本部による主催	約19件	約750人	3.0日程度
M、I	日本国内の本部による主催	約437件	約750人	2.0日程度
C	国際団体等が主催する国際会議 (うち、ICCA基準の国際会議)	約29件 (約9件)	約750人	2.5日程度
合計/平均		計約485件	平均約750人	平均2.1日程度

【図表2：展示会等の開催件数（年間見込み）】

催事種別	催事タイプ	開催件数	平均参加者規模	平均参加日数
E	一般展示会・イベント	約30件	約7,500人	2.0日程度
	ローカルイベント	約14件	約10,000人	1.3日程度
	eスポーツイベント	約1件	約7,500人	2.2日程度
	フードイベント	約1件	約7,500人	1.7日程度
合計/平均 (うち、ISOの「展示会」の定義に合致)		計約46件 (約44件)	平均約8,261人	平均1.7日程度

(参考) パシフィコ横浜におけるMICE開催件数

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
Convention	93件	91件	100件	104件	180件
うちICCA基準	14件	10件	10件	11件	11件

出所)JNTO国際会議統計、ICCAデータベース

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

- また、推計実施以降、新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化、夜の外出など生活スタイルの変化、MICEをめぐる情勢の変化(ハイブリッド開催等)や、他都市での意欲的な国際MICE都市構想(例:東京)の動きが見られるため、今後、これら環境・情勢の変化や国内・大阪内の他の有力類似施設との競合、オールインワンMICEに相応しい新たな取り込み需要といった要素も取り込んだ手法での推計値の精緻化が求められる。

●国際会議のハイブリッド開催化

観光庁「安全なMICEの再開と発展に向けた関係者協議会」のとりまとめ(抜粋)

感染症対策に加え、会議のオンライン化は利用者の利便性向上につながっている面もあることを踏まえると、今後のMICE誘致開催においては、ハイブリッド開催等への対応が必須の要件と考えられる。会議のハイブリッド化により、国際会議のサテライト会場を我が国に誘致できる可能性も生じている。また今後も新たな技術の活用がMICEのあり方を変えていくことが想定され、こうしたMICEを取り巻くイノベーションに関係者が積極的に対応していくことが重要である。

●東京都における旧築地市場跡地の再開発について

築地でMICEを含む大規模集客施設の開発が計画されている(現在、事業者公募中)

築地まちづくり方針 築地地区の将来像(抜粋)

- 浜離宮恩賜庭園や、食文化など、魅力的な資源を有する地域のポテンシャルを生かしつつ、新たな築地ブランドを含む新たな東京ブランドを創造・発信する「創発MICE」機能を持つ国際的な交流拠点が形成されている

事業実施方針(抜粋)

- 会議や催し等ができる機能の整備については、以下の条件を満たすこと。
 - ボールルーム(バンケット使用で1,000人以上相当)と大会議室に加え、必要な中小会議室等の関係諸室、展示機能を整備するとともに、最先端のデジタル技術の効果的な活用や持続可能性に配慮した取組など受入れ環境の確保により、様々な国際的な会議や催し等の開催に幅広く対応できる



<区域整備計画 抜粋(p.122)>

3. 来訪者数の推計方法

カジノ事業の売上は大阪IRの売上の約80%を占め、IRの収益性に最も大きな影響を与えるため、需要予測では、最初にカジノ施設への来訪者を予測した上で、カジノ施設以外の施設の来訪者数の予測を実施した。

カジノ施設以外の施設(宿泊施設、劇場等)の需要予測については、近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に予測した。

個別の推計方法は、以下のとおり。

(1) MICE施設への来訪者数の推計方法

MGMの実績、国内MICEパートナーの知見及び国内の主要MICE施設で開催された事例を踏まえ、年間開催回数と平均来訪者数の設定を行い推計した。

(2) 魅力増進施設への来訪者数の推計方法

施設ごとに、収容キャパシティ、想定イベント回数、IR利用者に占める当該施設の利用率、面積あたりの来訪者数等の設定を行い推計した。

(3) 送客施設への来訪者数の推計方法

施設特性(ショーケース機能とエントランス近くの配置)とMGMが有する経験から、旅行者区分ごとに来訪率の設定を行い推計した。

(4) 宿泊施設への来訪者数の推計方法

大阪府内の宿泊施設の稼働率や海外のIRにおける類似宿泊施設の稼働率を考慮し、宿泊施設の客室数と稼働率及び客室あたりの宿泊者数の設定を行い推計した。

(5) 来訪及び滞在寄与施設への来訪者数の推計方法

施設ごとに、収容キャパシティ、想定イベント回数、IR利用者に占める当該施設の利用率、面積あたりの来訪者数等の設定を行い推計した。

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

- その上で、来訪者数値自体は、開業3年目に約1,987万人が見込まれている。このうち訪日外国人は約629万人とされており、シンガポールIRと比較しても遜色ないものと評価できる。なお、上述した細部の不明瞭さに関連し、推計値は、証左等の裏打ち以上に意欲的な数字となっている面が見受けられる。今後は、上述した観点を踏まえた手法での推計値の精緻化とともに、この推計値が実現されるよう、高い目標に取り組む意識で大阪IRの魅力の増進に最大限取組が続けられることが求められる。日本に立地するため国内来訪者の割合が多くなっていることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客が重要である。

<区域整備計画 抜粋>

【図表3：IR区域への来訪者数の増加人数・伸び率（見込み）】

内訳	現状値 (2019年度)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
		第8期	第9期	第10期
IR区域への来訪者数 (万人)	—	762	1,885	1,987
海外	—	241	597	629
国内	—	521	1,288	1,358
国内（宿泊）	—	107	265	279
国内（日帰り）	—	414	1,024	1,079
増加人数 (万人)		(現状値からの増加数)	(前年度からの増加数)	
海外・国内計	—	—	1,123	102
海外	—	—	355	32
国内	—	—	767	70
伸び率		(現状値からの増加率)	(前年度からの増加率)	
海外・国内計	—	—	147.3%	5.4%
海外	—	—	147.3%	5.4%
国内	—	—	147.3%	5.4%

(参考)開業3年目期のIR区域への来訪者数

マリーナベイサンズ:509万人

リゾートワールドセントーサ:243万人 (出典)シンガポール政府観光局の公表情報を基に事務局作成

評価基準18: 審査講評案に向けた認識整理

評価基準18 地域経済への効果

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
18. 地域経済への効果 (50点)	IR区域への来訪による旅行消費額の増加額や伸び率、地域における雇用創出、IR施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれることが求められる。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ①IR施設に対する投資の金額の見込み ②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③IR施設において雇用する従業員の数の見込み ④その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果 ⑤各事項に関する推計方法 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③について、シンガポールIRや同種事例を参考にしつつ、地域経済への効果に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ①IR施設に対する投資の金額の見込み ②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③IR施設において雇用する従業員の数の見込み ・評価に当たっては、各項目の推計方法の妥当性を確認しつつ、IR区域への来訪者による旅行消費額の伸び率や、効果を最大化するための取組の内容にも留意するものとする。

評価基準18 地域経済への効果

<認識整理> ※下線は特に御議論いただきたい箇所

- 建設段階においては、建設関連投資約7,871億円をはじめ、IR開業までの初期投資額はシンガポールIRを超える約1兆800億円となっており、自ずとその投資規模の大きさから、経済波及効果約1兆5,800億円、雇用創出効果は約11.6万人と地域経済への効果が相応は見込まれる計画である点が評価できる。【1月12日整理済み】
- IR区域内の旅行消費額は6,600億円と見込まれており、シンガポールIRと比較しても大きな数値となっているが、評価基準17で前述の意欲的な来訪者数が推計根拠となっているため、実際には下振れする懸念があり、特に訪日外国人の来訪者数と旅行消費額の見込みが達成されるよう予測の深化と実際的な取組を行うことが重要である。
- IR区域の後背圏への経済波及効果として、実質新規誘発分に限らない総効果規模では、生産誘発額約1兆1,443億円、誘発税収額約1,313億円、雇用効果約92,515人と見込まれ、自ずとその投資規模の大きさから、既存の観光・MICE施設と比較しても、経済波及効果が見込まれる点は、評価できる。推計方法に関しては、一般的な産業連関分析や観光統計をベースとし、IR区域外の後背圏で発生する需要についてはIR開業による純増分のみを計上するといった概ね順当なプロセスでなされているが、MICEに係る直接効果の算定における使用単価の点など、一部には過大推計となるおそれのある粗さが見受けられる。また、今後は、大阪・関西のみならず、全国的な視点を含めたIR設置・運営による地域経済への効果のさらなる分析・推計が重要である。【論点①】
- 地域経済への波及効果を発現・増進させる取組として、大阪IRが導入する会員ポイントプログラムを活用した来訪者の地域への送客や周遊促進、地元企業との持続的な調達取引、質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化といった取組の検討が見受けられる。なお、これらの施策による具体的な効果は量的に見積もられていない。【1月12日整理済み】

[参考]評価基準19にて記載予定

- 訪日外国人旅行者の旅行消費額のうち、純増分と転移分を切り分けた上での議論

評価基準18 地域経済への効果

- IR区域内の旅行消費額は6,600億円と見込まれており、シンガポールIRと比較しても大きな数値となっているが、評価基準17で前述の意欲的な来訪者数が推計根拠となっているため、実際には下振れする懸念があり、特に訪日外国人の来訪者数と旅行消費額の見込みが達成されるよう予測の深化と実際の実施を行うことが重要である。

<区域整備計画 抜粋(p.127)>

来訪者がIR区域に滞在している間に支出する金額(旅行消費額)の見込み、増加率・伸び率

【図表3：IR区域に滞在している間に支出する金額】

内訳	単位	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
		第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	億円	1,375	3,419	3,623
国内旅行者(宿泊)	億円	346	862	910
国内旅行者(日帰り)	億円	806	1,996	2,104

(3年目期合計)
6,637億円

【参考：シンガポールIR区域内の旅行消費額(開業3年目・事務局推計)】

- ・マリーナベイサンズ： 約2,991億円
- ・リゾートワールドセントーサ： 約1,988億円

IR区域内での旅行消費額の算出

	(i)一人当たり消費額(円) ※前ページのIR区域内単価③			(ii)旅行者数(万人)			(iii)旅行消費額(億円)(=(i)×(ii))		
	第8期	第9期	第10期	第8期	第9期	第10期	第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	56,970	57,295	57,597	241	597	629	1,375	3,419	3,623
国内旅行者(宿泊)	32,374	32,559	32,624	107	265	279	346	862	910
国内旅行者(日帰り)	19,461	19,497	19,491	414	1,024	1,079	806	1,996	2,104

評価基準18 地域経済への効果

- IR区域の後背圏への経済波及効果として、実質新規誘発分に限らない総効果規模では、生産誘発額約1兆1,443億円、誘発税収額約1,313億円、雇用効果約92,515人と見込まれ、自ずとその投資規模の大きさから、既存の観光・MICE施設と比較しても、経済波及効果が見込まれる点は、評価できる。推計方法に関しては、一般的な産業連関分析や観光統計をベースとし、IR区域外の後背圏で発生する需要についてはIR開業による純増分のみを計上するといった概ね順当なプロセスでなされているが、MICEに係る直接効果の算定における使用単価の点など、一部には過大推計となるおそれのある粗さが見受けられる。また、今後は、大阪・関西のみならず、全国的な視点を含めたIR設置・運営による地域経済への効果のさらなる分析・推計が重要である。【論点①】

<区域整備計画 抜粋(p.129)> IR運営による経済波及効果

【図表9：IR運営による経済波及効果（対近畿圏（2府5県））】

指標	単位	金額		
		開業1年日期 第8期	開業2年日期 第9期	開業3年日期 第10期
生産誘発額	億円	4,333	10,790	11,443
対前年増加額	億円	-	6,457	652
伸び率	%	-	149.0	6.0
直接効果	億円	2,665	6,636	7,037
対前年増加額	億円	-	3,971	401
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接効果	億円	1,668	4,151	4,405
対前年増加額	億円	-	2,486	251
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接1次波及効果	億円	1,028	2,561	2,716
対前年増加額	億円	-	1,533	155
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接2次波及効果	億円	640	1,591	1,690
対前年増加額	億円	-	951	96
伸び率	%	-	149.0	6.0
雇用効果	人	35,125	87,383	92,515
対前年増加数	人	-	52,258	5,132
伸び率	%	-	148.8	5.9
誘発税収額	億円	492	1,233	1,313
対前年増加額	億円	-	740	80
伸び率	%	-	150.3	6.5

評価基準18 地域経済への効果

<参考:観光関連施設等における消費増を基にした経済波及効果事例>

- 観光関連施設や大規模再開発などについて、施設内外における消費額や建設費(新規需要)を基に経済波及効果(生産誘発額)の推計を行っている事例を以下に整理。

	大阪IR	ベンチマーク			
		ハウステンボス	パシフィコ横浜	東京ビッグサイト	
対象地域	近畿圏(2府5県)	長崎県	全国	全国	東京都
対象としている消費	施設内消費+施設外消費(純増分のみ)	施設内消費+施設外消費	施設内消費+施設外消費	施設内消費+施設外消費	
新規需要発生時期	開業3年目	2000年(開業9年目)	2017年度	2006年度(開業10年目)	
生産誘発額(億円)	11,443	2,068	2,307	7,547	4,626
直接効果(億円)	7,037	1,175	1,057	2,983	2,327
間接1次波及効果(億円)	2,716	543	775	2,583	1,296
間接2次波及効果(億円)	1,690	350	475	1,981	1,003
雇用効果(万人)	9.2	—	2.0	4.9	2.7
税收誘発額(億円)	1,313	—	273	629	96(都税)

<区域整備計画 抜粋(p.126)>

経済波及効果の推計方法

- 経済波及効果は、「平成17年近畿地域産業連関表」(経済産業省近畿経済産業局)を用いて算出した。
- 直接効果の算定方法については以下のとおりである。
 - IR施設内の需要については、IR事業者による施設運営によって直接的に発生する需要を合算したものとした。具体的には、MICE施設以外のIR施設については、投資計画におけるカテゴリー別売上額をベースに算出し、またMICE施設については投資計画における想定開催回数・来場者数から主催者・出展者の事業費を算出し、これらを合算して算出した。
 - IR施設外の需要については、IR区域外の近畿圏で観光客が支出する額のうち、大阪IRによって初めて大阪に来訪する人数分のみを計上するものとし、これを近畿圏内・IR区域外における直接効果として算出した。
- 一次波及効果及び二次波及効果については、上記で算出した直接効果を用いて算出した。
- 誘発税収額については、経済波及効果の算定結果をベースに、「平成17年近畿地域産業連関表」(経済産業省近畿経済産業局)における粗付加価値額(営業余剰、間接税等)と実税収額から算定した実効税率を乗じて算出した。

後背圏の設定

- 後背圏は、経済波及効果分析との整合性を図り、「平成17年近畿地域産業連関表」(経済産業省近畿経済産業局)の範囲である近畿圏(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県)とした。

<解説資料 抜粋(p.18)>

経済波及効果:IR施設外(後背圏)の需要算定

- 後背圏（I R 区域外）での需要については、I R 滞在日程内及びI R 滞在日程外における後背圏（I R 区域外）での消費需要（一人当たり消費額×来訪者数）を計上するが、I R への来訪者のうちの純増分（大阪 I R がなくても来訪したと想定される人数を除いた分）のみを計上する。

	I R 滞在日程内	I R 滞在日程外
I R 区域内	I R 区域内の各施設での売上（MICE以外）、消費支出（MICE）を計上	
後背圏 (I R 区域外)	<ul style="list-style-type: none"> ・ I R 滞在日程内における、後背圏（I R 区域外）での施設利用に関する消費需要（一人当たり消費額×来訪者数）を計上 （I R 区域内の宿泊施設ではなく、市内の他の宿泊施設に泊まった際の消費支出（宿泊費及び飲食費）、I R 区域への交通費の支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ I R 滞在日程外での、消費需要（一人当たり消費額×来訪者数）を計上 （例：I R 区域滞在後に京都に移動して宿泊・滞在した際の消費支出等）

「後背圏（I R 区域外）での需要」については、I R 来訪者のうちの純増分（大阪 I R がなくても来訪したと想定される人数を除いた分）のみを計上する。

評価基準18 地域経済への効果

<質問回答>

(単価設定の考え方)

- 大阪IRの国際会議場施設においては、既存の国内のMICE施設で多く開催されている**従来型の催事とは異なり、オールインワンMICE施設ならではの、新しいタイプの催事の誘致・開催を積極的に展開していく事を考えています。**
- たとえば、着席型の学術会議やビジネスミーティングを単発的に行うのではなく、学術会議の該当テーマに関連して、多様な企業関係者が集うビジネスミーティングや展示会、更にはレセプションやレクリエーションイベントを同時開催するような**複合型・ハイブリッド型の催事**を開催することなどを想定しています。
- 上述のように、**ミーティングとコンベンションの双方の需要を取り込んだ消費単価の高い催事の誘致・開催をめざすことから、本施設で想定される複合型・ハイブリッド型の催事の単価としては、観光庁「平成29年度MICEの経済波及効果算出等事業」報告書の国際MICEの1人当たり総消費額のうち、MとCの主催者消費額をそれぞれの催事タイプにおける一般的な消費額として捉えたうえで、これらを合算したものと設定しました。**

IR区域内（MICE）に係る直接効果の算出プロセスについて

ステップ（1）：単価×来訪者数による消費額の積み上げ

観光庁「平成29年度MICEの経済波及効果算出等事業」で算出された単価をベースに設定した単価に来訪者数を乗じて、消費額を算出する。

カテゴリー	費目	単価（円）	来場者数（人）	消費額（億円）
Innovation Lab(Meeting)	主催者支出	183,428	2,450	4
Convention Services (Meeting+Convention)	主催者支出	263,748	753,205	1,987
Exhibition	主催者支出	8,881	659,916	59
	出展者支出	28,406		187
合計				2,237

※単価については観光庁「平成29年度MICEの経済波及効果算出等事業」で算出されている催事種類別の1トリップ当たりの単価をベースに設定した。

※来訪者数については、開催期間中における実参加者数（登録者数）として設定した。

※Convention ServicesについてはMeetingとConventionを複合させた催事の開催を想定した。

図表 81 国際MICEの1人当たり総消費額の比較



評価基準22

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク								
22. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策 (50点)	<p>防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。</p>	<p>①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等 ③予定する保険の詳細</p>	<p>あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点</p>	<p>■ 防災・減災対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下①～④で例示する観点など、防災・減災等の取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1211 699 2145 1501"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 699 1496 836">①防災・減災対策</th> <th data-bbox="1496 699 1780 836">②サイバーセキュリティの確保</th> <th data-bbox="1780 699 1989 836">③テロ対策</th> <th data-bbox="1989 699 2145 836">④保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 836 1496 1501"> <ul style="list-style-type: none"> 想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 災害対応の拠点となる機能がある。 非常時に活動するための資機材等が備わっている。 関係機関との役割分担が検討されている。 </td> <td data-bbox="1496 836 1780 1501"> <ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 </td> <td data-bbox="1780 836 1989 1501"> <ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 </td> <td data-bbox="1989 836 2145 1501"> <ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。 </td> </tr> </tbody> </table>	①防災・減災対策	②サイバーセキュリティの確保	③テロ対策	④保険	<ul style="list-style-type: none"> 想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 災害対応の拠点となる機能がある。 非常時に活動するための資機材等が備わっている。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。
①防災・減災対策	②サイバーセキュリティの確保	③テロ対策	④保険									
<ul style="list-style-type: none"> 想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 災害対応の拠点となる機能がある。 非常時に活動するための資機材等が備わっている。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。 									

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
22. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策 (50点)	<p>防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。</p>	<p>①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等 ③予定する保険の詳細</p>	<p>あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点</p>	<p>■ 感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下①、②で例示する観点など、感染症対策のための取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1256 791 2136 1305"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 791 1653 847">①感染症対策</th> <th data-bbox="1653 791 2136 847">②保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 847 1653 1305"> <ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 </td> <td data-bbox="1653 847 2136 1305"> <ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。 </td> </tr> </tbody> </table>	①感染症対策	②保険	<ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。
①感染症対策	②保険							
<ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。 							

＜認識整理＞ 防災・減災対策

- 夢洲は、主に洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれる土地であるところ、建物重量と同等の土量を取り除く排土バランス工法による沈下量の低減、支持層（洪積砂層）への杭基礎による建物不同沈下の低減という対策が想定されており相応に評価できるものの、引き続き、施工段階に向けた詳細の検討を求める。なお、建物と地表面での沈下差の発生が確実視され、それに伴う段差への対応策（スロープ等の設置）については、事前に行うのか都度の発生後に行うのか措置が確定しておらず、その検討結果によっては、建設／改修コスト（時期により負担者も異なり得る）や工期等への影響が懸念される。
- 想定される最大津波・高潮では、臨港緑地への浸水が想定されるため、設備機械室、電源の設置や来訪者の立ち入りが厳に生じないよう、今後も詳細計画や運営において徹底していく必要がある。将来の地盤沈下量を見込んだ場合でもIR区域は十分な高さを有することが一応検証されているが、前提となる、主に洪積層の地盤沈下量予測に関しては、沈下の実測データ等が限られる中で、沈下量予測の閾値に余裕があるかは不明瞭で、厚みに欠ける予測でもあるとの意見もあったことから、今後、これまで以上の沈下量の計測に努め、想定以上の沈下が進行した場合など、「想定外」の事態が起きた場合への対応もリスク管理意識をもって十分検討しておくが求められる。この点は、地盤沈下自体への対策姿勢としても同様であり、こういった「想定外」を始めとした幅広なリスク管理意識の高さが見受けられたかについては高評価はし難い。
- 巨大地震時には局所的であれ液状化の発生が確実視され、これに対し、主として建物直下・周囲をセメント系固化により地盤改良し対策することが検討されている点は相応評価できるが、その実施範囲の詳細は確定しておらず、前記の対策範囲の外となった場所（広場・駐車場等）で、局所的に液状化・噴砂が発生した場合、速やかな復旧方策を検討しておくとされているものの、噴砂によっては部分閉園という影響が生じることも懸念され、そのような事態発生が最大限回避されるよう、対応方針の今後の具体化、対策範囲の確定にあたっては熟考が求められる。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 災害発生時の対応に関し、IR事業者による緊急対策本部の設置、事象に応じ大阪府・市、輸送機関等の関係者も参加する合同対策本部の設置等が検討されている。引き続き、関係者間において、各事象に応じた役割・リスク分担等を十分具体化させていくことが必要である。
- 災害発生時の避難について、島内避難を基本とし、避難施設の耐震性、自立電源、備蓄の確保が計画されている点は評価できるが、その確保期間の当否については検討の余地がある。夢洲外へ避難が必要となる場合のルート(夢洲大橋・夢咲トンネル)は耐震対策がとられるものの、災害発生時にどちらも使用できなくなる想定がなされておらず、今後、想定外の事象が起きた場合の対応について幅広く厚みのある検討を求める。
- 夢洲内に新たに消防拠点が設置される予定であることは評価できる。年間約2,000万人(約5万人/日)が訪れる施設であることを踏まえ、IR施設内での医療体制の確保、救急搬送を含めた周辺医療機関との連携、その両者の分担の線引きなど、来訪者規模を踏まえた相応規模の具体的な検討が求められる。

<認識整理>サイバーセキュリティ・テロ・保険・感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組

- サイバーセキュリティの確保、テロ対策、損害に備えた保険の付保について、一般相応には計画されていることがうかがえる。なお、テロ対策に関して、施設内の具体的なゲート動線に関する内容に関しては今後の検討となっている。
- 感染症対策について、モバイルチェックインや非接触型決済などのICTテクノロジーの活用や、従業員への継続的なトレーニングの実施、来訪者への情報発信等が相応に計画されていることがうかがえる。

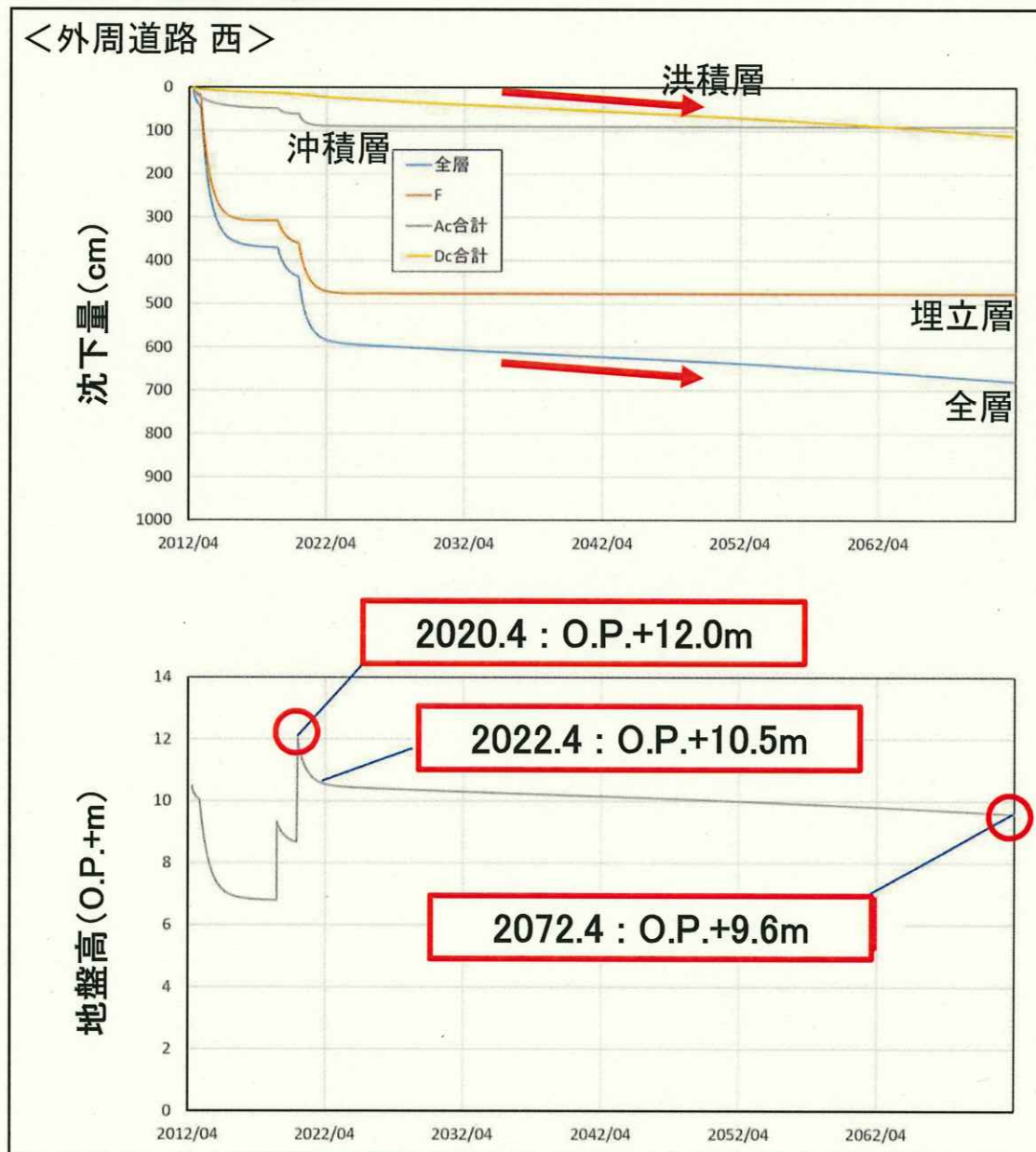
評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- IR区域内での来訪者同士の接触が多く発生することが見込まれるという特性に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症も十分念頭に置き、事前の予防策を徹底するとともに、集団感染の発生時においては迅速かつ適切な対応がなされるよう、具体的な医療・防疫体制の検討など保健衛生の確保に取り組むことが求められる。
- 土壌汚染について、府市・事業者では、開業後の健康被害の防止の観点から、関係法令に則り舗装や盛り土による対策が想定されている。一方で、大阪市により、土壌汚染対策法に基づく試料採取等の省略により搬入土の汚染状態の判定がなされているため、仮に新たな汚染物質の存在が判明した場合は関係法令に則り適切かつ迅速に対処されるよう予め対応策を幅広く検討しておくことを真に求める。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 夢洲は、主に洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれる土地であるところ、...

<夢洲3区 2020.4~2072.4の沈下量最大値:2.4m>

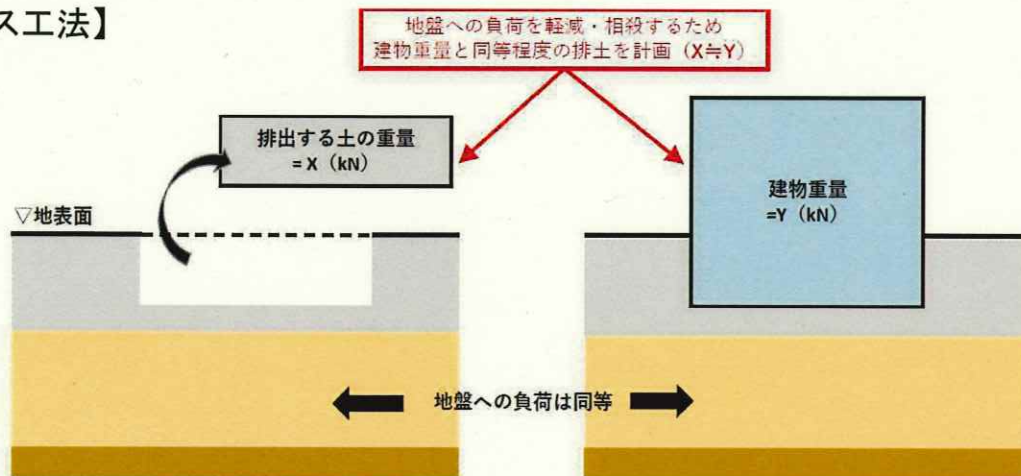


申請者作成資料より
事務局作成

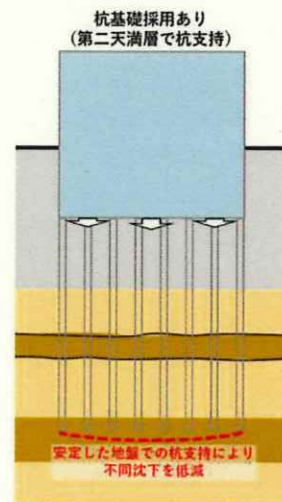
評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- ・・・建物重量と同等の土量を取り除く排土バランス工法による沈下量の低減、支持層(洪積砂層)への杭基礎による建物不同沈下の低減という対策が想定されており相応に評価できるものの、引き続き、施工段階に向けた詳細の検討を求める。

【排土バランス工法】



【杭基礎】



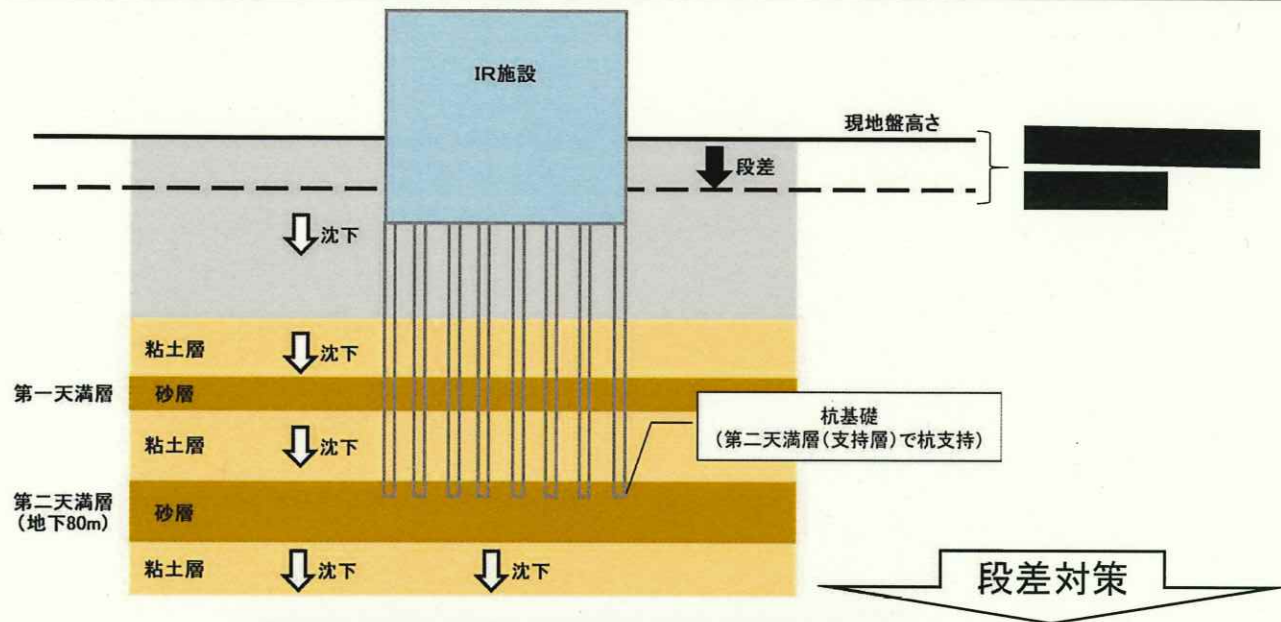
<オブザーバー発言(第21回審査委員会)>

(誤)加重⇒(正)荷重
(誤)極端な杭が⇒(正)極端な状態として杭が

- 軟弱地盤の沈下があまりにも大きいケースでは、杭、そのネガティブフリクションの問題を解消するために、摩擦杭という形で支持層に到達しない杭を使うというのはよくある話。ただ今回は沈下量が決して多くはないすでに圧密沈下がある程度起こっている地盤。そこからのスタートになるので、この場合、第二天満層がそれなりの厚さがあるということであれば、ここを支持層として設けるということについては、大いにあり得る発想であると思う。
- これがなぜそう言えるかというと、建物がすでにバランス工法ということで、浮力分を想定した加重を考えている。建物の重さというのはあまり地盤に伝わっていないということ。そういう状況にあるので、杭に過大な加重がかかるということもなければ、ネガティブフリクションによって生じる大規模な地盤の沈下もないため、杭に対して過大な力がかかることはないだろうと。
- ヒアリングなどでも聞いたが、XXXXXXXXXXと聞いており、極端な杭が支持層に対して打ち抜けてしまうようなことはないだろうと思う。
- ただ、たとえばバランス工法ということ言ってる訳だが、建物の下の地盤に、建物からの加重が伝わってなければいけないが、これが離れてしまって、たとえば建物と粘土地盤に剥離が生じて、全部、杭が支えるとなると話は変わってくるので、このあたりについてはしっかりモニタリングしながらやる必要がある。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- なお、建物と地表面での沈下差の発生が確実視され、それに伴う段差への対応策（スロープ等の設置）については、事前に行うのか都度の発生後に行うのか措置が確定しておらず、その検討結果によっては、建設／改修コスト（時期により負担者も異なり得る）や工期等への影響が懸念される。

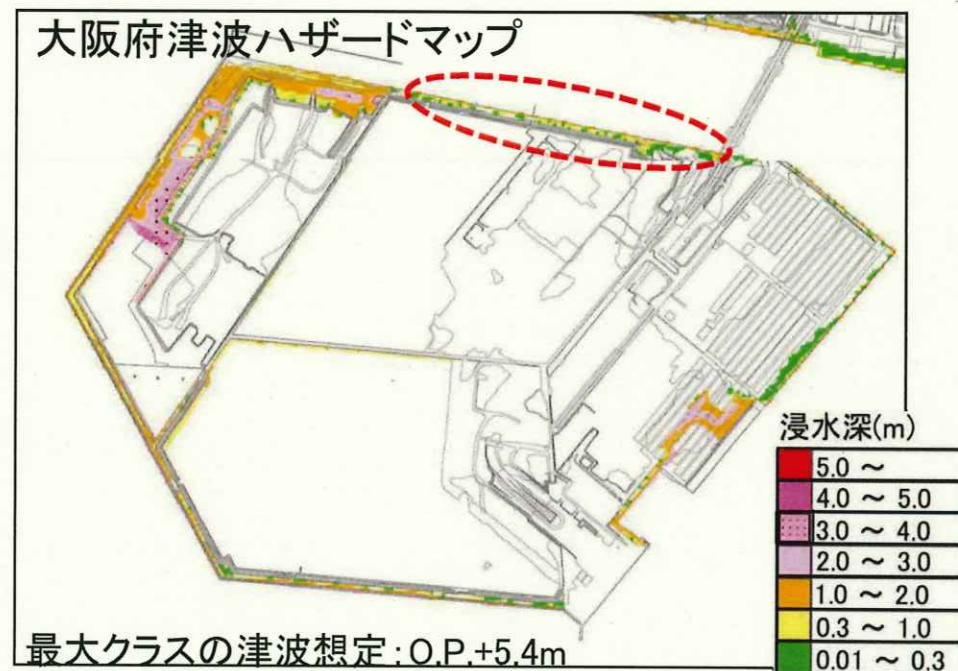
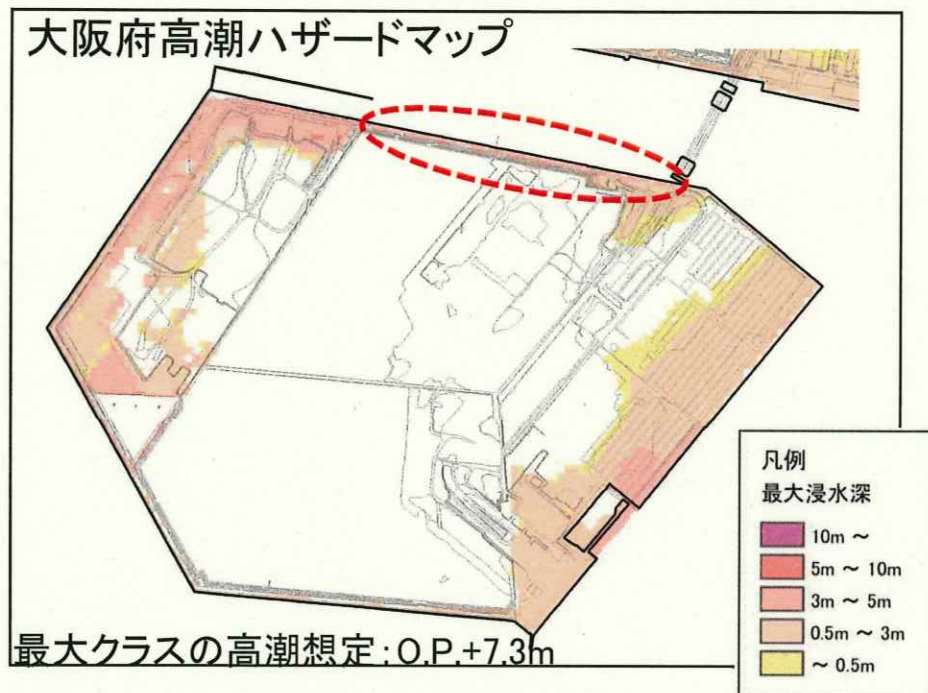


- 杭基礎を支持層に打設した場合、建物は地表面から支持層までの地盤沈下の影響をほとんど受けませんが、地表面から支持層までの地盤の沈下量の分だけ、建物と地表面の間に段差が生じる。

- 沈下量差が生じた際の歩行者の移動等に配慮し、階段やスロープを適宜配置。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 想定される最大津波・高潮では、臨港緑地への浸水が想定されるため、設備機械室、電源の設置や来訪者の立ち入りが厳に生じないように、今後も詳細計画や運営において徹底していく必要がある。



<オブザーバー発言(第21回審査委員会)>

- 津波、高潮に関しては、地盤の高さが高いということもあって、安全である。今の地盤高及びこれからの地盤沈下予測、これが正しいとすれば、そういった状況においては中心地は浸水することがないというところ。
- しかしながら、その中心地の周り、いわゆる臨海部は、低いところがあって、そこは浸水してしまう。避難必要となるようなクリティカルな施設があるかないかということも併せて確認したところ、そういったものはないということであったので、おおむね了承できる。

(誤) 避難必要となるようなクリティカルな施設があるかないかということも併せて確認したところ、そういったものはない
⇒(正) 避難の必要性やクリティカルな施設があるかないかということも併せて確認したところ、そういった施設はない

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 巨大地震時には局所的であれ液状化の発生が確実視され、これに対し、主として建物直下・周囲をセメント系固化により地盤改良し対策することが検討されている点は相応評価できるが、その実施範囲の詳細は確定しておらず、前記の対策範囲の外となった場所(広場・駐車場等)で、局所的に液状化・噴砂が発生した場合、速やかな復旧方策を検討しておくとしてされているものの、噴砂によっては部分閉園という影響が生じることも懸念され、そのような事態発生が最大限回避されるよう、対応方針の今後の具体化、対策範囲の確定にあたっては熟考が求められる。



対策工法	サンドコンパクションパイル工法
対策範囲	液状化が発生する恐れのある範囲(上図の色塗り箇所)

対策工法
対策範囲
の変更

対策工法	
対策範囲	

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- ・災害発生時の避難について、島内避難を基本とし、避難施設の耐震性、自立電源、備蓄の確保が計画されている点は評価できるが、その確保期間の当否については検討の余地がある。夢洲外へ避難が必要となる場合のルート(夢洲大橋・夢咲トンネル)は耐震対策がとられるものの、災害発生時にどちらも使用できなくなる想定がなされておらず、今後、想定外の事象が起きた場合の対応について幅広く厚みのある検討を求める。

<区域整備計画 抜粋(P.148)>

②整備・運営における防災・減災対策等

1. 自然災害 (1)ハード面で実施予定の対策 b IR事業者の取組み

- ・夢洲においては、津波高以上の地盤高の確保等、想定される災害への各種災害対策が施されている。そうした対策を踏まえて、ハード面における対策を想定。夢洲が南海トラフ地震等の大地震の影響が想定される地域であることを踏まえ、BCP(事業継続計画)における**重要施設と位置づける施設には、高い耐震性能を確保する。**
- ・想定外の津波や高潮に備えた建築設計とし、主要施設の床レベルについて、想定される津波を上回る高さに設定する。また、**防災上重要な施設は浸水リスクのより少ないIR区域南側に配置し、電気室等の重要な設備機械室は原則地上階に設置する。**さらに、十分な排水容量の確保及び雨水貯留槽の設置等を行い、浸水リスクを軽減する。

<1/11ヒアリング回答 抜粋>

- 夢舞大橋及び夢咲トンネルはそれぞれレベル2地震動に対する耐震性を確保している。したがって、災害時に想定外の事象によりいずれかが通行に支障を生じたとしても、もう一方を通行することにより 緊急災害活動が可能な状態となっている。
- なお、防災・減災対策において、「想定外」に備えることは、一般的には避難対策等のソフト対策で対応することになるものであり、夢洲において、自然災害に対しては基本的に島内避難と考えている。したがって、夢舞大橋や夢咲トンネルが自然災害時に万が一通行に支障を生じても直ちに避難行動に対しては影響が出るものではない。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 土壌汚染について、府市・事業者では、開業後の健康被害の防止の観点から、関係法令に則り舗装や盛り土による対策が想定されている。一方で、大阪市により、土壌汚染対策法に基づく試料採取等の省略により搬入土の汚染状態の判定がなされているため、仮に新たな汚染物質の存在が判明した場合は関係法令に則り適切かつ迅速に対処されるよう予め対応策を幅広く検討しておくことを真に求める。

【調査地点】



【調査結果(夢洲3区)】

調査位置	基準超過項目	超過物質	基準値※1 (mg/L)	調査結果※2 (mg/L)	調査時期
③ 3区	土壌(浚渫土砂)	ひ素	0.01	0.033	R2
		ふっ素	0.8	1.2	
	発生土(浚渫土砂)	鉛	0.01	0.08	
	発生土(建設残土)	鉛	0.01	0.02	
	地下水	ふっ素	0.8	1.0	

※1：土壌・発生土は土壌汚染対策法の指定基準、地下水は水質汚濁に係る環境基準

※2：調査結果の数値は最大のを記載

○工事実施における対策

汚染土壌の拡散防止

- 工事施工場所への関係者以外の立入を禁止
- 適宜散水や指定区域出入口でのタイヤ洗い等の実施により、区域外への汚染の拡散を防止

汚染土壌の適正処理

- 発生した建設残土（汚染土壌）は、工事区域内で再利用するほか、夢洲1区（水面埋立処理施設）・夢洲2区（自然由来等土壌海面埋立施設）で受け入れ、土地造成工事に活用
- 万博期間中など、夢洲内で処分できない時期・量については、夢洲島外の汚染土壌処理施設（大阪沖埋立処分場・民間処理施設等）で処分

○土地利用時（一般の立ち入り可）における対策

人の健康に係る被害の防止

- 一般の人が立ち入る場所については、厚さ10cm以上のコンクリート若しくは厚さ3cm以上のアスファルト等による舗装や厚さ50cm以上の盛り土等の措置を実施

申請者提出資料より事務局作成

評価基準25: 審査講評案に向けた認識整理

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
25. 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除 (150点)	最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置についてIR事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、確実かつ効果的に講じられることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ①カジノ施設の特徴(設備、構造、サービス)、業務の実施体制及び実施方法 ②IR事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針 ③「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出(実測値及び将来目標) ④依存症対策項目の具体的内容 ⑤カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容 ⑥犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目(例えば、来訪者による迷惑行為への対策等)の具体的内容 ⑦カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・方針について、以下①、②で例示する観点など、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の事例を参考にしつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1223 705 2154 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 705 1688 785">①依存症対策</th> <th data-bbox="1688 705 2154 785">②依存症対策以外の対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 785 1688 1433"> <p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 </td> <td data-bbox="1688 785 2154 1433"> <p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 </td> </tr> </tbody> </table>	①依存症対策	②依存症対策以外の対策	<p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 	<p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。
①依存症対策	②依存症対策以外の対策							
<p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 	<p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 							

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

<認識整理>

- 全般的に行政・IR事業者双方が相応の予算を計上し、大阪府・市の取組としては、全国初のギャンブル依存症対策条例を制定の上での支援拠点「(仮称)大阪依存症センター」の新規設置等による普及啓発、相談・回復支援、関係機関との連携体制の強化、IR事業者の取組としては、ICT技術等と対人での顧客サービスを組み合わせつつ、MGMが長年積み上げてきた経験やデータ、最新の知見やベストプラクティスを踏まえて、従業員研修を含む様々な対策が計画されている点は評価できるが、これらが実効性を持って取り組まれることが必要である。
- 特に、大阪府・市の取組について、依存症にならないための予防的な取組や、早期発見・家族以外の第三者も含めた早期介入の体制構築がより重要であるところ、各取組の達成目標をもった若者への啓発・教育が構想されているが、若者以外も含めた実効性のある早期発見・早期介入のための関係機関の連携強化の具体化が必要である。
- また、事業者による取組について、電子ゲーム機の台数が諸外国のIR施設と比較して多いが、計画においては電子ゲーム機の利用者向けの対策については特段見受けられず、具体的な検討が必要と考えられる。この点、IR事業者は、電子ゲーム機については依存性が高いとされる懸念の声を認識し、今後、有効性・実効性のある対策を検討していく予定であるが、研究や専門家との連携を通じてその懸念を踏まえた検討をしっかりと進めていくことが求められる。
- 加えて、大阪IRには、大阪府以外の近隣地域からの来訪者が多いと見受けられるところ、有害影響排除における近隣地域との連携方針については、既存の取組の範囲にとどまっており、府外からの来訪者や近隣地域における者に対する依存症の観点の配慮が不十分である。
- ギャンブル等依存が疑われる者等の割合については、カジノ以外のギャンブル等を含めて、実測値から低減を目指すとしている姿勢が評価できる。その実現性については不明瞭さが残るものの、今後の割合の調査結果を踏まえてIR事業者が依存症対策の有効性・実効性の検証を行うこととしており、PCDAサイクルを確実に実行し、割合の低減の実現性を高めていくことが重要である。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

<認識整理>

- 依存症対策以外の取組については、IR事業者は、「カジノ施設及びIR区域内の監視、警備体制」として、顔認証システム、画像解析システム等の先進的な技術を活用したものとなっているほか、24時間・365日体制の総合防災センター、IR区域内のサブセンターの設置、防犯関連資格保有者の配置、専門家を活用した従業員への教育、警察等と連携した防犯訓練の実施等を図るほか、防犯・青少年の健全育成等に係る取組を含めて、必要となる人員・予算を十分確保した計画となっている点が評価できる。
- また、都道府県等は、「犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成対策」として、夢洲内に警察署等の設置や、大阪府警察の警察職員の増員を図り、IR事業者や関係機関等との緊密な連携協力を計画となっている点が評価できる。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- 全般的に行政・IR事業者双方が相応の予算を計上し、大阪府・市の取組としては、全国初のギャンブル依存症対策条例を制定の上での支援拠点「(仮称)大阪依存症センター」の新規設置等による普及啓発、相談・回復支援、関係機関との連携体制の強化、IR事業者の取組としては、ICT技術等と対人での顧客サービスを組み合わせつつ、MGMが長年積み上げてきた経験やデータ、最新の知見やベストプラクティスを踏まえて、従業員研修を含む様々な対策が計画されている点は評価できるが、これらが実効性を持って取り組まれることが必要である。

大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例(2022年10月26日 成立)

大阪府条例第五十九号

大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 ギャンブル等依存症対策推進計画及び基本的施策(第七条―第十一条)

第三章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部(第十二条―第十五条)

附則

競馬、競輪、競艇、オートレースといった公営競技やパチンコ等は、府民生活に楽しみをもたらす一方、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、ギャンブル等依存症に陥る府民も少なくない。

ギャンブル等依存症は、多重債務や失業といった経済的問題、うつ病の発症といった健康問題、それらに伴う家族の問題、学生等における学業の中断といった問題によって日常生活や社会活動に支障を生じさせ、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会的問題を引き起こしている。

さらには昨今、海外インターネット経由のオンライン・カジノの増加や、公営競技がスマートフォン等によって手軽に利用できることにより、ギャンブル等依存症の問題がより拡大し、深刻化する傾向にある。

ギャンブル等依存症は、誰もが陥る可能性のある精神疾患であるということや私たちが一人ひとりが認識し、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が、安心して相談し、治療を受け、そして、社会に復帰することができるようにならなければならない。

そのためには、府のギャンブル等依存症対策をさらに進めるとともに、国、府、市町村、医療機関、関係機関、自助グループをはじめとする民間団体等の間における連携をさらに強化する必要がある。

こうした理解の下に、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現をめざして、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号。以下「法」という。)で定めるもののほか、府が実施するギャンブル等依存症対策に関し基本となる事項を定めることにより、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

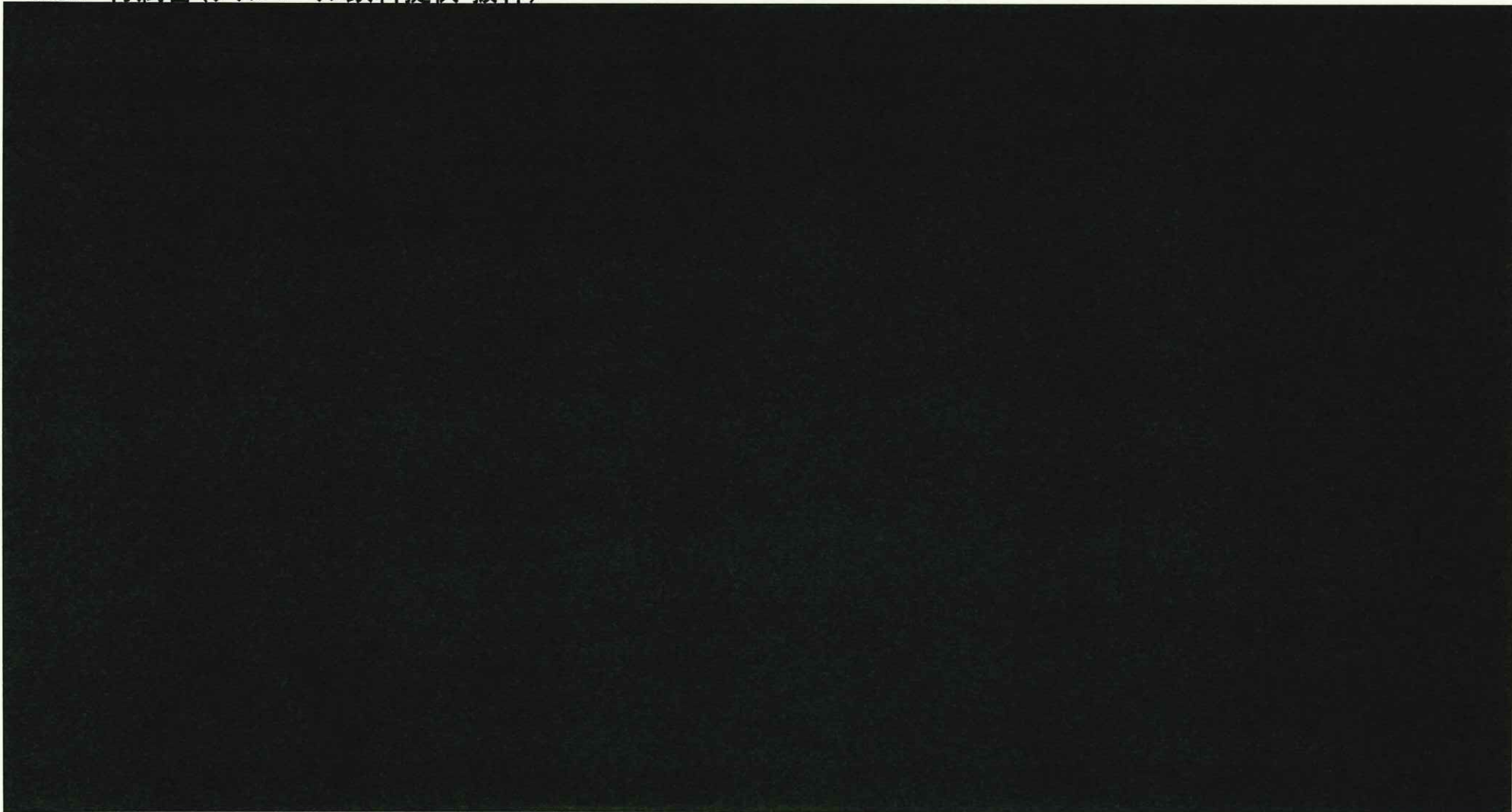
評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

<ヒアリング（大阪IR株式会社）>

アルコール提供に関する質問回答

- MGMの社内規則においては、ネバダ州の法規制に沿った形で作成し、酩酊状態にあり正常な判断が難しい者へのアルコールの提供やゲーミングへ参加させないことを定めている。社内規定を補完するガイダンスのような文書ゲーム中のアルコール提供でどのようなことに注意すべきかを記載しており、従業員に伝えている。酔っばらう前・後の個々の兆候などの具体例が記載されており、従業員がその教育を受けており、それに沿った対応をしている。

MGM 付属書(アルコール飲料提供 抜粋)



評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- 特に、大阪府・市の取組について、依存症にならないための予防的な取組や、早期発見・家族以外の第三者も含めた早期介入の体制構築がより重要であるところ、各取組の達成目標をもった若者への啓発・教育が構想されているが、若者以外も含めた実効性のある早期発見・早期介入のための関係機関の連携強化の具体化が必要である。

<区域整備計画 抜粋 p.171>

大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組み

事前(発生抑制策)

相談支援体制の強化【Ⅱ】

- 相談拠点における相談員、多重債務等様々な相談窓口担当者等に対する研修や事例検討の実施によって、ギャンブル等依存症についての知識・対応力向上を図る。
- 府内市町村における依存症専門知識のある精神保健福祉士・心理士等の確保を支援する等、相談体制の整備を支援し、依存症に悩む人が身近な場所で相談対応が受けられる体制を強化する。

<ヒアリング(大阪府・市)>

体制の構築における介入の考え方

- 介入に当たっては、相談担当者が、相談に来た者がギャンブルの問題を抱えていることを早期に発見できるよう、担当者が早期に発見する力や介入できるスキルを身に付けられるよう教育を行い、町医者においても依存症者の対応が可能となるよう、連携していく。ギャンブルの問題は多岐に影響しており、依存症の窓口だけではなく、生活相談、消費相談、女性相談、DV相談といった窓口にもギャンブルの問題を抱えたものが来訪することを想定し、こういった窓口担当にも教育を行い、ギャンブルを抱えている者を早期に発見できる体制を整える。
- 高校における予防啓発の取組を通じて、教員にも研修等教育を行い、問題がある場合には介入ができるようにしていきたい。
- 大阪アディクションセンターを通じて、司法や金融機関とのネットワークをつなげていきたい。指摘のとおり、依存症には様々な要因があり、様々な方面への悪影響が生じる可能性があるため、それらを踏まえた対応が必要になると認識している。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

<ヒアリング時確認資料:大阪府・市の達成目標と取組 抜粋>

大阪府市のギャンブル等依存症対策の強化

【第2期大阪府ギャンブル依存症対策推進計画の概要について】

目標	取組み概要
<p>【若年層を対象とした予防啓発の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 高等学校等における啓発予防等授業の実施率100% ◎ 教員向け研修会の参加者100名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童・生徒への普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高等学校等の生徒を対象とした予防啓発のための授業等を実施【拡充】 ➢ 高等学校等の教員向けに、補助教材を作成【新規】 ➢ 高等学校等の教員向けに、研修を実施 ➢ 相談拠点において、小・中・高等学校等の協力のもと、発達段階に応じた予防啓発を実施 ➢ オンラインカジノは違法であることを周知【新規】 ➢ 公営競技におけるインターネット投票に関する注意喚起等を実施【新規】 ◆ 大学・専修学校等への普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大学・専修学校等の教員を対象とした研修を実施 ➢ 大学・専修学校において、予防啓発を実施 ◆ 若年層にかかわる機会がある人たちへの普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 青少年指導員等を対象とした研修を実施 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>【依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 相談拠点機関及びSNS相談の相談数を1.5倍 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談窓口の整備 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大阪府こころの健康総合センターにおいて、第2・第4土曜日にも対応。 ➢ SNS やオンラインの活用。 ➢ 借金問題等の抱える課題に応じた専門相談など、相談窓口を充実【新規】 ◆ 本人及びその家族等への相談支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 相談拠点で本人及びその家族等への相談や訪問を実施 ➢ 相談拠点で本人を対象とした回復プログラム及び家族等を対象としたサポートプログラムを充実 ➢ 相談窓口担当者が、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、情報提供ができるよう、必要な情報を周知 ➢ ギャンブル等依存に関する問題を抱える家庭の子どものための相談窓口の情報提供を実施 ◆ 回復支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村等の相談窓口担当者や自助グループ・民間団体等と連携し、ギャンブル等依存症の本人の回復支援と家族等への包括的なサポートを実施 ➢ 就業定着支援を実施 ➢ ギャンブル等依存症である受刑者等に対して、退所後等の切れ目のない支援を実施

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- また、事業者による取組について、電子ゲーム機の台数が諸外国のIR施設と比較して多いが、計画においては電子ゲーム機の利用者向けの対策については特段見受けられず、具体的な検討が必要と考えられる。この点、IR事業者は、電子ゲーム機については依存性が高いとされる懸念の声を認識し、今後、有効性・実効性のある対策を検討していく予定であるが、研究や専門家との連携を通じてその懸念を踏まえた検討をしっかりと進めていくことが求められる。

<ヒアリング（大阪IR株式会社）>

電子ゲーム機の台数が多いことに対する特別な対策

電子ゲーム機の台数が必ずしも多いと考えていない。また、電子ゲーム機によって有害な影響が増すとも、必ずしも考えているわけではない。

MGMとしては、テーブルゲーム・電子ゲームの台数の割合や構成の如何によって問題のあるギャンブル行動が増加する事例というのは把握していないが、そういった懸念があるということを認識し、専門家の先生や今後の動向に注視しながら、ゲーミングの種類や台数、構成に限らず、依存症となる要因の適切な把握につとめ、有効性・実効性のある対策につとめて参る。

また、多様な分野で活躍する専門家を委員として創設するギャンブル等依存症対策委員会から、IR開業後もIR事業者から独立したギャンブル等依存症対策の提言機関として、対策内容の改善等に関するアドバイスの提供を受け、依存症対策の有効性・実効性を高めていきたい。

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

- ギャンブル等依存が疑われる者等の割合については、カジノ以外のギャンブル等を含めて、実測値から低減を目指すとしている姿勢が評価できる。その実現性については不明瞭さが残るものの、今後の割合の調査結果を踏まえてIR事業者が依存症対策の有効性・実効性の検証を行うこととしており、PCDAサイクルを確実に実行し、割合の低減の実現性を高めていくことが重要である。

<区域整備計画 抜粋 p.167>

2. 実測値及び将来目標値について

	実測値	将来目標
		2031年度(令和13年度)
ギャンブル等依存が疑われる者等の割合 (病的ギャンブラー+問題ギャンブラー)	区域認定された年度内を目途に測定	実測値から低減をめざす

<ヒアリング(大阪IR株式会社)>

- 大阪府・市が毎年度継続的に公表する「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の調査結果を踏まえるとともに、IR事業者での各取組・対策の有効性・実効性等を毎年度の事業評価を通じて検証しながら、継続的に有効な対策となるようアップデートしながらギャンブル依存症対策に取り組む。
- 依存症対策の検証評価を行っている事例として、シンガポールが挙げられる。シンガポールでは様々な対策が行われ、IR開業後に依存症率が減少した。IR開業後3年ごとに依存症調査が行われており、IR開業後に依存症率が減り、横ばいで推移している調査結果が出ている。日本でも依存症率調査が行われているが、世界の依存症率水準とだいたい同じものになっていると考えられる。病的なレベルでは1%未満、もう少し程度が軽いと数%の割合だと思う。現状から増やさないように、世界的な水準と同じくらいのレベルで推移し、可能であればシンガポールのように改善できればと思う。
- 大阪IRにおいても、今後調査する実測値に応じて対策を検証していく予定である。仮に増えた場合には、対策が十分ではないと考えられるので、対策を見直す。